

中間市第4次障害者基本計画
中間市第7期障害福祉計画
中間市第3期障害児福祉計画

素案

中 間 市

中間市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切に、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字をひらがな表記にしています。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。

(例：障害者自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、身体障害者能力開発センター、障害物の除去など)。

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定について.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	7
1. 人口の推移.....	7
2. 相談件数.....	8
3. 手帳所持者等の推移.....	9
4. 雇用率の推移.....	14
5. 関係団体等の推移.....	14
第3章 障がい福祉に関するアンケート調査結果抜粋.....	15
1. 調査の概要.....	15
2. 回答者の特性.....	16
3. 住まい、暮らしについて.....	18
4. 日中活動や就労について.....	20
5. 療育・教育について(18歳未満).....	24
6. 障害福祉サービス等の利用について.....	26
7. 相談などについて.....	28
第4章 中間市第6期障害福祉計画・中間市第2期障害児福祉計画の実績.....	30
1. 入所施設の利用から地域生活への移行.....	30
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	30
3. 地域生活支援拠点等の整備.....	31
4. 福祉施設から一般就労への移行促進.....	32
5. 相談支援体制の充実・強化等.....	33
6. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み.....	33
7. 障がい児支援の提供体制の整備等.....	34
8. 障害福祉サービスの実績.....	36
9. 障害児福祉サービスの実績.....	43
10. 地域生活支援事業(必須事業)の実績.....	45
11. 地域生活支援事業(任意事業)の実績.....	50

第2部 中間市第4次障害者基本計画..... 52

第1章 計画の目的と方向性.....	53
1. 計画の範囲と目的.....	53
2. 計画策定の方向性.....	53
第2章 基本指針と今後の方向性.....	57
基本指針1 障がい者を理由とする差別の解消の推進.....	57
基本指針2 雇用・就業機会の推進.....	64
基本指針3 教育等の充実.....	70
基本指針4 安心できる生活基盤の整備.....	78
基本指針5 保健・医療の充実.....	81
基本指針6 生活支援のための環境づくり.....	87
基本指針7 安全・安心対策.....	92
基本指針8 行政サービス等における配慮.....	94

第3部 中間市第7期障害福祉計画・ 中間市第3期障害児福祉計画..... 96

第1章 計画の基本的な考え方.....	97
1. 計画策定の方針.....	97
2. 計画策定に関する基本的な考え方.....	99
3. 福祉サービスの体系.....	100
第2章 障害福祉計画.....	101
1. 地域生活への移行促進.....	101
2. 一般就労への移行等.....	103
3. 相談支援体制の充実・強化等.....	104
4. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み.....	104
5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....	104
第3章 障害福祉サービス等の必要量見込み.....	107
<障害福祉サービス>	
1. 訪問系サービスの見込み量.....	107
2. 日中活動系サービスの見込み量.....	110
3. 居住系サービスの見込み量.....	116
4. 相談支援の見込み量.....	118
<障害児福祉サービス>	
1. 障害児福祉サービスの見込み量.....	121
第4章 地域生活支援事業の必要量見込み.....	126
1. 地域生活支援事業の必要量見込み<必須事業>.....	126
2. 地域生活支援事業の必要量見込み<任意事業>.....	130

第5章 計画の推進.....	132
1. 制度の普及啓発等.....	132
2. 計画の推進体制.....	132
3. 計画の進行管理.....	132
資料編.....	133
1. 中間市障害者基本計画策定委員会条例.....	134
2. 中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会条例.....	136
3. 中間市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画委員会委員.....	139
4. 中間市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画委員会開催経過.....	140
5. 用語解説.....	141

第1部

総論

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化の傾向が顕著になっています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどが、新たな障がいとして広く認識され法律や制度に位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範に至っています。併せて、家族関係や地域社会が大きく変化しており、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。

一方、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度には、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、障がいのある人の社会活動や地域生活に制限が生じ、障がい者施策や障害福祉サービスにおいても利用控えなどの動きが生じていました。しかし、令和5(2023)年度に入り行動制限が緩和されたことにより、障がいのある人の生活は新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻りつつあります。また、SDGsやユニバーサルデザインに関わる概念が、社会に浸透してきており、障がいの有無にかかわらず、社会においてその人らしい自立と参加を目指すことができるよう、社会においては包括的で必要とされる支援を提供できる施策が求められるようになってきています。

障がい者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成23(2011)年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成26(2014)年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。国では、これらの法整備等の動きに呼応して令和5(2023)年には「障害者基本計画(第5次)」を策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。平成30(2018)年には「障害者文化芸術推進法」、令和元(2019)年には「読書バリアフリー法」、令和3(2021)年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4(2022)年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。

このような中、中間市(以下、本市)では、障がいの有無に関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28(2016)年度に「中間市第3次障害者基本計画」を策定しました。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成29年度に「中間市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和2年度に「中間市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、いずれの計画も令和5年度末をもって満了となることから、関係法令、国や県の計画、指針に沿って計画を見直すこととします。

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

- 「障害者自立支援法」施行(平成18年4月)
 - ・ 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
 - ・ 応益負担
 - ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入
- 「障害者自立支援法」の一部改正(平成22年12月)
 - ・ 障がい者の範囲の見直し(発達障がい者が障害者自立支援法の対象に)
 - ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
 - ・ グループホームの利用助成 等
- 「障害者虐待防止法」の制定(平成23年6月成立、平成24年10月施行)
 - ・ 障がいのある人への虐待を発見した場合の通報の義務化
 - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等
- 「障害者基本法」の一部改正(平成23年7月成立、8月施行※一部を除く)
 - ・ 目的規定や障がい者の定義の見直し
 - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等
- 「障害者優先調達推進法」の制定(平成24年6月成立、平成25年4月施行)
 - ・ 障がい者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等
- 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正
(平成24年6月成立、平成25年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
 - ・ 障がい者の範囲の見直し(難病が障がい者の範囲に加えられる) 等
- 「障害者差別解消法」の制定(平成25年6月成立、平成28年4月施行)
 - ・ 障がいのある人の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等
- 「精神保健福祉法」の一部改正(平成25年6月成立、平成26年4月施行)
 - ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等
- 「難病法」の制定(平成26年5月成立、平成27年1月施行)
 - ・ 難病に関わる新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - ・ 療養生活環境整備事業の実施
- 「障害者雇用促進法」の一部改正(平成26年5月成立、平成28年4月施行)
 - ・ 障がいのある人に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し(精神障がい者が算定基礎に加わる) 等
- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正
(平成28年5月成立、平成30年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障がいのある人の望む地域生活の支援
 - ・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
- **「成年後見制度利用促進法」の制定(平成28年4月成立、5月施行)**
- 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
- 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
- 成年後見制度の利用に関する体制の整備 等
- **「発達障害者支援法」の一部改正(平成28年5月成立、8月施行)**
- 発達障がいのある人に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障がいのある人の生活全般にわたる支援の促進
- 発達障がいのある人の支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等
- **「バリアフリー法」の一部改正(平成30年5月成立、11月施行※一部を除く)**
- 国及び国民の責務の明確化
- 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
- **「読書バリアフリー法」の制定(令和元年6月成立、施行)**
- アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
- **「障害者雇用促進法」の一部改正(令和元年6月成立、令和2年4月施行※一部を除く)**
- 障がいのある人の活躍の場の拡大に関する措置
- 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- **「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定(令和2年6月成立、令和2年12月施行)**
- 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- **「バリアフリー法」の一部改正(令和2年5月成立、令和3年4月施行※一部を除く)**
- 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
- 優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
- 市町村等による心のバリアフリーを推進
- **「障害者差別解消法」の一部改正(令和3年5月成立、施行は公布の日から3年以内)**
- 事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- **「災害対策基本法」の一部改正(令和3年5月成立、施行)**
- 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- **「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月成立、施行)**
- 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障がいのある人が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
- 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等による位置づけ

「中間市第4次障害者基本計画」及び「中間市第7期障害福祉計画」、「中間市第3期障害児福祉計画」は一体として策定します。この3つの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは、以下のとおりです。

中間市第4次障害者基本計画

【法令】市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)

- ・ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めた中長期の計画。

中間市第7期障害福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)

- ・ 主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害福祉サービスの見込み量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい者福祉計画に反映されます。

中間市第3期障害児福祉計画

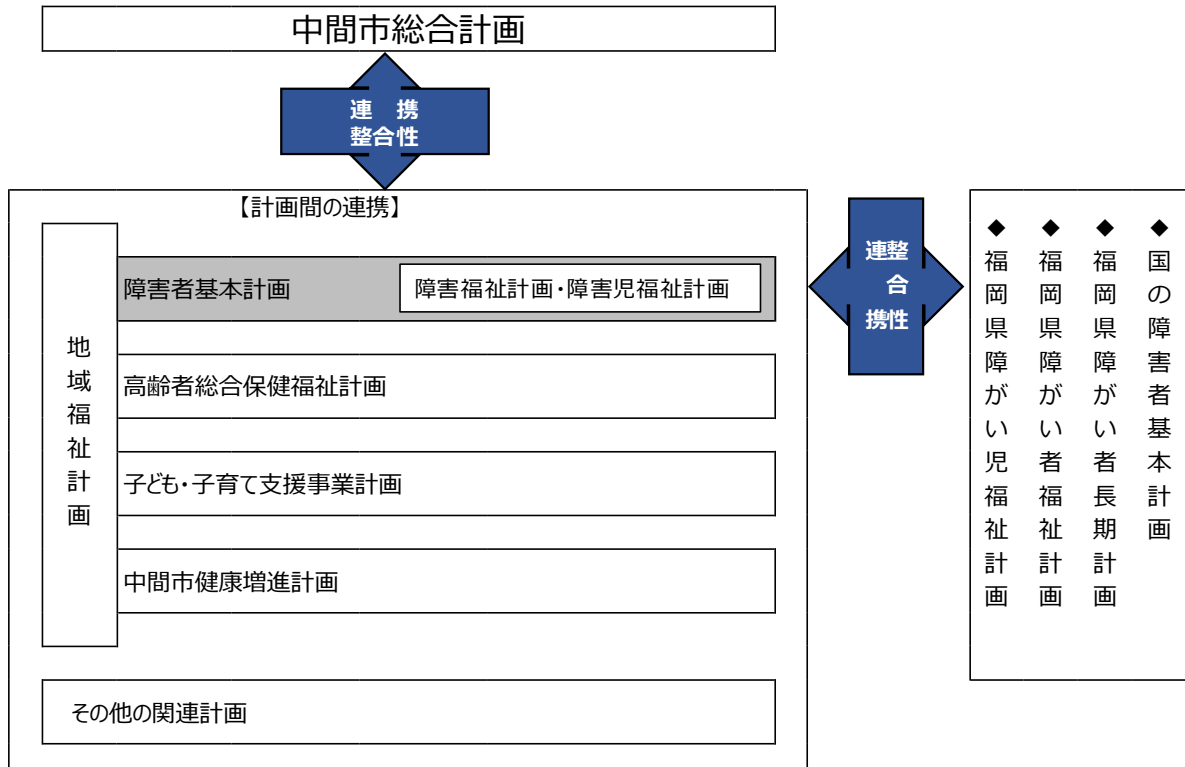
【法令】市町村障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項)

- ・ 主に障害児サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害児サービスの見込み量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい児福祉計画に反映されます。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画(計画期間は3年)	障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画
根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
国	障害者基本計画(第5次) 計画期間: R5年度~R9年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	福岡県障がい者長期計画 計画期間: R3年度~R8年度	福岡県障がい者福祉計画 第4期計画期間: R3年度~R5年度	福岡県障がい児福祉計画 第2期計画期間: R3年度~R5年度
市	中間市障害者基本計画 第4次計画期間: R6年度~R11年度	中間市障害福祉計画 第7期計画期間: R6年度~R8年度	中間市障害児福祉計画 第3期計画期間: R6年度~R8年度
(計画の 主な内容)	(1)啓発・広報 (2)生活支援 (3)生活環境 (4)教育・育成 (5)雇用・就業 (6)保健・医療 (7)情報・コミュニケーション (8)国際協力	○障害福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・施設入所支援 ○地域生活支援事業 相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業	○乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○地域支援体制の構築 ○保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容の推進 ○障害児相談支援の提供体制の確保 ○特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備


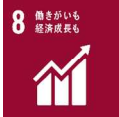



(2)他の行政計画との関係

本計画は、国および福岡県の障害者基本計画や国の基本方針を踏まえ、中間市総合計画、中間市子ども・子育て支援事業計画、中間市高齢者総合保健福祉計画など、他の障がい者施策に関わる諸計画との整合性が図られたものとします。



(3)本計画のSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて様々な取り組みを進めており、本計画の内容が繋がるSDGsのゴールは、以下のとおりとなっています。

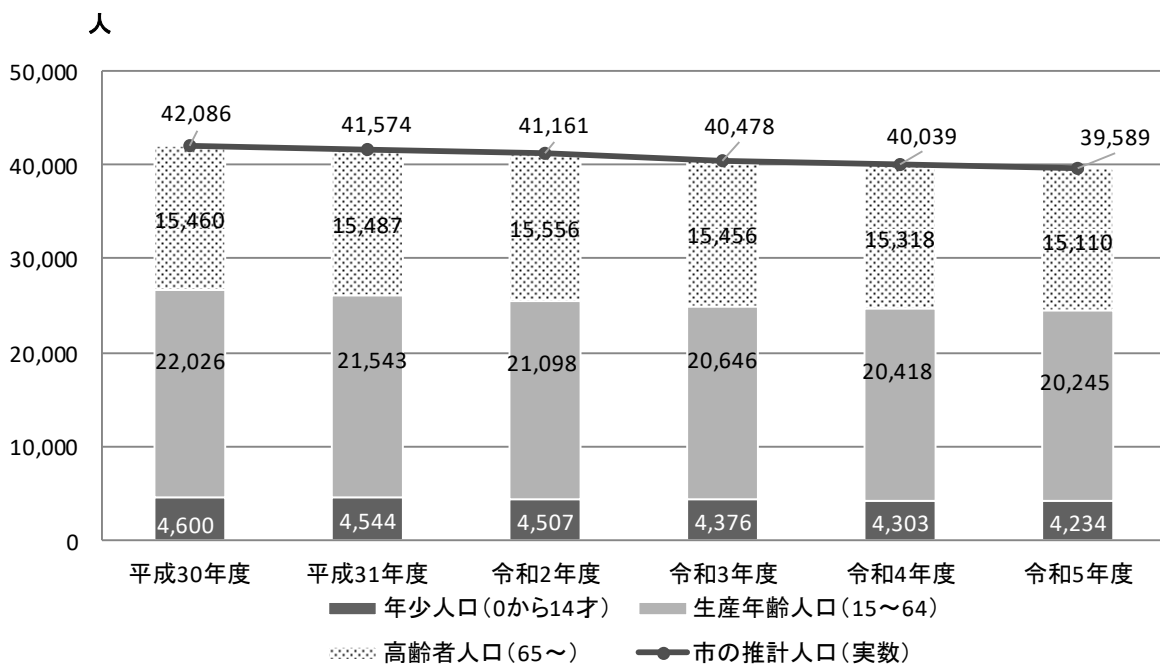
- 
3. すべての人に健康と福祉を
- 
8. 働きがいも経済成長も
- 
10. 人や国の不平等をなくそう
- 
11. 住み続けられるまちづくりを
- 
17. パートナーシップで目標を達成しよう

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口の推移

本市の総人口は、令和5年7月末現在で39,589人であり、減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、いずれの年齢層も減少傾向にあります。

<総人口の推移>



資料: 市民課(各年9月末現在、令和5年度は7月末現在)

2. 相談件数

地域活動支援センター利用状況を見ると、相談内容では「福祉サービス利用等に関する支援」、「健康・医療に関する支援」、「生活技術に関する支援」の相談が多くなっています。相談件数は増加傾向にあります。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉サービス利用等に関する支援	397	214	329	374	446	345	116
障がいや病状の理解に関する支援	19	12	16	31	68	10	1
健康・医療に関する支援	185	103	135	143	276	382	167
不安の解消・情緒安定に関する支援	222	241	83	197	273	150	106
保育・教育に関する支援	0	1	0	3	1	1	0
家族関係・人間関係に関する支援	143	84	57	65	79	127	31
家計・経済に関する支援	129	58	169	208	251	157	68
生活技術に関する支援	163	210	313	251	601	549	124
就労に関する支援	81	73	51	49	30	46	52
社会参加・余暇活動に関する支援	16	6	14	11	26	8	4
権利擁護に関する支援	19	49	14	3	11	14	1
その他	570	558	528	674	752	863	289
合計	1,944	1,609	1,863	2,070	2,829	2,675	959

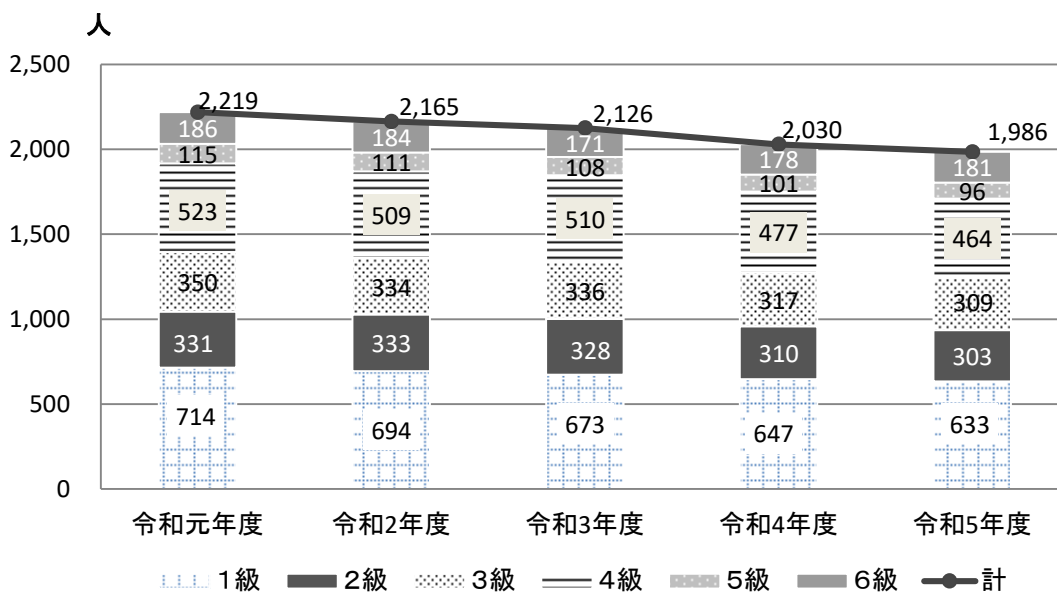
資料：福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

3. 手帳所有者等の推移

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所有者数は年々減少傾向にあります。等級別にみると、令和5年7月末現在で1級と4級の占める割合が高くなっています。

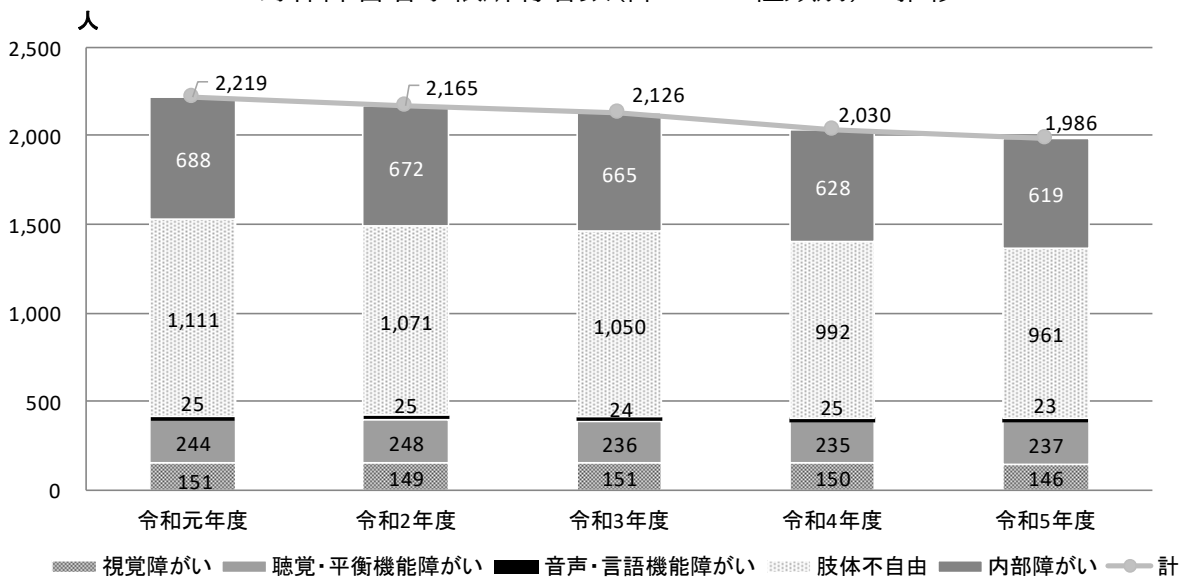
<身体障害者手帳所有者数(等級別)の推移>



資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

令和5年7月末現在の身体障害者手帳所有者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が961人で最も多く、次いで「内部障がい」(619人)、「聴覚・平衡機能障がい」(237人)、「視覚障がい」(146人)、「音声・言語機能障がい」(23人)となっています。

<身体障害者手帳所有者数(障がいの種類別)の推移>

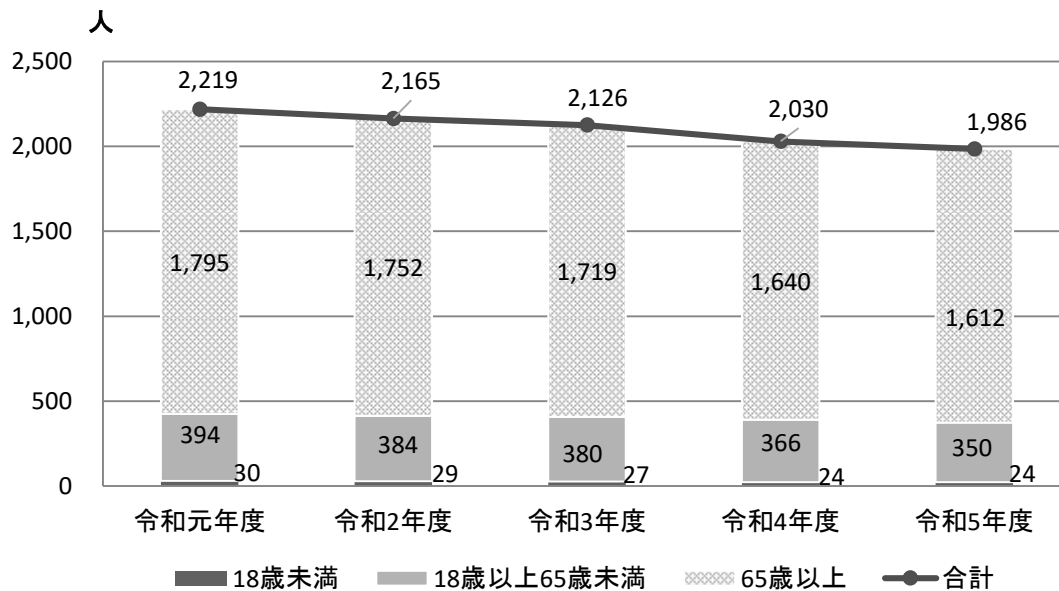


資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

令和5年7月末現在の身体障害者手帳所有者数を年齢別にみると、「18歳未満」は24人、「18歳以上」は1,962人となっています。

年齢別の推移でみると、「18歳未満」、「18歳以上」のいずれもおおきな変化はみられません。

<身体障害者手帳所有者数(年齢別)の推移>

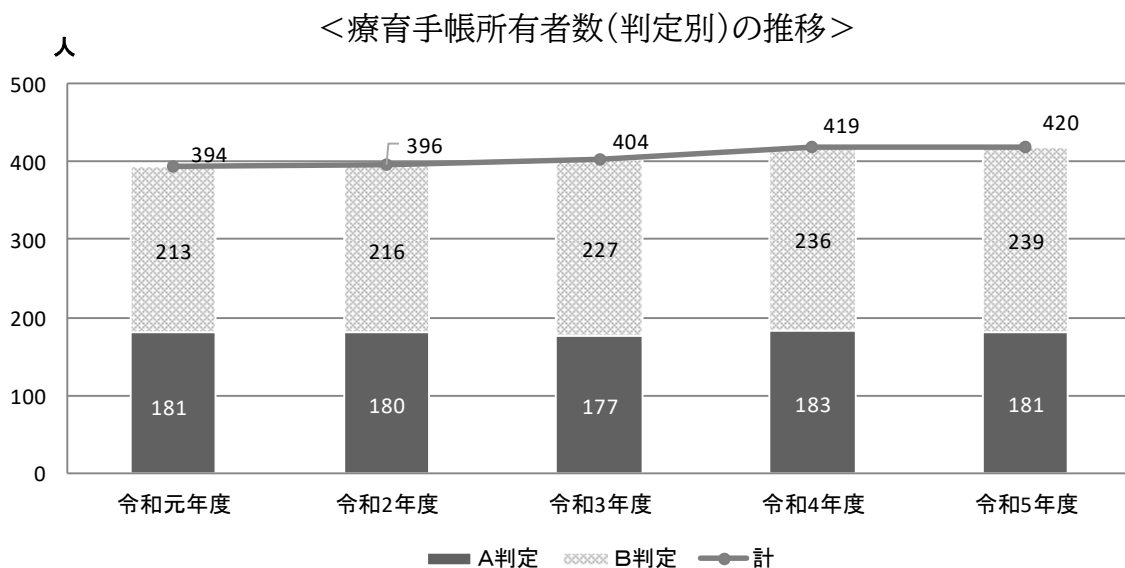


資料：福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

(2)知的障がい者の状況

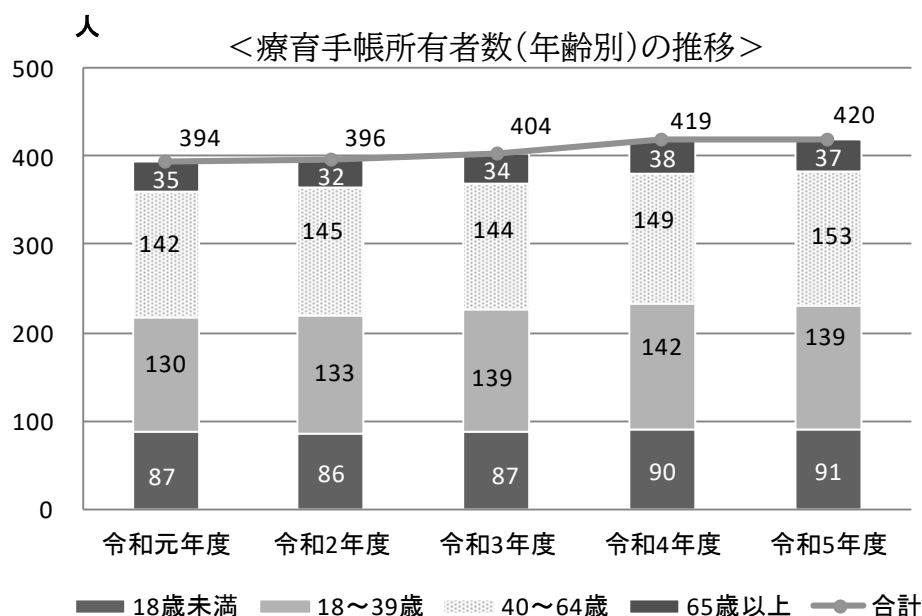
令和5年7月末現在の療育手帳所有者数は420人(「A判定」181人、「B判定」239人)となっており、総数は年々増加傾向にあります。

判定別構成比の推移で見ると、「B判定」が「A判定」を上回り、その傾向が続いています。



資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

令和5年7月末現在の療育手帳所有者数を年齢別にみると、「18歳未満」は91人、「18歳～39歳」は139人、「40～64歳」は153人、「65歳以上」は37人となっており、全体的には増加傾向にあります。年齢別構成をみると、「18歳～39歳」および「40～64歳」の割合が高くなっています。

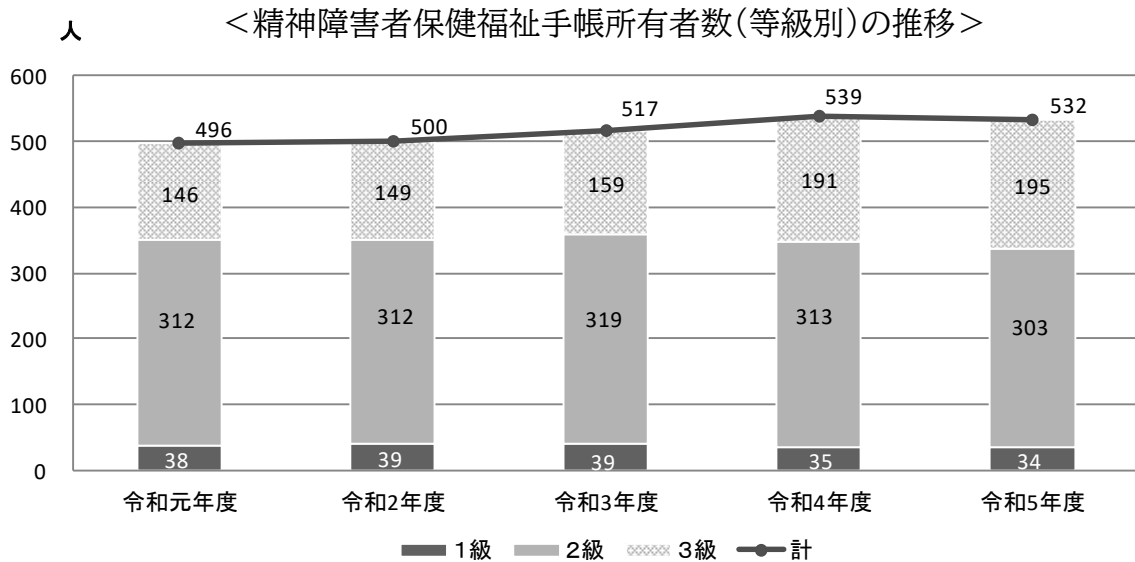


資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

(3)精神障がい者の状況

令和5年7月末現在の精神障害者保健福祉手帳所有者数は532人(「1級」34人、「2級」303人、「3級」195人)となっており、総数は横ばい傾向にあります。

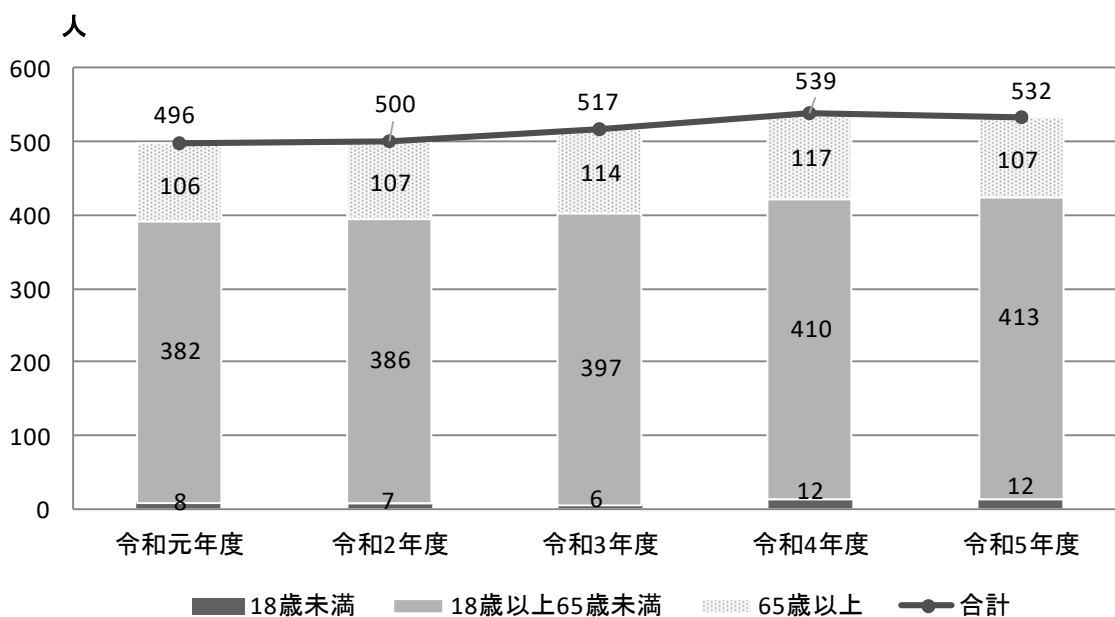
等級別の推移をみると、3級が増加傾向にあり、令和元年度と比較すると所有者数は49人増加しています。



資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

令和5年7月末現在の精神障害者保健福祉手帳所有者数を年齢別にみると、「18歳未満」は12人、「18歳～64歳」は413人、「65歳以上」は107人となっています。年齢別構成をみると、「18歳～64歳」の割合が高くなっています。

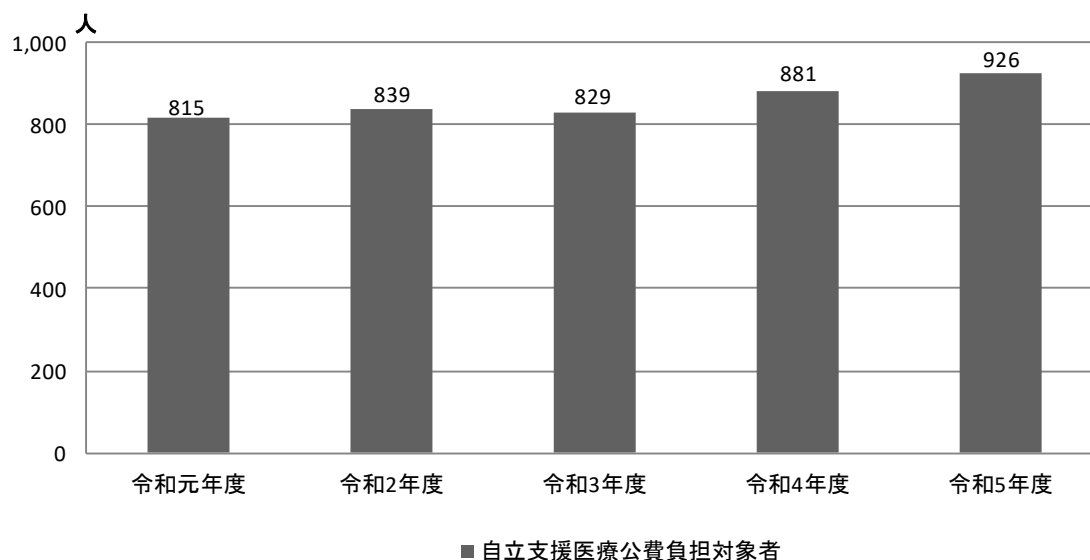
<精神障害者保健福祉手帳所有者数(年齢別)の推移>



資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

令和5年7月末現在の自立支援(精神)の利用者数(公費負担対象者)は926人で令和元年度の815人と比べると111人増加傾向にあります。

<自立支援医療(精神)利用者数の推移>

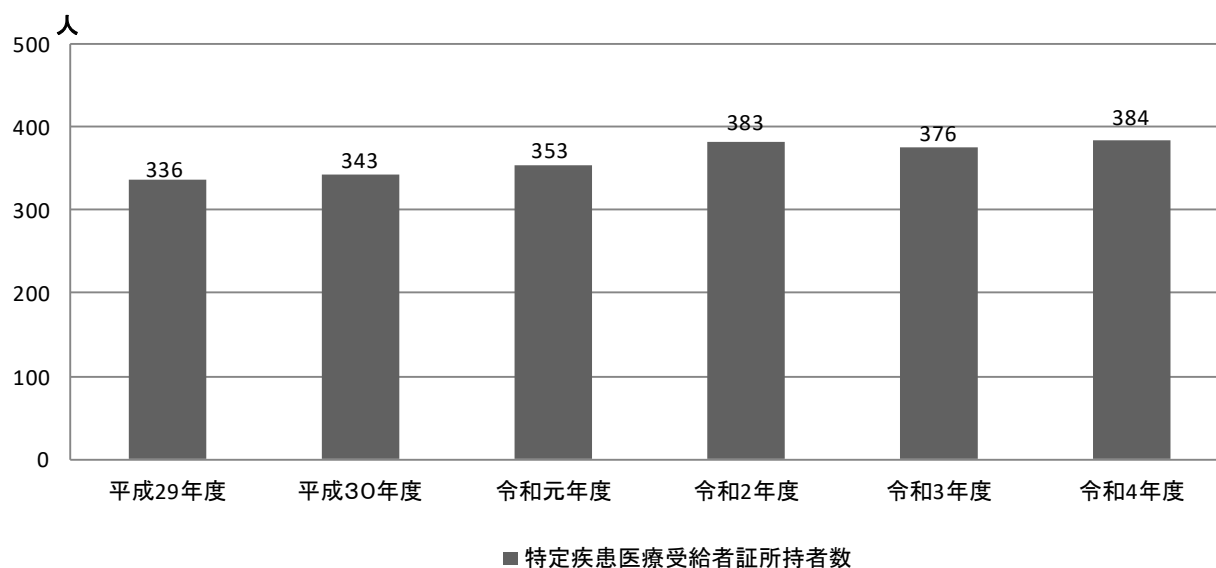


資料:福祉支援課(各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在)

(4)難病患者の状況

令和5年3月末現在の特定疾患医療受給者証所持者数は384人となっており、平成29年度の336人と比べると48人増加傾向にあります。

<特定疾患医療受給者証所持者数の推移>

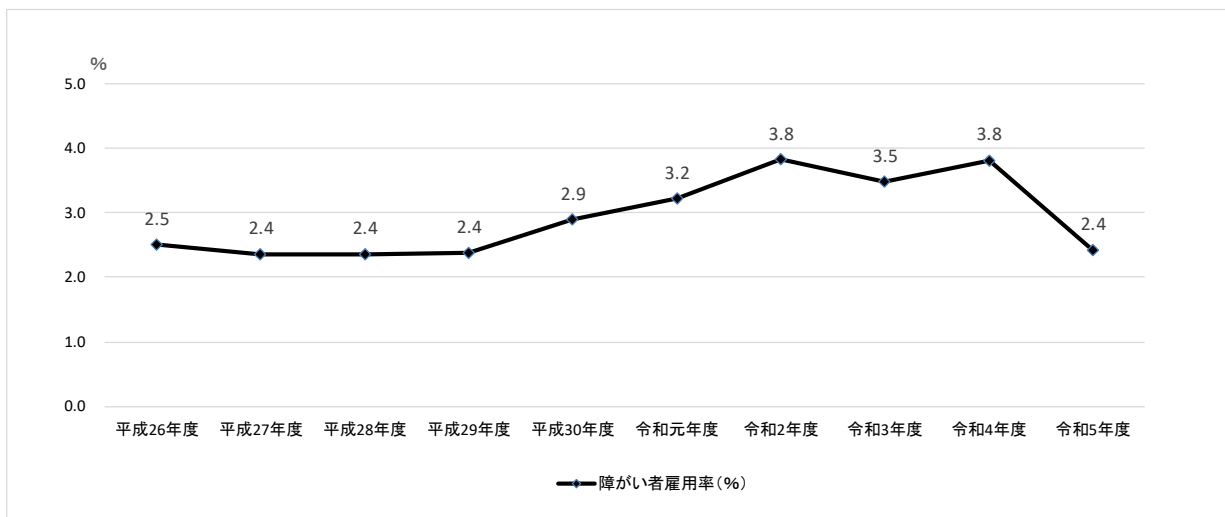


資料:福岡県(各年度3月末現在)

4. 雇用率の推移

令和元年度から令和4年度までの本市の行政機関における障がい者雇用率は3%台で推移していましたが、令和5年度については途中経過ではありますが7月時点で2.4%にとどまっています。

＜市の行政機関における障がい者雇用率の推移＞

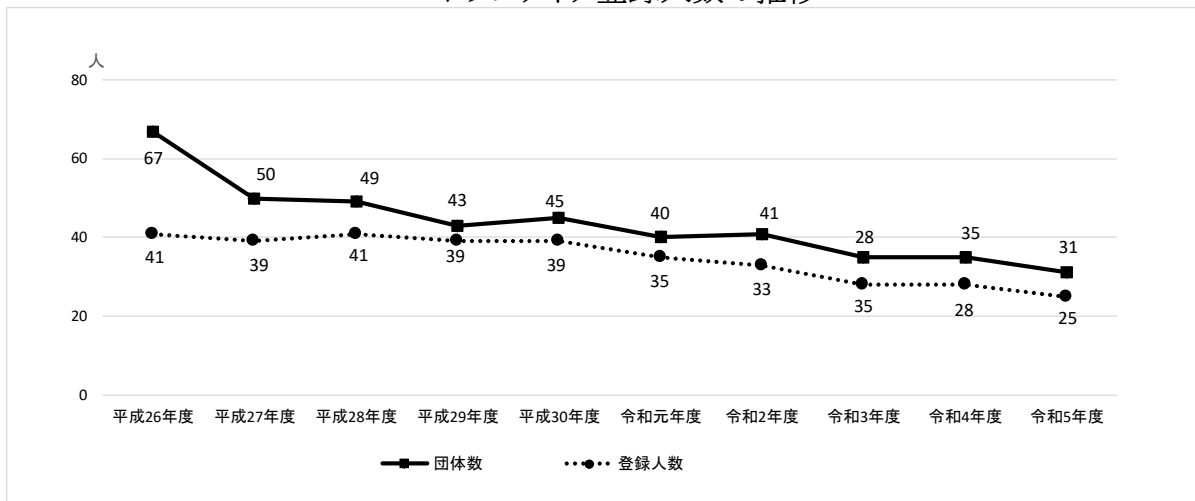


資料：総務課（各年度3月末現在、令和5年度は7月現在）

5. 関係団体等の推移

中間市におけるボランティア登録人数の推移をみると、令和5年7月末における団体登録数は31団体、個人登録数は25人となっています。団体登録数、個人登録数のいずれも減少傾向にあります。

＜ボランティア登録人数の推移＞



資料：安全安心まちづくり課（各年度3月末現在、令和5年度は7月末現在）

第3章 障がい福祉に関するアンケート調査結果抜粋

1. 調査の概要

◆調査の目的

中間市に居住する障がいのある人の現状を把握し、当該調査結果を「中間市第4次障害者基本計画」を策定するための基礎資料とする目的で本調査を実施しました。

◆調査対象及び調査の方法

調査対象者(配布数)	調査方法
中間市に居住するとともに、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方 1,500 名 *「身体障害者手帳」所有者については、75 歳未満の方を対象に、障がい等級及び障がいの部位の割合が全体の割合と同様になるように抽出を行いました。 *「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」所有者については、全員を対象としました。	郵送法

◆回収率

配布数	有効回収数	有効回収率
1,500 名	657 票	43.8%

◆調査時期

令和4年10月13日～令和4年10月25日

◆調査結果の留意事項

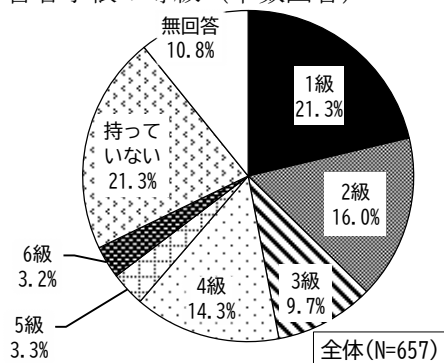
- ① 数表、文中に示すN、nは回答率算出上の基数(標本数)のことです。
N=標本全数
n=該当数(その質問を回答しなくてよい人を除いた数)
- ② 所有手帳については、複数の手帳をお持ちの方がいらっしゃるため、それぞれの計と標本数全数は一致しません。
- ③ 集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ④ 複数回答式の集計については、項目別に基数(標本数)に対するその項目を選んだ回答者の割合としています。従って、図表に示す各項目の回答率の合計は、原則として100%を超えています。

2. 回答者の特性

(1)手帳等級・判定の状況

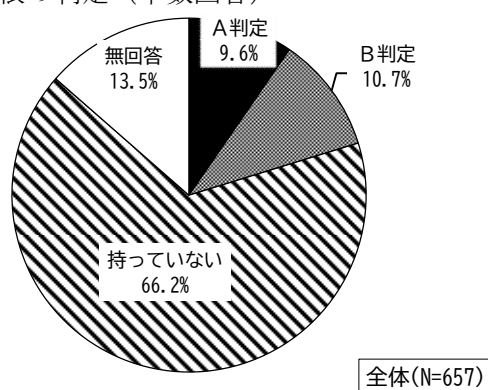
「身体障害者手帳」によるあなたの障がいの程度をお知らせください。

身体障害者手帳の等級（単数回答）



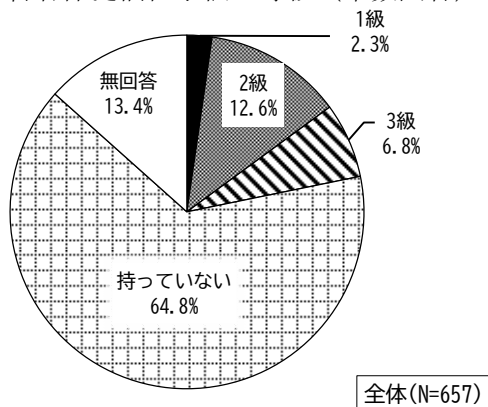
「療育手帳」によるあなたの障がいの判定をお知らせください。

療育手帳の判定（単数回答）

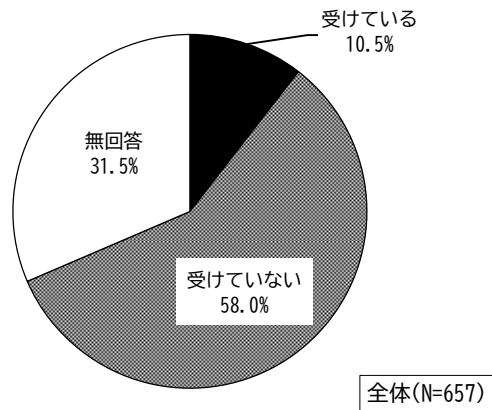


「精神障害者保健福祉手帳」によるあなたの障がいの判定をお知らせください。

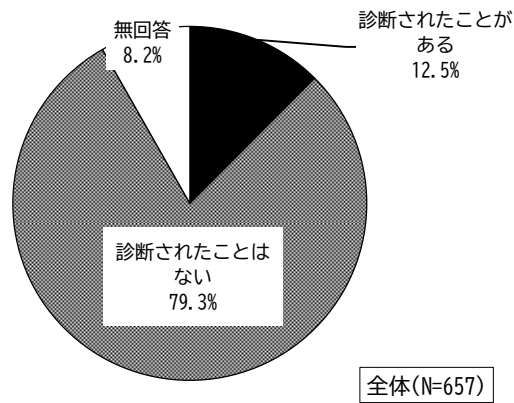
精神障害者保健福祉手帳の等級（単数回答）



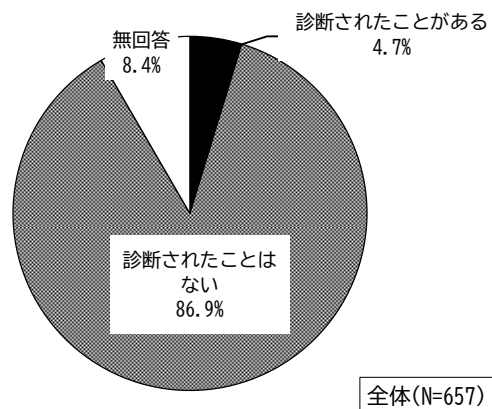
あなたは、難病（特定疾患）の認定を受けていますか。



あなたは、発達障がい診断を受けていますか。



あなたは、高次脳機能障がい診断を受けていますか。



3. 住まい、暮らしについて

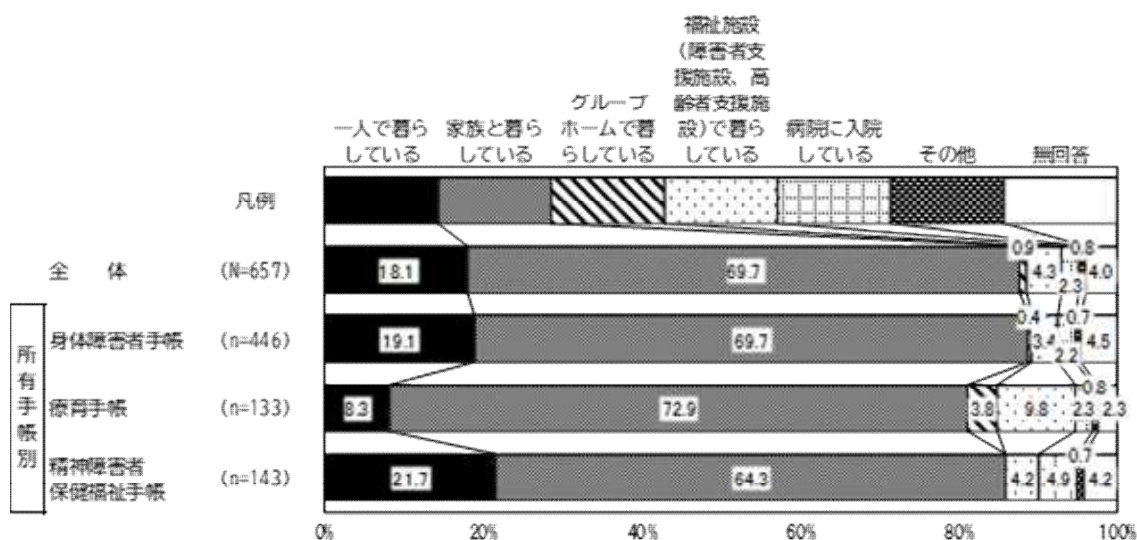
(1)現在の暮らし

あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

現在の暮らしについて尋ねたところ、「家族と暮らしている」(69.7%)が7割を占めて最も多く、次いで「一人で暮らしている」(18.1%)となっています。

所有手帳別にみると、療育手帳所有者は「一人で暮らしている」が(8.3%)と他を大きく下回る一方、「福祉施設で暮らしている」が約1割と高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所有者では「病院に入院している」が他を上回っています。

<現在の暮らし>



(2)将来の地域生活について

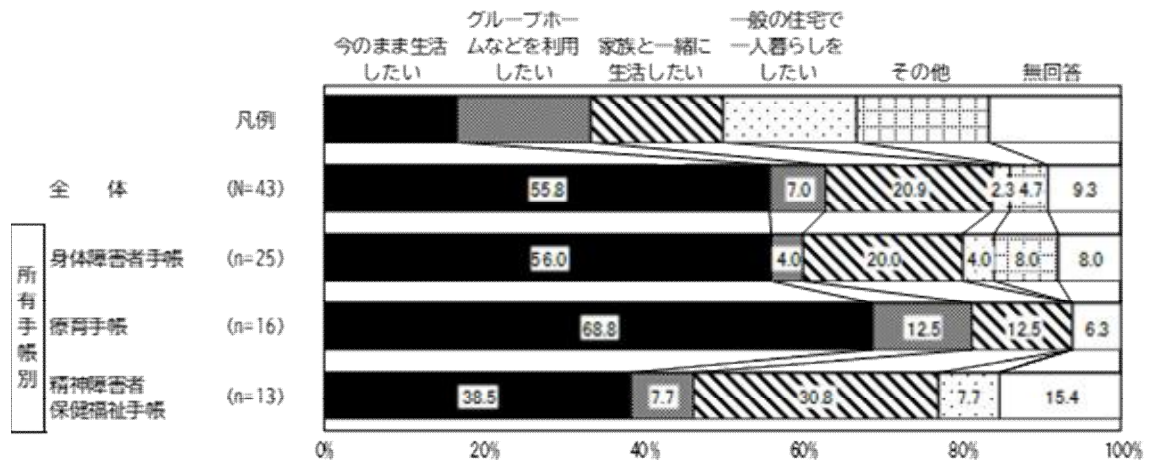
【「グループホームまたは福祉施設で暮らしている」方におたずねします。】

あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

現在、福祉施設で暮らしている人や病院に入院している人に、将来の地域生活について尋ねたところ、「今のまま生活したい」(55.8%)が最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」(20.9%)、「グループホームなどを利用したい」(7.0%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(2.3%)の順となっています。

所有手帳別にみると、『地域生活を希望する』(グループホームなどを利用したい+家族と一緒に生活したい+一般の住宅で一人暮らしをしたい)が最も多いのは、精神障害者保健福祉手帳所有者(46.2%)で、以下、身体障害者手帳所有者(28.0%)、療育手帳所有者(25.0%)の順となっています。

<将来の地域生活について>

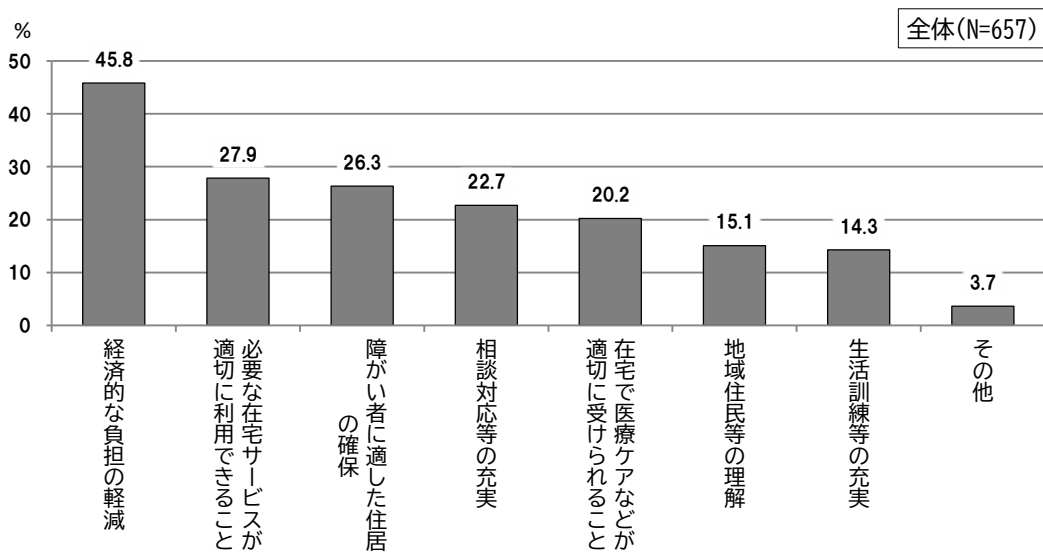


(3)地域で生活するためにあればよいと思う支援

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

地域で生活するためにあればよいと思う支援について尋ねたところ、「経済的な負担の軽減」(45.8%)が最も多く、以下、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(27.9%)、「障がい者に適した住居の確保」(26.3%)、「相談対応等の充実」(22.7%)、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(20.2%)などとなっています。

<地域で生活するためにあればよいと思う支援>



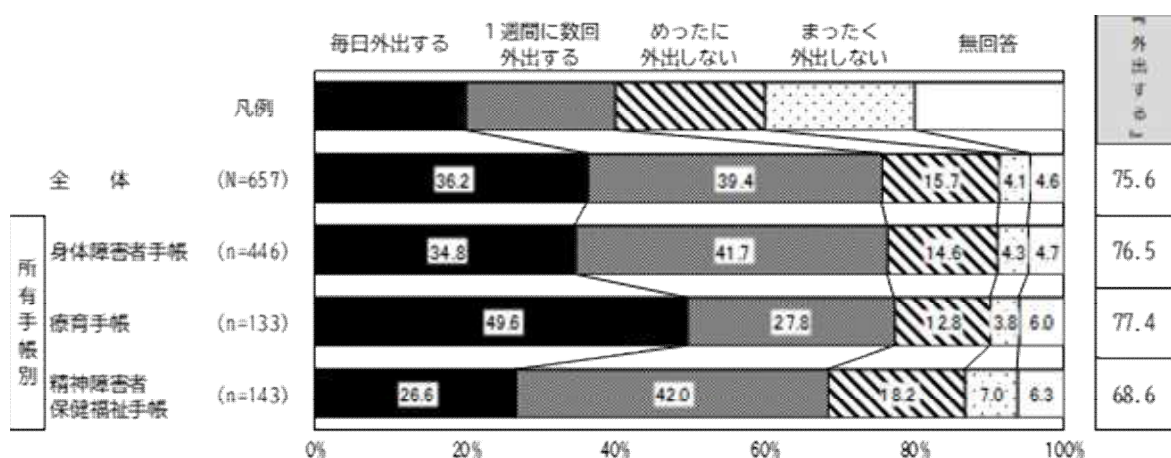
4. 日中活動や就労について

(1) 外出の頻度

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

外出の頻度について尋ねたところ、「1週間に数回外出する」(39.4%)が最も多く、次いで「毎日外出する」(36.2%)、「めったに外出しない」(15.7%)、「まったく外出しない」(4.1%)の順となっており、7割半ば(75.6%)が、定期的に『外出する(「毎日外出する」+「1週間に数回外出する」)』と回答しています。所有手帳別にみると、「毎日外出する」は療育手帳所有者で49.6%と最も高い割合となっています。

<外出の頻度>



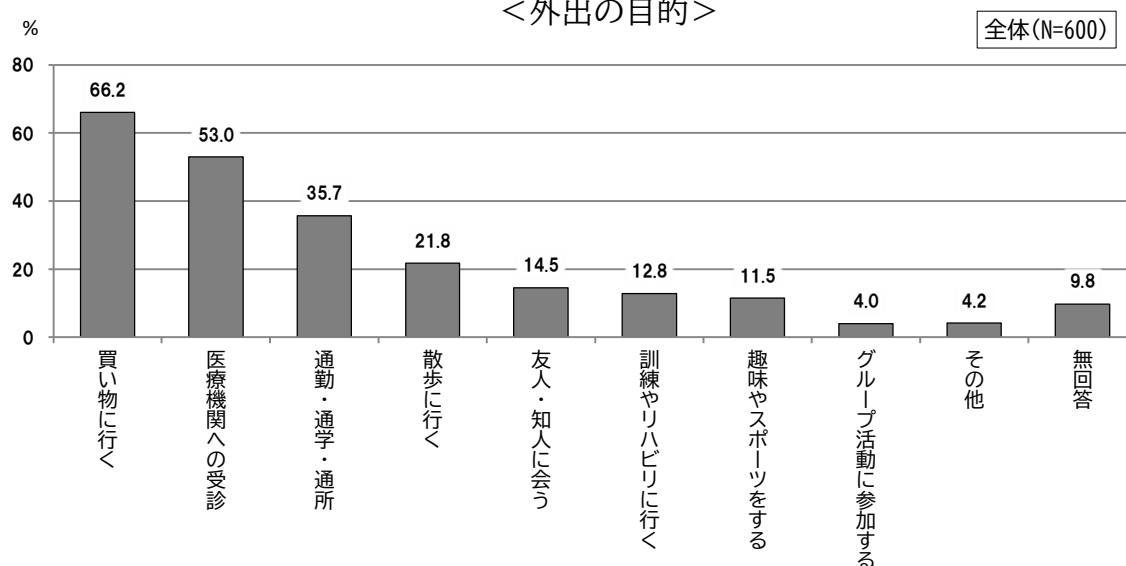
(2) 外出の目的

【「外出している」方におたずねします。】

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

外出の目的について尋ねたところ、「買い物に行く」(66.2%)と「医療機関への受診」(53.0%)の2項目が突出して多くなっています。

<外出の目的>



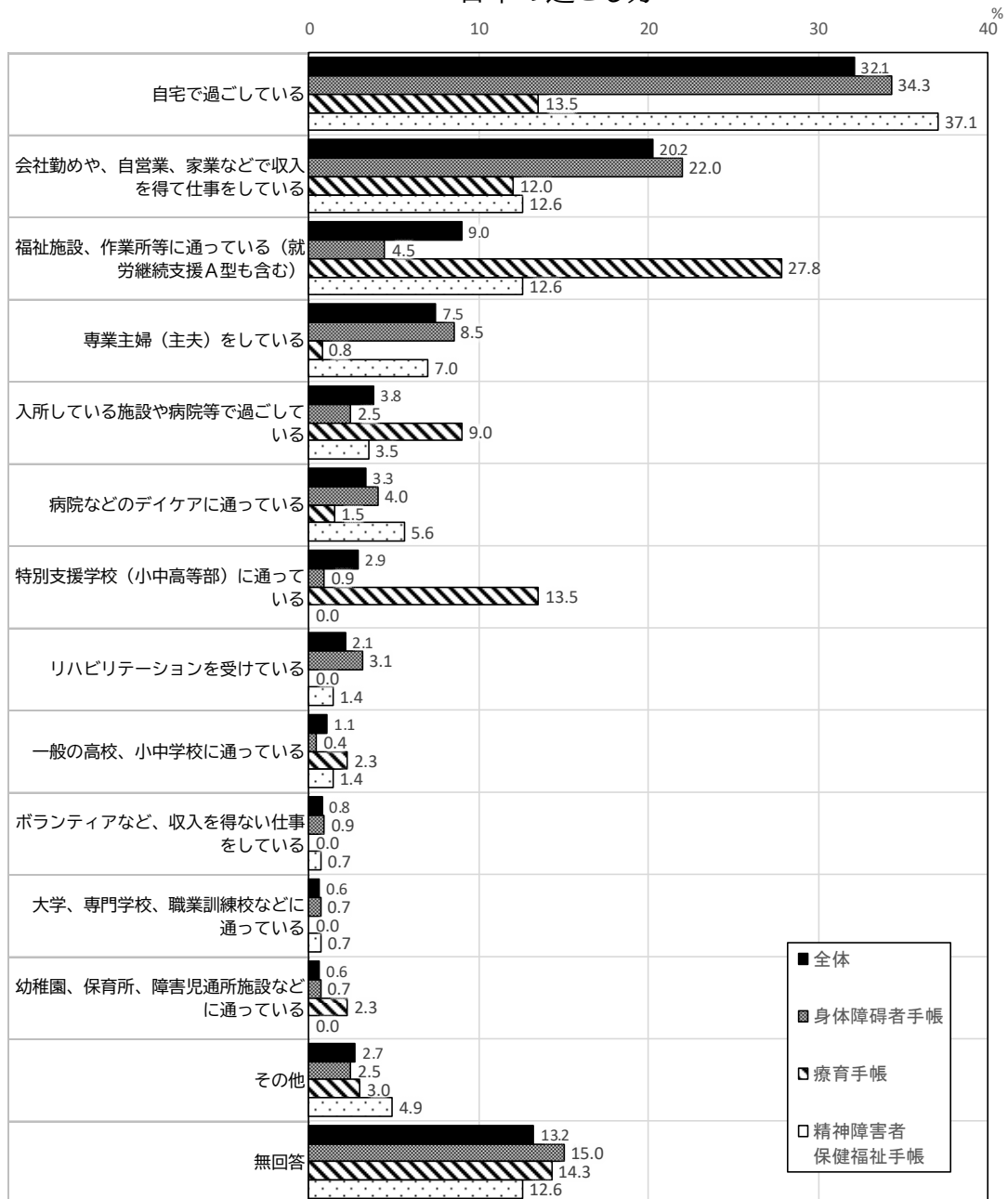
(3) 日中の過ごし方

【「外出している」方におたずねします。】

あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)

日中の過ごし方についてみると、「自宅で過ごしている」(32.1%)が約3割を占めて最も多くなっています。所有手帳別にみると、身体障害者手帳所有者と精神障害者保健福祉手帳所有者は「自宅で過ごしている」が、療育手帳所有者では「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」がそれぞれ最も多くなっています。

<日中の過ごし方>



(4) 勤務形態

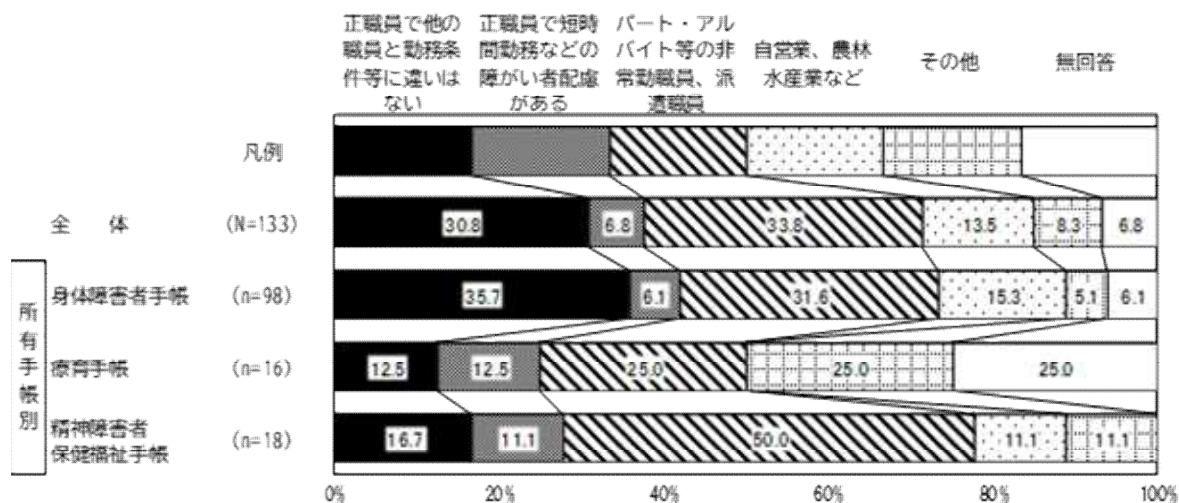
【仕事をしている方におたずねします。】

どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

勤務形態について尋ねたところ、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(33.8%)が最も多く、以下、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(30.8%)、「自営業、農林水産業など」(13.5%)、「正社員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」(6.8%)の順となっています。

所有手帳別にみると、身体障害者手帳所有者では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(35.7%)が最も多く、次いで、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(31.6%)、「自営業、農林水産業など」(15.3%)となっています。他の手帳所有者については、サンプル数が少ないため、参考程度の掲載とします。

<勤務形態>



(5) 収入を得る仕事に就く意向

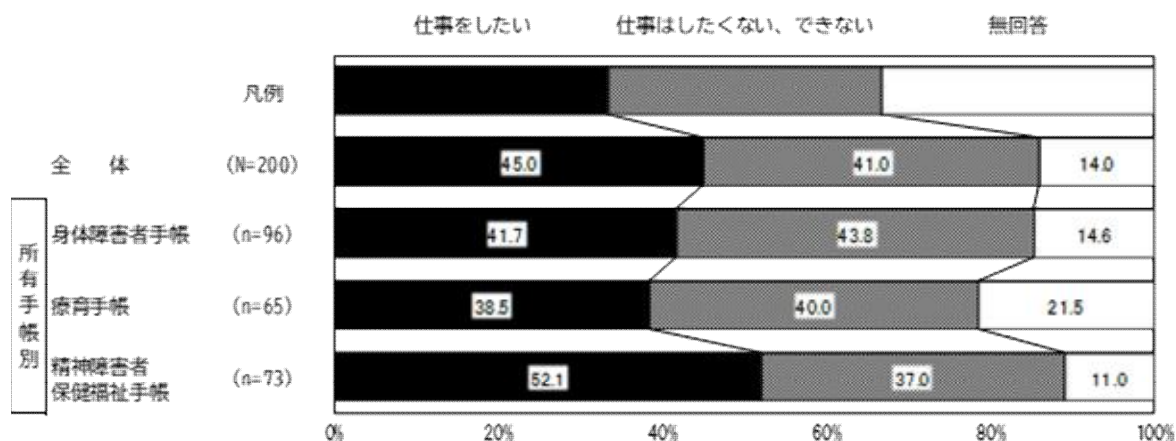
【就労していない18歳から64歳の方におたずねします。】

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

今後、収入を得る仕事に就きたいかどうかを尋ねたところ、「仕事をしたい」(45.0%)が「仕事はしたくない、できない」(41.0%)をやや上回っています。

所有手帳別にみると、「仕事をしたい」と回答した人は、精神障害者保健福祉手帳所有者(52.1%)が最も多く、次いで、身体障害者手帳所有者(41.7%)、療育手帳所有者(38.5%)となっており、精神障害者保健福祉手帳所有者では半数以上が収入を得る仕事に就きたいという意向を持っています。

<収入を得る仕事に就く意向>



(6) 職業訓練の受講意向

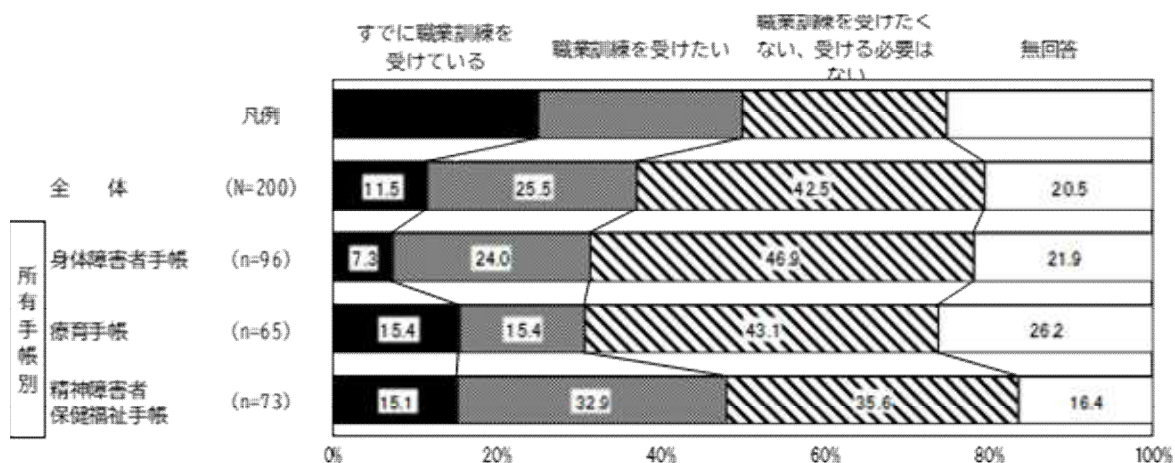
【就労していない18歳から64歳の方におたずねします。】

収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(○は1つだけ)

職業訓練の受講意向を尋ねたところ、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」(42.5%)が最も多く、次いで「職業訓練を受けたい」(25.5%)、「すでに職業訓練を受けている」(11.5%)となっています。

所有手帳別にみると、「すでに職業訓練を受けている」は療育手帳所有者(15.4%)が最も多く、「職業訓練を受けたい」は精神障害者保健福祉手帳所有者(32.9%)が最も多くなっています。

<職業訓練について>



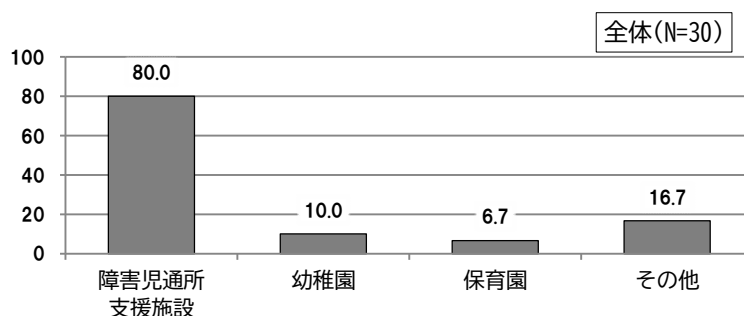
5. 療育・教育について(18歳未満)

(1) 療育や教育を受けた(受けている)場所

【療育や教育を受けた経験がある方におたずねします。】
療育や教育を受けた(受けている)場所はどこですか。

療育や教育を受けた(受けている)場所を尋ねたところ、「障害児通所支援施設」(80.0%)が8割を占めて最も多く、次いで、「幼稚園」(10.0%)、「保育園」(6.7%)となっています。

<療育や教育を受けた(受けている)場所>

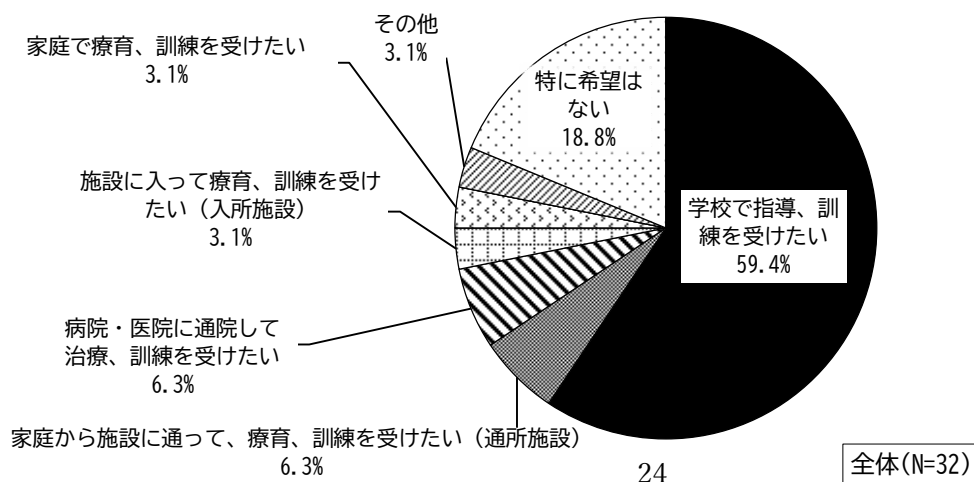


(2) 療育や教育に対する希望

療育・教育について、今後どのような希望がありますか。(○は1つだけ)

療育や教育に対する希望を尋ねたところ、「学校(特別支援学校等を含む)で指導、訓練を受けたい」(59.4%)が約6割を占めて最も多く、次いで「家庭から施設に通って、療育、訓練を受けたい(通所施設)」(6.3%)、「病院・医院に通院して治療、訓練を受けたい」(6.3%)となっています。なお、「特に希望はない」も2割弱みられます。

<療育や教育に対する希望>



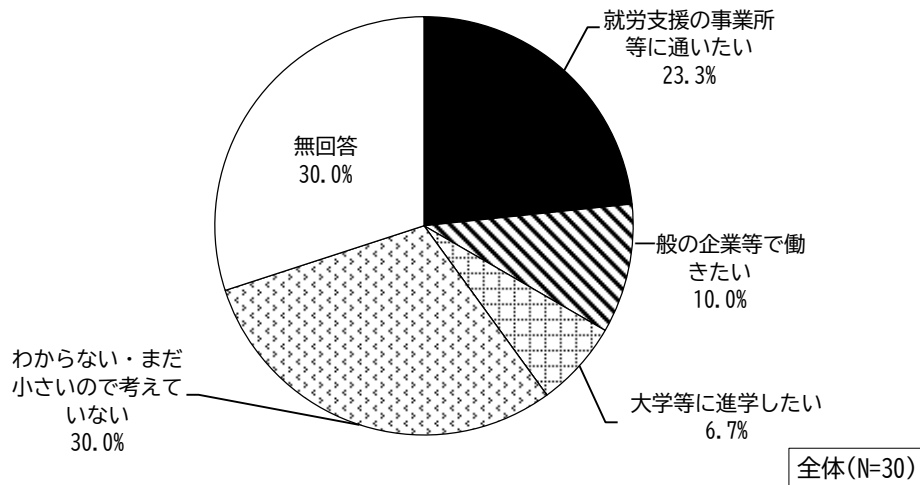
(8) 学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路

【宛名の方が保育園・幼稚園等や学校に通っている場合のみお答えください。】

問45 お子さんが学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路について、どのようにお考えですか。お子さん自身の希望に最も近いと思われるものを選んでください。（○は1つだけ）

学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路について尋ねたところ、「就労支援の事業所等に通いたい」（23.3%）が最も多く、次いで「一般の企業等で働きたい」（10.0%）、「大学等に進学したい」（6.7%）などとなっています。なお、「わからない・まだ小さいので考えていない」（30.0%）も3割みられます。

<学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路>



6. 障害福祉サービス等の利用について

(1) 障害支援区分認定の状況

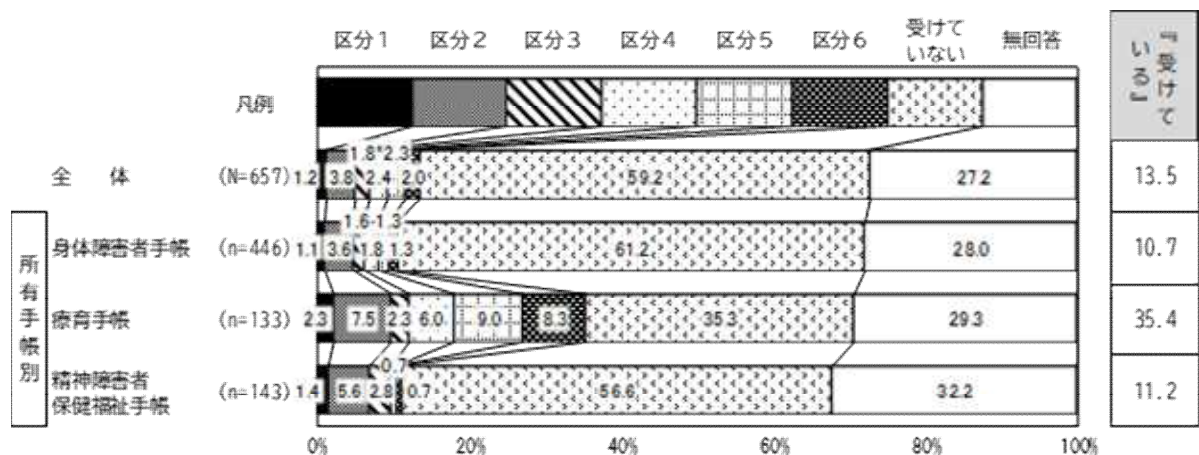
あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)
 ※障害支援区分とは、障害福祉サービス（ヘルパーやデイサービスなど）を利用する際に、必要となるもので、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものをいい、認定調査等を行ない認定をするものです。

障害支援区分認定の状況について尋ねたところ、「受けていない」(59.2%)が6割弱を占め、『受けている』は13.5%と1割強にとどまっています。障害支援区分の割合に大きな差はみられませんでした。

所有手帳別にみると、障害支援区分認定を受けているのは療育手帳所有者(35.4%)が最も多く、次いで、精神障害者保健福祉手帳所有者(11.2%)、身体障害者手帳所有者(10.7%)となっています。

内訳としては、身体障害者手帳所有者、精神障害者保健福祉手帳所有者では「区分2」、療育手帳所有者では「区分5」が最も多くなっています。

< 障害支援区分認定の状況 >



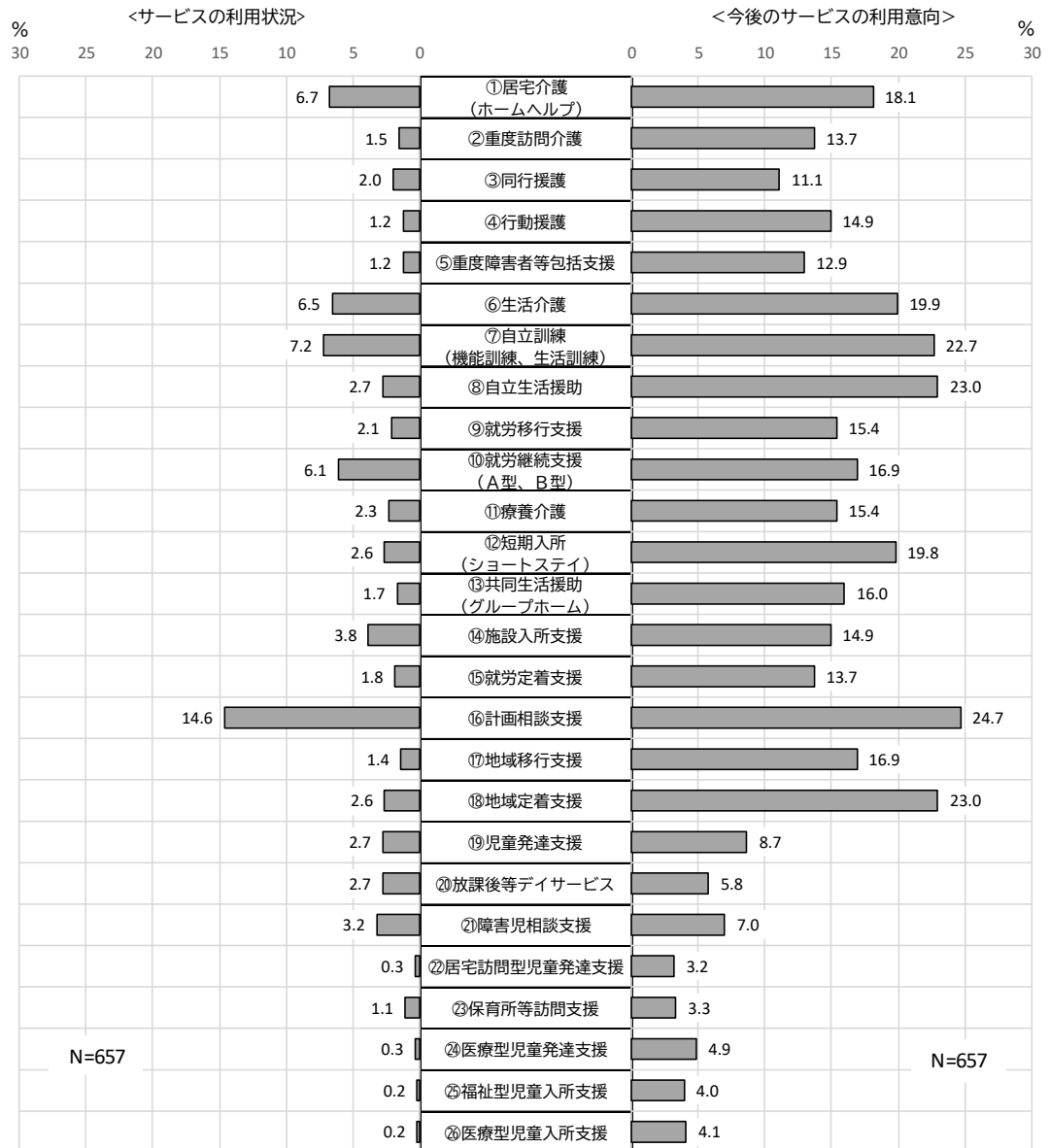
(2) 障害福祉サービス等の利用状況

あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑳それぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(○を記入してください))

現在のサービス利用状況を尋ねたところ、「利用している」と回答した人が最も多いサービスは「⑩計画相談支援」(14.6%)で、次いで、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(7.2%)、「①居宅介護(ホームヘルプ)」(6.7%)、「⑥生活介護」(6.5%)、「⑩就労継続支援(A型、B型)」(6.1%)などの順となっています。

一方、今後のサービス利用意向については、「⑩計画相談支援」(24.7%)が現在の利用状況と同じく最も多く、次いで「⑧自立生活援助」、「⑱地域定着支援」(23.0%)、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(22.7%)、「⑥生活介護」(19.9%)などの順となっています。

＜サービスの利用状況と今後の利用意向＞



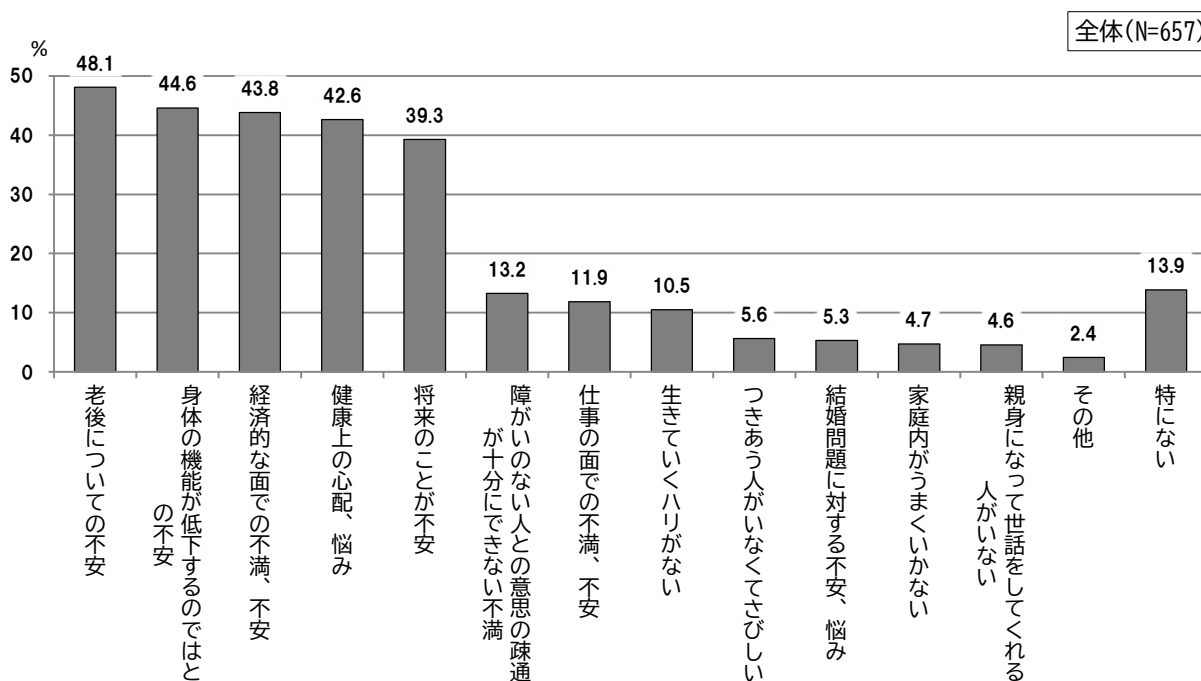
7. 相談などについて

(1) 生活上の不満、心配ごと、悩みなど

あなたは、現在の生活の中で、不満なことや心配なこと、悩んでいることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

生活上の不満、心配ごと、悩みなどについて尋ねたところ、「老後についての不安」(48.1%)、「身体の機能が低下するのではとの不安」(44.6%)、「経済的な面での不満、不安」(43.8%)、「健康上の心配、悩み」(42.6%)、「将来のことが不安」(39.3%)の5項目が他を大きく上回っています。

<生活上の不満、心配ごと、悩みなど>

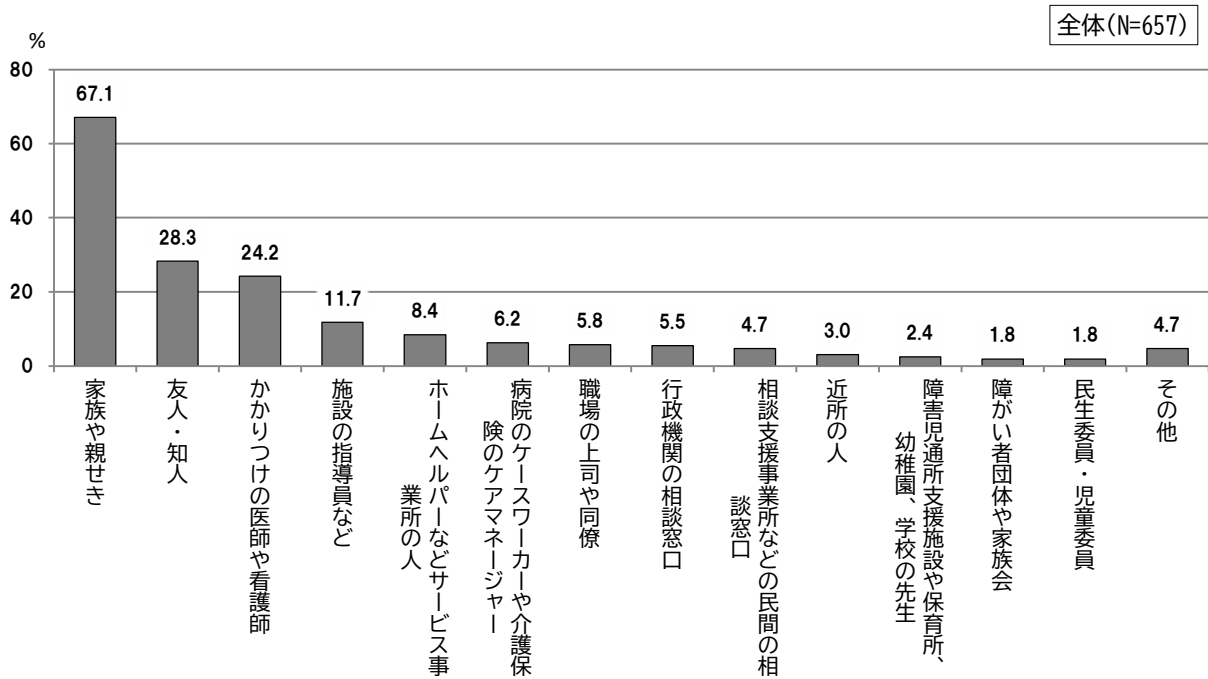


(2)相談相手

問49 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

相談相手について尋ねたところ、「家族や親せき」(67.1%)が6割半ばを占め圧倒的に多く、次いで「友人・知人」(28.3%)、「かかりつけの医師や看護師」(24.2%)となっています。

<相談相手>



第4章 中間市第6期障害福祉計画・

中間市第2期障害児福祉計画の実績

1. 入所施設の利用から地域生活への移行

- 障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、令和5年度(2023年度)における目標値を設定しました。

【目標】

項目	数値
令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数(A)	64 人
【目標】 (A)のうち、計画期間において、令和5年度(2023年度)末までに地域生活に移行する人数 <国の基本指針:(A)の6%以上>	4人 (A)の6%
【目標】 令和5年度(2023年度)末時点における入所者数 <国の基本指針:(A)の1.6%以上を削減>	62人

【進捗状況】

- ・令和5年度7月末時点における地域生活に移行した人数は0人となっております。
- ・令和5年度7月末時点における入所者数64人となっております。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいのある人の地域移行支援等の利用を促進するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議を実施します。

【目標】 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	令和5年度 (2023年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数 	遠賀中間地域で協議の場を年1回以上開催、協議の内容に応じて保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者からそれぞれ1人以上の参加を目指す。年度の目標を設定し評価を年1回実施する。

【進捗状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により、協議の場の設置に向けた検討ができませんでした。令和5年度では、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協議のうえ、勉強会の開催をはじめ、協議の場の設置に向けて進め方や方向性を検討していきます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

- 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）となる地域生活支援拠点についてその機能の充実のための運用状況の検証及び検討を行います。

【目標】

項目	令和5年度 (2023年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の設置数 ・地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の実施 	遠賀中間地域で地域生活支援拠点等を1ヶ所確保しつつ、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、運用状況の評価・検証を年1回以上実施する。

【進捗状況】

遠賀中間地域で地域生活支援拠点等を1ヶ所確保しており、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、運用状況の評価・検証を年1回以上実施しています。

4. 福祉施設から一般就労への移行促進

- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労する者の目標値を設定します。また、就労定着支援等による職場定着率について目標値を設定します。

【目標】 就労移行支援事業所等から一般就労する障害者数

項目	数値
令和元年度(2019年度)に就労移行支援から一般就労をした障害者数(A)	6人
【目標】 令和5年度(2023年度)の一般就労移行者数(B) うち就労移行支援事業からの移行者数 就労継続支援A型事業からの移行者数 就労継続支援B型事業からの移行者数 国の基本指針： <就労移行支援事業等を通じて、令和元年度の実績(A)の1.27倍以上> <就労移行支援事業については、令和元年度の実績(6人)の1.30倍以上> <就労継続支援事業については、令和元年度の実績(0人)の1.23倍以上>	10人 8人 1人 1人
【目標】 令和5年度就労定着支援事業の利用者数 <国の基本指針：令和5年度における、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち7割以上>	5人 (B)の7割
【目標】 令和5年度(2023年度)の就労定着支援事業所における就労定着率が8割以上の事業所の割合 <国の基本指針：令和5年度における市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合が7割以上>	5割 7割以上

【進捗状況】

- ・令和5年度の就労移行支援事業からの移行者数は5人となっております。
- ・令和5年度の就労継続支援A型事業からの移行者数は0人となっております。
- ・令和5年度の就労継続支援B型事業からの移行者数は0人となっております。
- ・令和5年度の就労定着支援事業の利用者数は5人となっております。
- ・令和5年度の就労定着支援事業所における就労定着率が8割以上の事業所の割合は0割となっております。

5. 相談支援体制の充実・強化等

- 総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取り組み回数について目標値を設定します。

【目標】

遠賀中間地域生活支援拠点等の充実により、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を年1回以上行い、遠賀中間地域の相談支援事業者の人材育成の支援を年1回以上、連携強化の取り組みを年2回以上実施します。

【進捗状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により、拠点相談支援事業所が指導・助言をする体制の整備には至っていないものの、遠賀中間地域障がい者支援協議会を活用し、他の自治体の取り組みなどを参考に、人材育成の支援や連携強化の取り組みについて検討を行なってきました。その結果、令和5年度に、遠賀中間地域の事業所を対象に研修会を開催し、人材育成の支援や連携強化につなげています。

6. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み

- 障害福祉サービスの質の向上のため、サービス支給決定を行う職員の各種研修への参加人数について、目標値を設定します。

【目標】

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修その他の研修への参加人数	2	2	2

【進捗状況】

令和3年度の研修参加人数は9人で、令和4年度は6人、令和5年度7月末時点では3人となっており、目標を超えております。

7. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた成果目標とサービスの必要な量の見込みについて、下記のとおり目標値を設定します。

障がい児支援の核となる拠点の整備及び保育所等訪問支援の充実

- 障がいや発達に課題のある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和5年度(2023年度)までに、児童発達支援センターを1カ所以上設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【目標】

項目	令和5年度 (2023年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの1カ所以上の設置 ・保育所等訪問支援の実施 	本市において児童発達支援センターは設置済み。保育所等訪問支援を利用できる体制を構築済みで維持する。

【進捗状況】

本市において児童発達支援センターは設置済みです。保育所等訪問支援を利用できる体制を構築いたしております。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、令和5年度までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。市単独で確保が困難な場合、遠賀中間圏域での確保を行う。

【目標】

項目	令和5年度 (2023年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	遠賀中間圏域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。

【進捗状況】

中間市単独では確保できておりませんが、遠賀中間圏域にて児童発達支援については、にこり(岡垣町)、Happyワークス(遠賀町)、OZデイみずまき(水巻町)の3事業所、放課後

等デイサービスについては、にこり(岡垣町)、ハッピーワークス(遠賀町)、OZデイみずまき(水巻町)の3事業所を確保しております。

医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保 及びコーディネーターの配置

- 医療的ケア児に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【目標】

項目	令和5年度 (2023年度)
・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本市において必要に応じ協議の場を設けている。遠賀中間地域において、協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを複数人確保する。

【進捗状況】

- ・協議の場の設置は、遠賀中間地域において今後検討を継続いたします。
- ・遠賀中間圏域の事業所におけるコーディネーターの配置人数 計2人(養成研修修了者)となっております。

8. 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

(※令和5年度は見込み)

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。
- ・各年度の実績において、利用者数、利用時間とも見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	時間	1,479	1,564	1,649
	利用者数:人	87	92	97
実績	時間	1,388	1,291	1,248
	利用者数:人	82	79	76

② 重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護を要する障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
- ・実績は各年度で、利用者数、利用時間のいずれも見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	時間	120	120	120
	利用者数:人	6	6	6
実績	時間	71	37	22
	利用者数:人	2	2	1

③ 同行援護

- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人に、外出時に同行して、移動に必要な情報を提供して援助を行うサービスです。
- ・実績は、利用者数については見込みに近くなっていますが、令和4年度以降の利用時間は見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	時間	196	210	224
	利用者数:人	19	20	21
実績	時間	200	188	166
	利用者数:人	20	22	20

④ 行動援護

- ・知的障がい・精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
- ・各年度の利用者数、時間は、いずれも実績はありません。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	時間	10	10	10
	利用者数:人	2	2	2
実績	時間	0	0	0
	利用者数:人	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

- ・障害支援区分6(児童については区分6に相当する心身の状態)で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供するサービスです。
- ・各年度の利用者数、時間は、いずれも実績はありません。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	時間	0	0	0
	利用者数:人	0	0	0
実績	時間	0	0	0
	利用者数:人	0	0	0

(2)日中活動系サービス

(※令和5年度は見込み)

① 生活介護

- ・常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または50歳以上で障害支援区分2以上である人に対して、昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
- ・実績は、令和3年度は利用者数、時間は見込みより多くなっていますが、令和4年度以降は利用者数、時間のいずれも見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	2,451	2,508	2,565
	利用者数:人	129	132	135
実績	利用日数	2,449	2,407	2,470
	利用者数:人	132	128	128

② 自立訓練（機能訓練）

- ・自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- ・実績は、令和3年度、同4年度は利用者数、利用日数のいずれも見込みを上回っていますが、令和5年度においては、利用者数、利用日数ともに見込みどおりです。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	23	23	23
	利用者数:人	1	1	1
実績	利用日数	25	28	23
	利用者数:人	2	2	1

③ 自立訓練（生活訓練）

- ・自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- ・実績は、令和3年度は利用者数、利用日数のいずれも見込みを上回っていますが、令和4年度以降においては、利用者数、利用日数のいずれも見込みを大幅に下回っています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	98	126	154
	利用者数:人	7	9	11
実績	利用日数	125	86	60
	利用者数:人	16	13	7

④ 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
- ・実績は令和4年度の利用者数を除く各年度で、利用者数、利用日数のいずれも見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	390	448	448
	利用者数:人	30	32	32
実績	利用日数	278	289	373
	利用者数:人	29	34	29

⑤ 就労継続支援（A型）

- ・一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満(利用開始時)の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
- ・実績は令和3年度の利用者を除く各年度で、利用者数、利用日数のいずれも見込みを上回っています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	476	504	504
	利用者数:人	28	28	28
実績	利用日数	507	705	886
	利用者数:人	25	36	46

⑥ 就労継続支援（B型）

- ・一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
- ・実績は、令和3年度の利用者を除く各年度で、利用者数、利用日数のいずれも見込みを上回っています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	1,830	1,830	1,830
	利用者数:人	125	125	125
実績	利用日数	2,145	2,327	2,530
	利用者数:人	119	129	137

⑦ 就労定着支援

- ・就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がいのある人について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
- ・実績は、各年度とも利用者数は見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	6	8	10
実績	利用者数:人	4	4	4

⑧ 療養介護

- ・病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、主に昼間に医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。
- ・実績は、各年度とも利用者数は見込みどおりとなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	15	15	15
実績	利用者数:人	15	15	15

⑨ 短期入所（ショートステイ）【医療型】

- ・自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
- ・実績は、利用者数が各年度で見込みより少なくなっていますが、利用日数は各年度において見込みより多くなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	30	30	30
	利用者数:人	5	5	5
実績	利用日数	35	40	40
	利用者数:人	4	4	4

⑩ 短期入所（ショートステイ）【福祉型】

- ・自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
- ・実績は、利用者数、利用日数のいずれも令和4年度まで見込みより少なくなりましたが、令和5年度は利用者数、利用日数のいずれも見込みを上回っています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	87	87	87
	利用者数:人	33	33	33
実績	利用日数	74	83	114
	利用者数:人	23	31	37

(3)居住系サービス

(※令和5年度は見込み)

① 自立生活援助

- ・入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。
- ・各年度の利用者数は、実績はありません。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	1	1	1
実績	利用者数:人	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

- ・共同生活援助は、就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、主に夜間に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
- ・実績は、利用者数が見込みより少なくなっています。精神障がいのある人の利用者数は各年度とも36人となっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	65	67	69
実績	利用者数:人	63	63	64
うち精神障がい者利用者数 : 人		36	36	36

③ 施設入所支援

- ・自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所が困難な人、または生活介護の対象となっている障がいのある人を対象に、施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
- ・実績は、各年度とも見込みより少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	66	68	70
実績	利用者数:人	63	63	64

(4)指定相談支援事業

(※令和5年度は見込み)

① 計画相談支援

- ・サービスの支給決定または変更の前にサービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
- ・実績は、各年度とも見込みより多くなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	35	37	39
実績	利用者数:人	36	39	42

② 地域移行支援

- ・障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者や、精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
- ・実績は、令和5年度に1人の利用があります。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	1	1	1
実績	利用者数:人	0	0	1
うち精神障がい者利用者数	: 人	0	0	1

③ 地域定着支援

- ・居宅において単身や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急対応を行います。
- ・各年度の利用者数は、実績はありません。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	1	1	1
実績	利用者数:人	0	0	0
うち精神障がい者利用者数	: 人	0	0	0

9. 障害児福祉サービスの実績

(※令和5年度は見込み)

① 児童発達支援

- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能を身に付け、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- ・実績は、各年度とも、利用者数、利用日数のいずれも見込みより大幅に少なくなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	513	563	613
	利用者数:人	105	115	125
実績	利用日数	234	238	255
	利用者数:人	64	65	57

② 医療型児童発達支援

- ・児童発達支援及び治療を行います。
- ・各年度の利用者数、日数は、いずれも実績はありません。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	23	23	23
	利用者数:人	1	1	1
実績	利用日数	0	0	0
	利用者数:人	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

- ・障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
- ・各年度の利用者数、日数は、いずれも実績はありません。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	10	10	10
	利用者数:人	1	1	1
実績	利用日数	0	0	0
	利用者数:人	0	0	0

④ 保育所等訪問支援

- ・保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
- ・実績は、各年度とも、見込みどおりとなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	1	1	1
	利用者数:人	1	1	1
実績	利用日数	1	1	1
	利用者数:人	1	1	1

⑤ 放課後等デイサービス

- ・放課後又は学校休業日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
- ・実績は、各年度とも、利用者数は減となっており、利用日数は見込みより多くなっており、毎年度増加傾向にあります。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用日数	1,056	1,156	1,256
	利用者数:人	150	160	170
実績	利用日数	1,139	1,225	1,632
	利用者数:人	103	109	135

⑥ 障害児相談支援

- ・障害児通所支援サービスの利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成します。平成27年度からすべての利用者に対して行われることとなりました。
- ・実績は、各年度とも見込みどおりとなっています。

	月当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数:人	18	21	24
実績	利用者数:人	18	21	24

⑦ 医療的ケア児の支援に関わるコーディネーターの配置人数

- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する役割を担うために養成されたコーディネーターを配置するものです。
- ・実績は、市内の障害児相談支援事業所に配置されていないためありません。

	年当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	配置人数:人	1	1	1
実績	配置人数:人	0	0	0

⑧ 保育園・幼稚園等における障がいのある児童の受け入れ数

- ・市内の保育園・幼稚園等における障がいのある児童を受け入れるサービスです。
- ・実績は、令和4年度から見込みどおりとなっています。

	年当たり	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	受け入れ:人	2	2	2
実績	受け入れ:人	0	2	2

10. 地域生活支援事業(必須事業)の実績(※令和5年度は見込み)

(1)相談支援事業

- ・障がいのある人及び障がいのある児童、またその介護者や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うこと、及び権利擁護のための必要な援助を行います。

① 障害者相談支援事業

- ・福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介などの支援を行います。
- ・実績は、見込みどおりとなっております。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実施箇所数	1	1	1
実績	実施箇所数	1	1	1

② 住宅入居等支援事業

- ・保証人がいないなどの理由で賃貸住宅に入居が困難な障がいのある人に対し、相談・助言を行います。事業は、1箇所を実施しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

- ・知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な障がいのある人が、財産の管理や各種手続きに対する契約などに対して不利益を被ることがないように、保護し支援する制度です。
- ・実績は、各年度で見込みを下回っていますが、令和4年度に1人の実利用者がありました。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実利用者数:人	2	2	2
実績	実利用者数:人	0	1	0

④ 成年後見制度法人後見支援事業

- ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。平成25年度の法改正により必須事業に位置付けられ、介護保険課及び委託先である中間市社会福祉協議会と連携を図り実施しています。今後も連携を密にし、推進していきます。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

⑤ 意思疎通支援事業

- ・聴覚、音声・言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などを派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ります。
- ・実績は、見込みどおりとなっています。

(手話通訳者等派遣事業)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実利用者数:人	8	8	8
実績	実利用者数:人	8	8	8

(手話通訳者設置事業)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	設置者数:人	2	2	2
実績	設置者数:人	2	2	2

⑥ 日常生活用具給付等事業

- ・障がいのある人に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
- ・実績は、多くの事業が見込みを下回っていますが、情報・意思疎通支援用具、令和5年度の排泄管理支援用具は見込みを上回っています。

【見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	のべ 件数 (／年)	3	3	3
自立生活支援用具		9	9	9
在宅療養等支援用具		11	11	11
情報・意思疎通支援用具		9	9	9
排泄管理支援用具		1,151	1,194	1,237
住宅改修費		2	2	2

【実績】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	のべ 件数 (／年)	0	1	0
自立生活支援用具		8	6	4
在宅療養等支援用具		3	8	6
情報・意思疎通支援用具		12	15	17
排泄管理支援用具		1,114	1,059	1,267
住宅改修費		2	0	0

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになります。
- ・実績は、見込みを下回っています。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	修了者:人	8	9	10
実績	修了者:人	5	4	2

⑧ 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援するサービスです。個別支援型と車両・グループ支援型があります。
- ・実績は、個別支援型は利用者数、時間数とも見込より少なくなっており、車両・グループ支援型は令和3年度の実利用者は見込みを下回っておりますが、のべ時間数は各年度見込みを上回っています。

(個別支援型)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実利用者数	16	17	18
	のべ時間数(／年)	1,562	1,653	1,744
実績	実施利用者数	14	15	14
	のべ時間数(／年)	1,112	729	842

(車両・グループ支援型)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実利用者数	12	12	12
	のべ時間数(／年)	48	64	80
実績	実施利用者数	11	14	12
	のべ時間数(／年)	90	82	94

⑨ 地域活動支援センター事業

- ・障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。
- ・中間市社会福祉協議会に事業を委託し実施しています。実利用者数は、見込みを下回っています。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込み	1	1	1
	実績	1	1	1
実利用者数	見込み	38	38	38
	実績	26	26	26

⑩ 理解促進研修・啓発事業

- ・障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい等の理解を深めるための研修・啓発を通じ地域住民へ働きかけを行います。
- ・平成25年度の法改正により必須事業に位置付けられ、実施しています。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

⑪ 自発的活動支援事業

- ・障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
- ・平成25年度の法改正により必須事業に位置付けられ、実施しています。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

11. 地域生活支援事業(任意事業)の実績(※令和5年度は見込み)

① 日中一時支援事業

- ・一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人等に対して、活動の場を確保し、見守り、または、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族等の就労及び一時的な休息を支援します。
- ・実績は、利用者数は令和4年度以降見込みを下回っています。のべ利用回数は各年度で見込みを下回っています。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実利用者数	12	12	12
	のべ利用回数(／年)	840	840	840
実績	実利用者数	12	9	10
	のべ利用回数(／年)	551	427	749

② 訪問入浴サービス事業

- ・身体障がいのある人等に対して、訪問により居宅での入浴のサービスを提供し、身体の衛生の管理、心身機能の維持等を図ることを目的とします。
- ・実績は、各年度で、実利用者数、利用回数とも見込みどおりとなっております。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実施か所数	1	1	1
	実利用者数	1	1	1
	利用回数(／月)	4	4	4
実績	実施か所数	1	1	1
	実利用者数	1	1	1
	利用回数(／月)	4	4	4

③ 生活訓練等事業

- ・視覚障がいのある人等に行うもので、日常生活で必要となる能力の訓練や指導などを行い、社会参加できるよう支援していくことを目的としています。
- ・実績は、ほぼ見込みどおりとなっています。

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実施事業数	1	1	1
	実利用者数	6	6	6
実績	実施事業数	1	1	1
	実利用者数	5	5	6

④ 社会参加支援事業

- ・点字・声の広報等の発行や自動車運転免許取得・改造助成等を行うことで、障がいのある人が社会参加することができるよう支援していくことを目的としています。
- ・実績をみると、文化芸術活動振興事業の実績はありません。また、点字・声の広報等発行事業の利用者数は見込みを上回っています。しかし、自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者数は見込みを下回っています。

(文化芸術活動振興事業)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	実施事業数	1	1	1
	実利用者数	10	10	10
実績	実施事業数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

(点字・声の広報等発行事業)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数	15	15	15
実績	利用者数	24	21	21

(自動車運転免許取得・改造助成事業)

	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	利用者数	3	3	3
実績	利用者数	2	1	2

第2部

中間市第4次障害者基本計画

第1章 計画の目的と方向性

1. 計画の範囲と目的

障害者基本計画は、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係各種団体などが、障がいに対する理解を深めながら自主的かつ積極的な活動を推進するための指針となるものです。

その範囲は、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等多岐にわたっています。また、計画策定の目的は、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)および難病患者等と、すべての市民が、お互いに支え合いながら安心して生活できる地域社会を実現することにあります。

計画の対象者は、障がいはすべての人に関わることであるという考え方にに基づき、「すべての市民」とします。

2. 計画策定の方向性

(1) 基本目標

本計画の基本目標は、障がいのあるないに関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会をめざすことにあります。

地域では、様々な人が暮らしています。誰もが参加、参画できる共生の地域社会は、その地域に暮らしている人たちがお互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って主体的に取り組むことで実現できます。

全ての障がいのある人に、その人らしく生活できる権利を保障し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会を与えることが大切です。障がいを理由とした一切の差別を許さないという認識の共有こそ最優先されるべき重要な課題です。

障がいのある人の地域社会への参加、参画を促進するためには、障がいのある人の活動を制限し、地域社会への参加を制約している要因を取り除き、障がいのある人が自らの能力を十分に発揮できる社会資源の確保が必要です。市民の誰もが障がいのあるないに関わらず、安全かつ安心して生活できるよう、地域社会の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成など、多様面にわたる社会のバリアフリー化を推進しながら、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざします。このような考えをもとに、本計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標

共に生きる福祉のまち なかま

～自分らしくいきいき暮らせる地域づくり～

(2)基本指針

本計画の基本目標「共に生きる福祉のまち なかま」に基づき、以下の基本指針をまとめました。

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 雇用・就業機会の推進
- 3 教育等の充実
- 4 安心できる生活基盤の整備
- 5 保健・医療の充実
- 6 生活支援のための環境づくり
- 7 安全・安心対策
- 8 行政サービス等における配慮

【施策の基本指針】

【具体的施策と施策項目】

1 障がい者を理由とする
 差別の解消の推進

(1)差別の解消に向けた広報・啓発活動

- 1)広報活動の推進
- 2)障がいのある人への理解の推進
- 3)情報のバリアフリー化

(2)権利擁護の推進

- 1)権利擁護の推進

(3)交流活動の充実

- 1)交流活動の充実

2 雇用・就業機会の推進

(1)総合的な就労支援

- 1)就労の場の充実
- 2)公共機関との連携
- 3)障がいの特性に応じた就労支援

(2)雇用機会の拡大

- 1)職業訓練・相談
- 2)事業主の理解促進

3 教育等の充実

(1)インクルーシブ教育システムの構築

- 1)インクルーシブ教育システムの構築

(2)教育環境の整備

- 1)幼児教育の充実
- 2)学校教育の充実
- 3)生涯学習の充実

(3)スポーツ・文化活動の推進

- 1)スポーツ・文化活動
- 2)ボランティア活動

4 安心して生活できる
 生活基盤の整備

(1)公共施設・機関の整備

- 1)移動・交通手段の整備
- 2)公共施設等のバリアフリー化

(2)住宅環境の整備

- 1)住宅環境の整備

【施策の基本指針】

【具体的施策と施策項目】

5 保健・医療の充実

(1)障がいの原因となる
疾病の予防・治療

- 1)早期発見・早期治療
- 2)正しい知識の普及

(2)障がいに対する
適切な保健・医療サービス

- 1)各種サービスの充実
- 2)機能回復訓練事業の充実

(3)精神保健施策の充実

- 1)精神保健施策の充実

6 生活支援のための
環境づくり

(1)相談支援体制の構築

- 1)相談場所の確保
- 2)人材の育成

(2)多様なサービスの提供

- 1)訪問・通所系サービスの充実
- 2)福祉用具の普及と利用促進
- 3)その他のサービスの充実

(3)経済的負担の軽減

- 1)経済的負担の軽減

(4)コミュニケーション支援

- 1)情報アクセシビリティの向上

7 安全・安心対策

(1)防災・防犯対策の推進

- 1)防災対策の推進
- 2)防犯対策の推進

8 行政サービス等
における配慮

(1)行政職員における
障がい者理解の促進

- 1)行政職員における障がいのある人への理解の促進

(2)選挙等における配慮

- 1)選挙等における配慮

第2章 基本指針と今後の方向性

基本指針1 障がいをもととする差別の解消の推進

(1) 差別の解消に向けた広報・啓発活動

1) 広報活動の促進

【現状と課題】

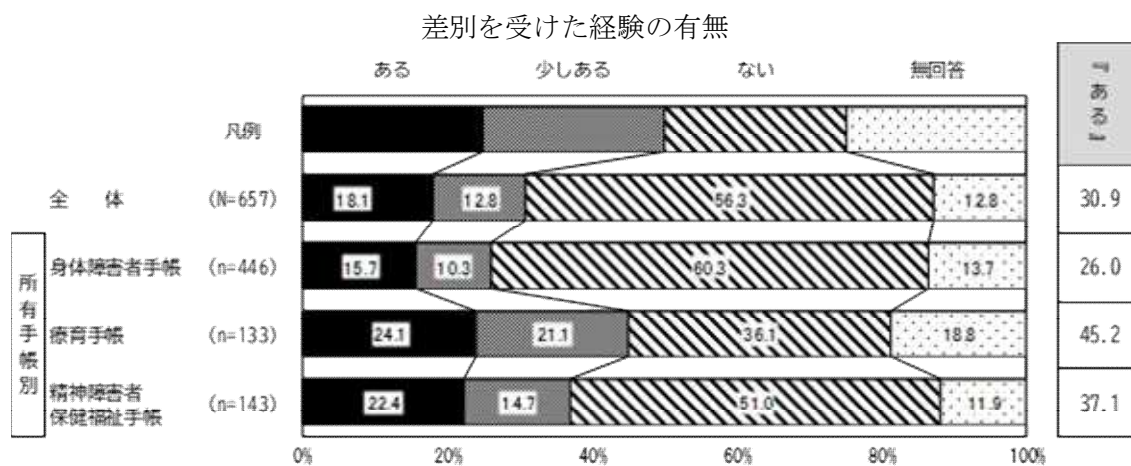
誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

令和4年度に実施したアンケート調査(以下、「アンケート調査」と略)によると、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある人は、知的障がいのある人において半数近くみられます。

平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されたことから、今後は障がいを理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。同様に、「障害者基本法」に定められた障害者週間における各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」の推進を図ることが必要です。

また、「障害者虐待防止法」(平成23年法律第79号)等の適正な運用を通じて障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進することが必要です。

※心のバリアフリー…差別、偏見、理解の不足、誤解などをなくしていくことをいいます。



【今後の方針】

- 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」における法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の設置等に取り組みます。
- 「障害者週間」(12月3日～9日)を周知させるため、行政や障がい者関係団体による、障がい者と地域の人との交流や障がい者を交えた様々な催しを通じて、地域や企業における理解を促進します。
- 市の活動や情報をテレビ・ラジオ・新聞などの情報機関に積極的に提供することにより、広報・啓発を推進します。
- 障がいのある人のサービス内容を紹介する「福祉のしおり」を作成するとともに、市のホームページに掲載することによりサービス体系の周知を図ります。特に、継続して法律改正等を注視し、適宜見直し等を行なっていきます。

2) 障がいのある人への理解の促進

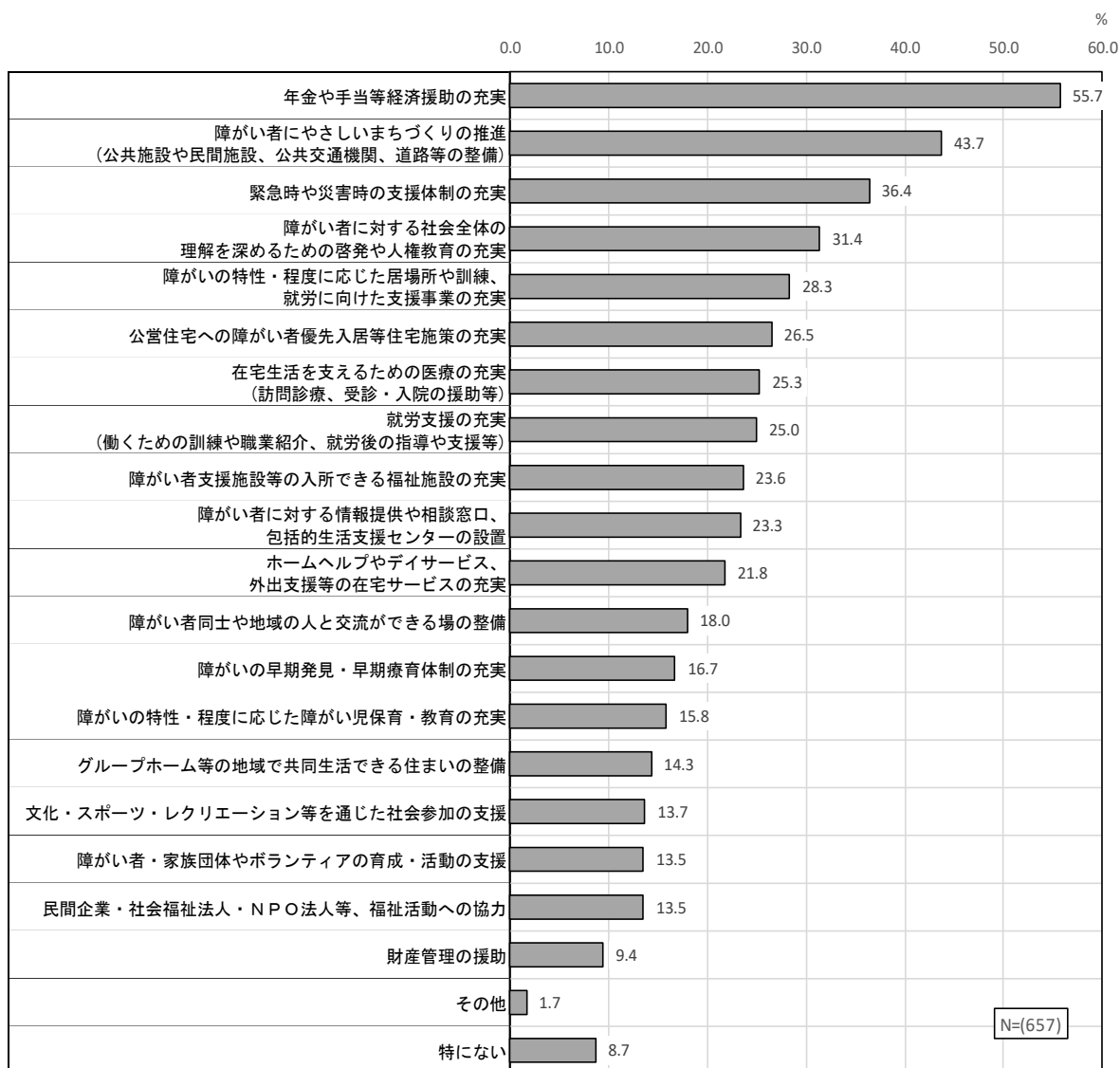
【現状と課題】

一般社会における障がいのある人への理解は、まだまだ十分とはいえない状況だといえます。

アンケート調査によると、障がい者福祉のために行政に充実してほしいこととして、回答者の3人に1人が「障がい者に対する社会の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」を挙げています。

そのため、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がいのある人への人権を尊重することが必要です。

障がい者(児)福祉のために、行政に充実してほしいこと



【今後の方針】

- わかりやすい日本語表現を行い、多くの人に伝わるように取り組むとともに、チラシやパンフレット、ホームページ、SNS、音声読み上げ装置などを活用し、イベントなどを紹介していきます。
- 多様性を重視し、あらゆる活動に焦点を合わせた紙面づくりを行います。障がい者団体やボランティア団体の活動、福祉施設などが主催する行事を紹介し、地域住民の障がいのある人への理解を促進し、共生を図ります。
- 市内の特別支援学校と小・中・高等学校、また、障がい者(児)施設利用者と校区児童との交流事業を推進します。

3) 情報のバリアフリー化

【現状と課題】

近年の情報技術(IT)の急速な進展は、必要な情報の収集や多くの人とのコミュニケーションを容易にするだけではなく、障がいのある人の自立や社会参加を促進するなどの大きな効果が期待されます。

現在、本市では文字情報が伝わりにくい視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対し、点訳・音訳サービス等を充実するための機器や手話通訳者の配置を行い、文字情報や音の情報のバリアを解消するよう努めています。

今後も、情報のバリアフリー化に向けた環境整備と人材育成が必要となります。

※情報のバリアフリー…視覚・聴覚障がいなどがあると、情報入手に困難が伴います。視覚障がいには点字や音声、聴覚障がいには手話や要約筆記などの対応手段を講じて、阻害要因をなくしていくことをいいます。

【今後の方針】

- 障がいのある人を対象とした情報技術(IT)を学習する場の情報提供に努めます。
- 令和4年度にホームページのリニューアルをしたことに伴い、その更新時期に障害者差別解消法に基づき、スマートフォンやタブレット端末からも利用できるホームページを構築しました。今後も定期的に障がいのある人の利用を想定したホームページの改善を行っていきます。
- 周辺機器の配備について、音声コードの普及状況など県内市町村や関係機関・団体などの事例を収集しながら、必要に応じてシステムの活用に努めます。また、障がいのある人に必要な情報が正確にいきわたるように努め、必要があればシステム等の配備・改修を検討していきます。
- 意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等のために、県が実施している研修等を活用し、手話通訳者などの養成を行います。

- 行政が発行する紙媒体の情報を有償ボランティアや中間市社会福祉協議会に委託し、点訳・音訳などに変換し、障がいのある人々に各課の情報が伝わるように努めます。

(2) 権利擁護の推進

1) 権利擁護の推進

【現状と課題】

知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分な障がいのある人については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

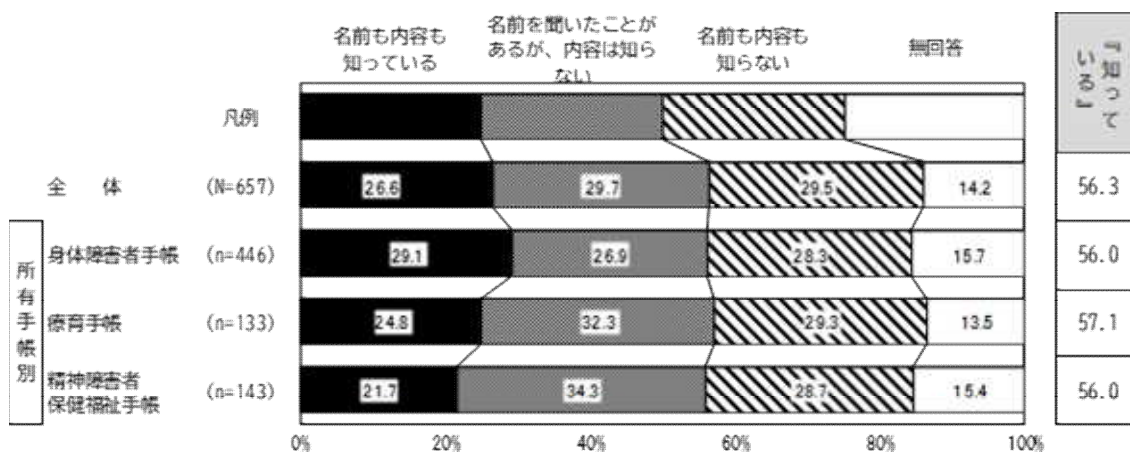
アンケート調査によると、成年後見制度の認知状況は、障がいの種類にかかわらず『知っている』が過半数を占めていますが、「名前も内容も知っている」と答える人は3割以下にとどまっています。

平成24年10月には「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

障がいのある人に対する差別の解消を図るには、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解促進を図ることが重要です。

今後は、これらの法律や制度に基づき、障がいのある人の権利擁護のための取組を充実することが必要です。

成年後見制度認知状況



【今後の方針】

- 福祉のしおりや市ホームページ等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がいのある人への虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組めます。
- 人権週間及び障害者週間に市民に対し正しい理解と認識を深めるため、専門家を招いて講演会、研修会を企画し推進していきます。
- 少年期からの福祉教育推進のため、教職員、保護者などに対し、障がいのある人の人権問題に関する講座を計画的に開催し、市民の参加を促進します。また特別支援教育を推進する職員を中心とした研修の機会を設定し、社会の要請に適した内容を充実させます。
- 知的障がいのある人、精神障がいのある人など自己の判断だけでは意思決定に支障のある障がいのある人の権利擁護にかかる各種事業や成年後見制度の周知及び運用などを推進します。

(3)交流活動の充実

1) 交流活動の充実

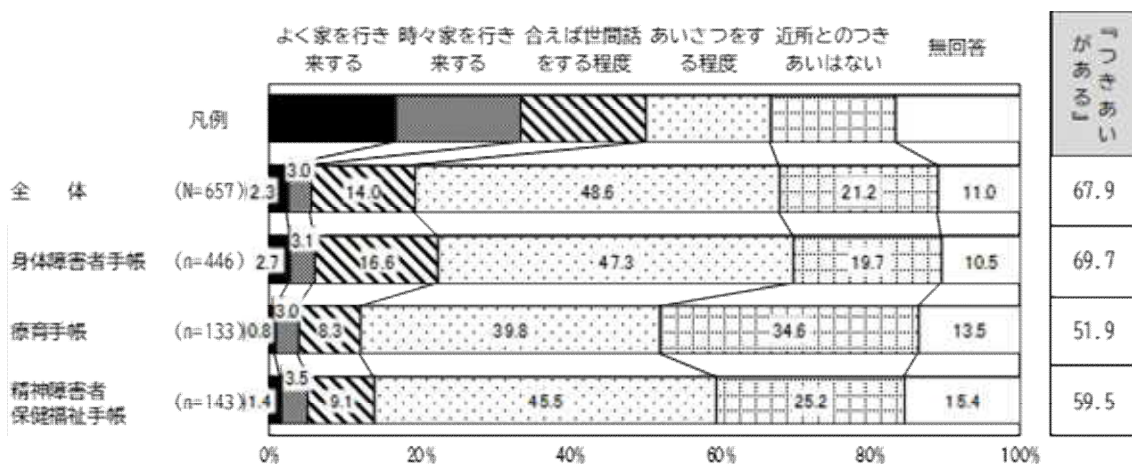
【現状と課題】

すべての市民が安心して生活することができる地域づくりを進めるためには、各種イベント等を通じて地域住民同士の交流活動を促進することが必要です。

アンケート調査によると、地域の方との付き合いの程度は、障がいの種類にかかわらず「あいさつをする程度」の割合が最も高く、『つきあいをする』でみると半数以上を占めています。

今後は、障がい者団体等と協働し、イベント等の立案を検討していくとともに、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がいのある人の人権を尊重することが必要です。地域住民の協力を積極的に呼びかけ、身近に交流できる催し物を検討することが求められています。

地域の方とのつきあい程度



【今後の方針】

- 市と障がい者関係団体などが協働して市民が関心を持つ多彩なイベントに参加し、障がいのある人とない人が幅広く交流できるイベント等の視察などの機会を増やし、障がいのある人に対する差別や偏見をなくす市民意識の向上をめざします。
- 障がいのある人を支える家族会への新規加入を促進して地域住民との交流を促進します。
- 福祉施設、特別支援学校が企画した体育祭やミニコンサート、陶芸教室、各種バザーなどの地域交流行事を周知するために、公共施設へのポスター掲示やパンフレット、チラシを回覧するなどの支援を行います。

基本指針2 雇用・就業機会の推進

(1)総合的な就労支援

1) 就労の場の充実

【現状と課題】

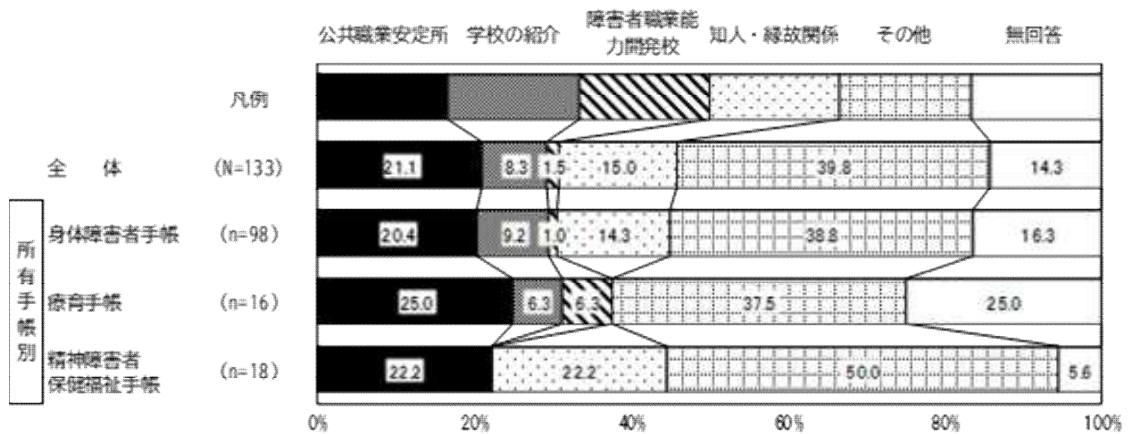
すべての人が職業を持つことは、経済的側面に限らずその人の生きがいにも繋がります。しかし、障がいのある人の就業はなかなか思うように進んでいないのが実情であり、大きな問題となっています。

アンケート調査によると、現在の仕事に就いたきっかけは、「その他」を除くと身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は「公共職業安定所」と答える人が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「公共職業安定所」と「知人・縁故関係」と答える人が同率で最も多くなっています。

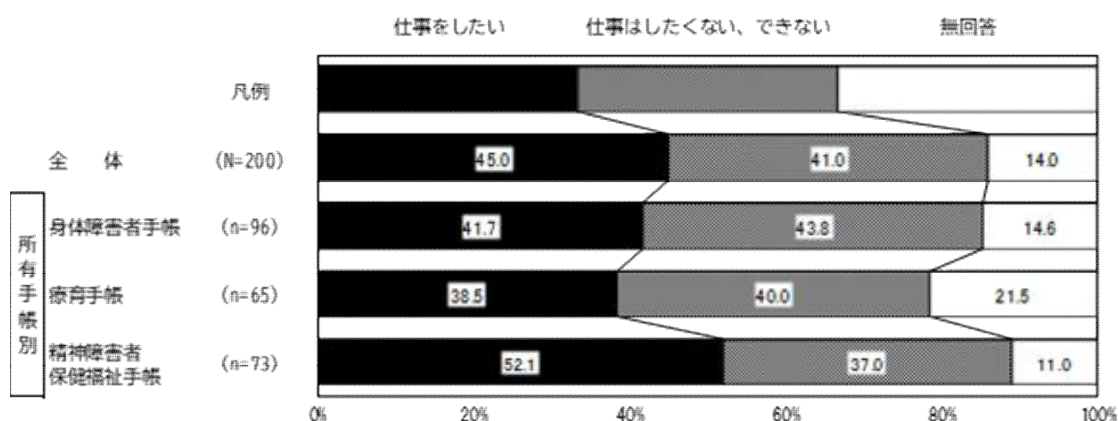
また、現在仕事をしていない人の仕事に就く意向をみると、「仕事をしたい」は身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者が4割前後、精神障害者保健福祉手帳所持者が約5割台となっています。

今後は、一般就労を支援するための訓練や職場実習、就職後の支援などを行うための「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」や「障害者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

現在の仕事に就いたきっかけ(収入を得て仕事をしている方)



収入を得る仕事に就く意向(収入を得て仕事をしていない18歳～64歳の方)



【今後の方針】

- 公共機関、民間企業の法定雇用率の達成・維持に向けた障がいのある人の雇用を促進するため、公共職業安定所などとさらに連携を深めながら、障がいのある人の職業相談事業の充実を図り、企業に対し、障がいのある人の雇用の理解と協力を要請します。
- 障がいのある人が利用する施設の運営を支援するとともに、利用者から事業所に対する相談等があれば事業所等との話し合いの場を設けるなど利用者が安心して働ける職場環境づくりをめざします。
- 障がいのある人の就労の場を確保するため、市内外の事業所等の協力を得て就労に関する情報収集に努めるとともに、パンフレット等を市の窓口に置くなどして情報提供に努めます。

2) 公共機関等との連携

【現状と課題】

雇用・就労問題は、市単独では対応できないことが多いため、関係機関からの情報収集や企業との連携が極めて重要です。

平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成25年4月施行)により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

そのため、就労支援施設との連携を図り、障がいのある人の経済的自立を促進するための取組みを推進します。

【今後の方針】

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの製品やサービスの調達額の増加を目指し積極的な取組みを推進します。
- 障がいのある人の就労支援や職場定着を図るため、公共職業安定所・福祉施設・教育機関・商工会議所・行政などの各関係機関の連携を推進します。

3) 障がいの特性に応じた就労支援

【現状と課題】

障がいのある人が、その能力を発揮して働く機会を拓いていくためには、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じたきめ細かな支援が必要です。そのような人の自立支援を目的として、就労支援事業などのサービスが設けられています。

障害者総合支援法では、このような福祉的就労を支援するサービスとして「就労継続支援事業」や「地域活動支援センター」が創設されています。

本市には、福祉的就労の場として、障がい者団体などが運営する就労継続支援施設が複数あります。今後、地域活動支援センターなどと連携して、福祉的就労の場を確保することが必要です。

【今後の方針】

- 一般企業への就労が困難な障がいのある人を雇用し、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の利用を促進します。
- 一般的な就労が困難な障がいのある人等に対しては、就労継続支援事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。

(2) 雇用機会の拡大

1) 職業訓練・相談

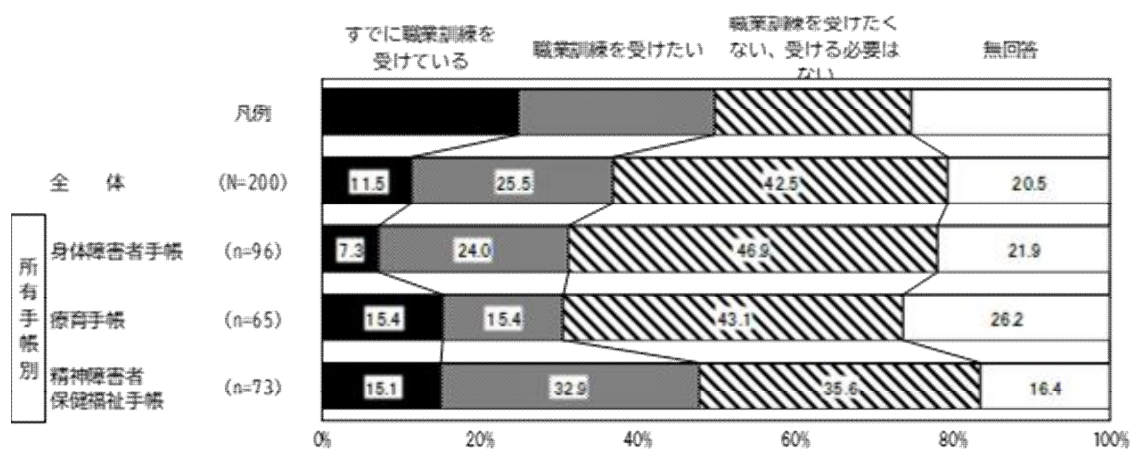
【現状と課題】

本市では、就労を希望する障がいのある人に対し、公共職業安定所などの公共機関からの情報を提供しています。また、国立県営福岡障害者職業能力開発校では、障がいのある人のパソコン操作等の指導等を行っています。

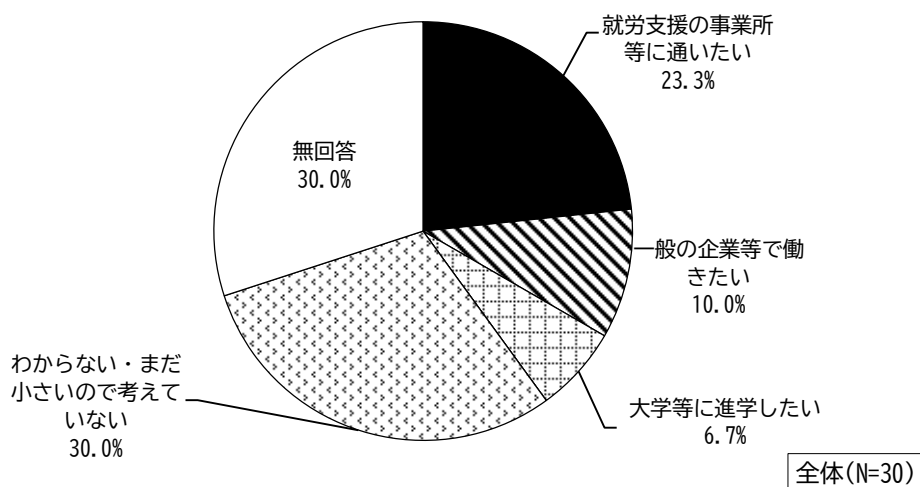
アンケート調査によると、現在仕事をしていない人の職業訓練の受講意向をみると、「職業訓練を受けたい」と答える人は身体障害者手帳所持者が2割台、療育手帳所持者が1割台、精神障害者保健福祉手帳所持者が3割台となっています。また、障がいのある児童の学校を卒業した後の進路希望をみると、「就労支援の事業所等に通いたい」と答える人が2割台となっています。

今後とも、障がいのある人の就労意欲の向上につながる相談体制や、職業訓練の充実を図る必要があります。

職業訓練の受講意向(収入を得て仕事をしていない18歳～64歳の方)



学校(中学校または高等学校)を卒業した後の進路 (保育園・幼稚園等や学校通学者)



【今後の方針】

- 障がいのある人の自立訓練を促進するため、福祉作業所などへの支援・協力を実施するとともに、「福岡障害者職業センター北九州支所」で実施している就職が困難な障がいのある人のための職業カウンセリングや、「国立県営福岡障害者職業能力開発校」で職業訓練の一環として実施している文書作成や表計算の検定の資格取得など、職業的自立に向けた支援を関係機関と連携して進めます。また職業訓練機関については、ホームページ等で周知に努めます。

2) 事業主の理解促進

【現状と課題】

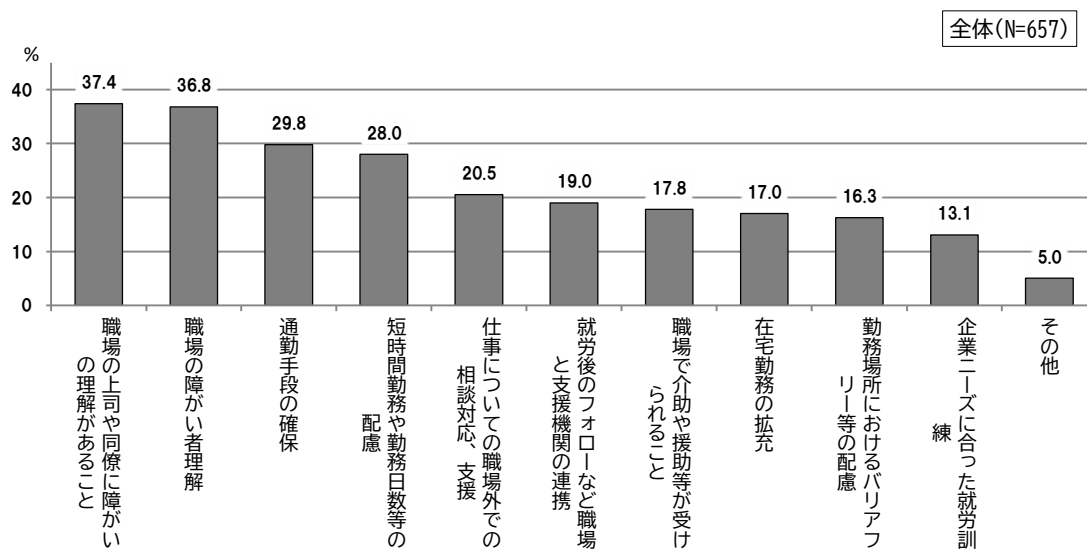
障がいのある人の一般企業への就業については、障がいのある人の就労意欲の高まりに加え、企業の障がいのある人の雇用への理解促進などにより、改善の方向に向かっていることが予測されます。

こうした中、法定雇用率は令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられることになっています。福岡県における令和4年の障がいのある人の雇用状況の集計結果(福岡労働局調べ)をみると、民間企業の法定雇用率達成企業の割合は50.8%と前年から0.9ポイント上昇しましたが、半数にとどまっています。

アンケート調査によると、障がいのある人の就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「職場の障がい者理解」を答える人が多くなっています。

今後とも、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く就職できるよう、企業に働きかけるとともに、国の税制上の優遇措置や各種制度の周知を図る必要があります。

障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと



【今後の方針】

- 雇用分野における障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人が働くに当たっての支援を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について啓発を行い、障がいのある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。
- 就労中や就労を希望する障がいのある人を支援するため、障がいのある人の雇用機会拡大をめざし各種施策を推進し、企業や関係団体と連携を図ります。また

公共職業安定所から提供される資料により管内の雇用情報を把握するとともに、必要に応じて公共職業安定所と連携を図ります。

- 事業者を対象に障がいのある人の雇用促進のための、税制上の優遇措置や各種制度などについては、国、県等が発行するパンフレットの配布や各施設への設置などによる周知を図り、市内企業の法定雇用率の向上に努めます。

基本指針 3 教育等の充実

(1)インクルーシブ教育システムの構築

1) インクルーシブ教育システムの構築

【現状と課題】

平成 26 年 1 月、国は障害者権利条約を批准しました。

この条約には、インクルーシブ教育システムの理念が定められており、国においても、障がいのある幼児、児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の法令整備等が実施されています。

本市においても、関係機関との連携を図りながら、同システムの実現に向けて特別支援教育に関わる施策を充実させることが必要です。

【今後の方針】

- 医療、保健、福祉等との連携の下、早期からの継続的な教育相談、就学相談に努めます。また他部局との連携を密にしながら、課題に対応できるような相談体制を検討・構築します。
- 障がいのある児童に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、提供されることが望ましいことを周知します。また医療的ケアの必要な児童の支援の状況及び学習の様子、保護者の要望に応じて実現可能な個別の対応について個別の支援計画等を活用して整理し、確実に実施します。
- 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら障がいのある人と障がいのない人が同じ場で共に学ぶことを目指し、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。また個別の指導計画、個別の教育支援計画、ふくおか就学サポートノートなどを活用したスムーズな連携を推進します。

(2)教育環境の整備

1) 幼児教育の充実

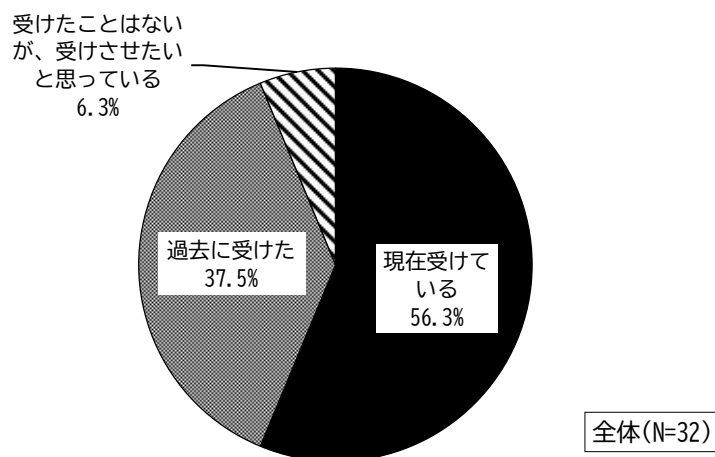
【現状と課題】

障がいのある児童に対する療育事業については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることが、その後の成長にとって極めて重要です。

アンケート調査によると、障がいのある児童の療育や教育を受けた経験は、いずれの障がいのある児童ともに「現在受けている」又は「過去に受けた」と答える人が大半を占めています。

障がいのある児童に対する療育事業は、障がいの早期発見、早期治療、早期療育とあいまって、障がい者団体や事業者をも含めた関連機関の連携を充実させ、支援システムとして障がいのある児童及びその保護者にとって開かれた社会環境となるよう、地域の療育機能との連携を図ることが必要です。

療育や教育を受けた経験(18歳未満)



【今後の方針】

- 親子ひろばリンクなど各関係機関が連携し、教育相談の充実を図りながら、児童の状況にあわせた適切な障がいのある児童の保育の充実をめざします。また、これまで同様親子ひろばリンクでは、市内外を問わず利用者の受け入れに努めます。
- 療育を一層充実するために、施設などの改善に努め、幼児の保健医療・療育の総合的な指導体制の確立をめざします。また相談があった場合には、その児童が安心して親子ひろばリンクに通えるような環境づくりを行います。
- 一人ひとりの子どもに応じた望ましい発達を促すとともに、適正就学の促進に向け保育士、職員のスキルアップを目的とした研修活動を充実させます。

2) 学校教育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。

現在本市は、すべての小・中学校において「特別支援学級」を設置しており、令和5年7月現在、小学校児童120人、中学校生徒42人が在籍しています。

就学後の療育については、自立や社会参加に向けて、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善したり克服したりしていく必要があります。

特別支援学級児童・生徒数の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
小学1年生	8	7	5	3	7	6	10	14	12	13
小学2年生	7	12	8	8	9	20	11	15	18	18
小学3年生	17	10	14	11	8	9	24	13	17	26
小学4年生	8	18	13	14	17	10	11	32	14	15
小学5年生	10	8	20	15	14	18	12	10	33	13
小学6年生	8	10	8	21	17	17	20	12	10	35
小学生計	58	65	68	72	72	80	88	96	104	120
中学1年生	9	6	7	8	16	13	14	17	10	12
中学2年生	9	10	5	9	9	16	14	14	18	10
中学3年生	6	7	12	6	9	8	15	13	15	20
中学生計	24	23	24	23	34	37	43	44	43	42

資料:学校教育課(各年度3月末現在、令和5年度は7月現在)

特別支援学校児童・生徒数

(人)

	小学部	中学部	高等部	計
直方特別支援学校	21	11		32
古賀特別支援学校	1	0		1
福岡特別支援学校	1	0		1
合計	23	11	0	34

資料:学校教育課

【今後の方針】

- 地域の小学校、中学校、高等学校等の色々な障がいのある児童への指導、助言、援助を行う特別支援学校におけるセンター的機能を活用するとともに、県教育委員会や県立特別支援学校との連携を密にし、一人ひとりの障がいに対する教室の充実に努めます。
- 子ども自身の悩みや子どもの発達上の問題など、子どもに関する相談内容も多様化していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置時間の増加など保護者の希望に応えられる体制の整備に努めます。
- 市教育委員会が主体となって教職員の適正配置について、引き続き関係機関に要請します。
- 教職員の資質向上を図るため、指導主事等が学校に直接出向き、指導助言を行っていくとともに、実態に応じた実践的な研修の実施に努めます。
- 障がいのある児童の日常生活に配慮した学校施設の改善や、障がいのある児童用教室の創意工夫を図ります。特に、大規模改修等が必要と判断した際は、補助金の有効活用を前提に財政課と協議を設け対応します。
- 障がいのある児童の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術(ICT)の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。また無償給与教科書分について確実にニーズ把握ができるよう調査を適切に行います。
- 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に必要に応じて学校施設のバリアフリー化を推進します。

3) 生涯学習の充実

【現状と課題】

本市では、いつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができる生涯学習を推進するため、「中間市生涯学習基本計画」を策定し、障がいのある人などに豊かで充実した生活が営むことができるよう、各種生涯学習活動に参加しやすい機会づくりや地域交流などに努めています。この計画に基づいて、障がいのある人の社会参加の推進と学習意欲の向上をめざし、各種施策を推進する必要があります。

【今後の方針】

- 障がいのある人の意見を参考に、学習内容の充実を図るとともに「中間市都市計画マスタープラン」に基づいて公共施設などの整備を進め、生涯学習の場に障がいの有無に関わらず一人でも多く参加できるように努めます。

- 地域で活動している関係団体の指導者に障がいのある人の問題の学習会に積極的に参加してもらい、その学習成果を生かしボランティア活動支援の基盤づくりにつなげていきます。
- 文化講座などの活動について障がいのある人が参加しやすく楽しめる内容の充実を図るとともに、聞くだけではなく作ったり触れたり身体を動かしたりするような体験型の講座を行います。
- 地域において生涯学習推進の基盤を整備するため、市民の要望に応じて社会教育施策・事業の充実に努めます。また障害のある人が利用しやすいよう施設のバリアフリー化に努めます。
- 生涯学習の目的のひとつは「生きがい」を見出すことにあります。生涯学習の成果を自分の中に留めることなく、学習の成果を発表できる場を設けるなどして学習意欲の向上をめざします。また青少年育成市民会議主催で、少年主張大会を開催し、生きがいや今感じていることをテーマにした発表できる場を設けます。

(3)スポーツ・文化活動の推進

1) スポーツ・文化活動

【現状と課題】

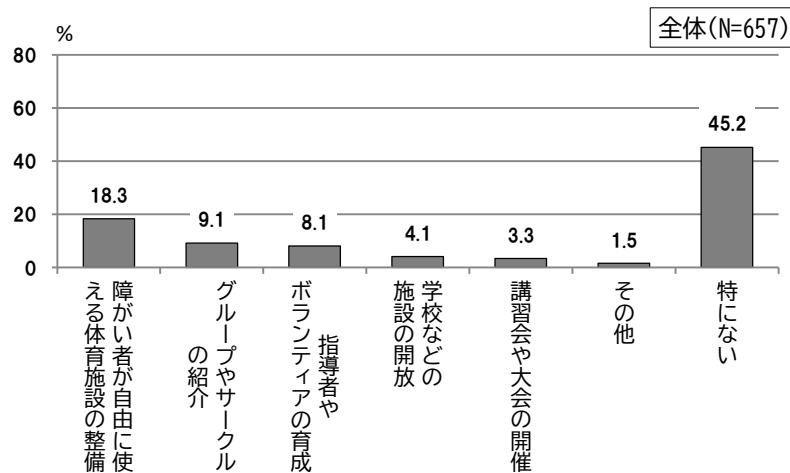
障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。

アンケート調査によると、スポーツを行う上で希望することとしては、「特にない」を除き「障がい者が自由に使える体育施設の整備」を希望する人が最も多くみられます。

今後は、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。

さらに障がいのある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指します。

スポーツを行う上で希望すること



【今後の方針】

- 障がいのある人の文化活動を支援するため、点訳・音訳などのボランティア育成などを通して、文化事業の充実をめざします。特に、点訳・音訳等に関わるボランティア育成講座等に関わる講座及び講習会があれば、貸館として会場の提供を行っていきます。
- 各地区および団体が主催する文化祭などのチラシ等による情報提供に努め、多様な文化事業を通じて障がいのある人とない人の交流の拡充に努めます。

- 音訳ボランティア養成講座の開催に努めるとともに、市内で活動するボランティアグループへの講演や障がいのある人のための朗読会、中間市立図書館での音訳に関する手続きの検討など聞き手の要望に応えられる音訳活動をめざします。
- 障がいがあってもスポーツを楽しむことを目的とした福岡県障がい者スポーツ大会(毎年開催)などのイベント等の紹介に努め、障がいのある人のスポーツに対する市民の理解と協力をもとに地域社会への定着をめざします。
- 障がいのある人のスポーツ、レクリエーションを実現するためにスポーツに関わるボランティア、スポーツ推進委員の育成を推進し、障がいのある人のスポーツの環境づくり、有効活用につながるよう努めます。また、スポーツ用具、施設のバリアフリー化など障がいのある人が親しみやすいような環境づくりに努めます。

2) ボランティア活動

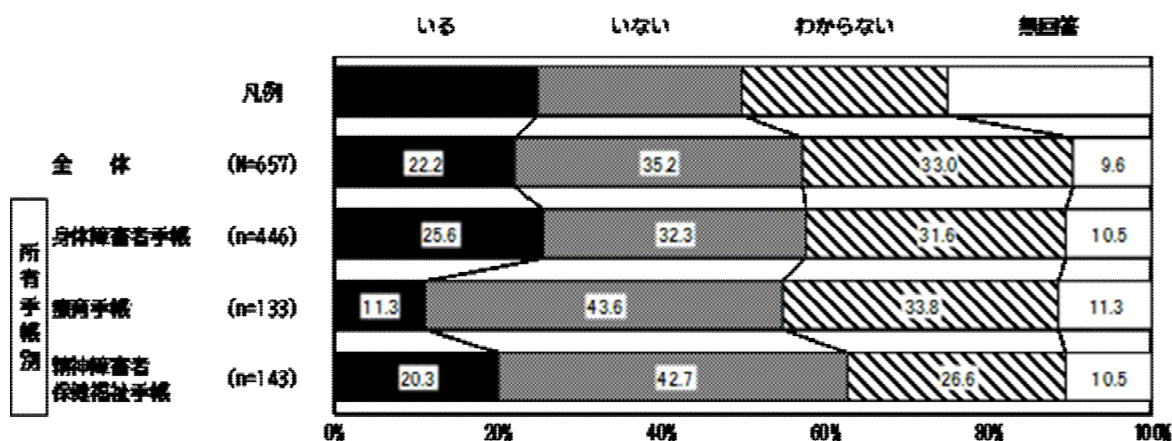
【現状と課題】

障がいのある人のニーズが個別化・多様化するなか、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティアなどによる日常的な支援が重要な役割を担っています。

アンケート調査によると、家族不在や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人が「いる」と回答した障がいのある人は3割以下であり、いずれの障がいのある人も「いない」と答える人が上回っています。

このため、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアを始めとしてNPO 法人などの市民活動を促進し、行政サービスと市民活動とが協働して、福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

家族不在や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人の有無



【今後の方針】

- 障がいのある人たちが、レクリエーションを通じて生きがいのある生活が送られるようにレクリエーションリーダーの発掘・育成するとともに、障がい者団体等の活動を支援するボランティアの育成を支援します。
- 障がいのある人の社会参加を促進し、誰もが住みよい地域社会づくりのためにも、障がいのある人をサポートするボランティア団体と行政との協働を推進します。また、障がい者団体等の活動を支援するボランティアの育成を支援します。
- ボランティア講座の充実を図り、県や専門の講師などの協力を得て研修会を実施し、登録者数を増やし、後継者の育成に努めます。
- ボランティアセンターの交流会などを通じボランティアと障がいのある人の絆を深め、ボランティア活動の充実努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、ボランティアとのマッチングに努めます。
- 現在の各団体で活動している会員は、生涯学習課主催の「ボランティア養成講座」を受講した人であり、後継者の人材育成の基盤となる「ボランティア養成講座」の充実を図ります。また、県や専門の講師などの協力を得て、ボランティア育成支援の研修を行います。

基本指針4 安心できる生活基盤の整備

(1) 公共施設・機関の整備

1) 移動・交通手段の整備

【現状と課題】

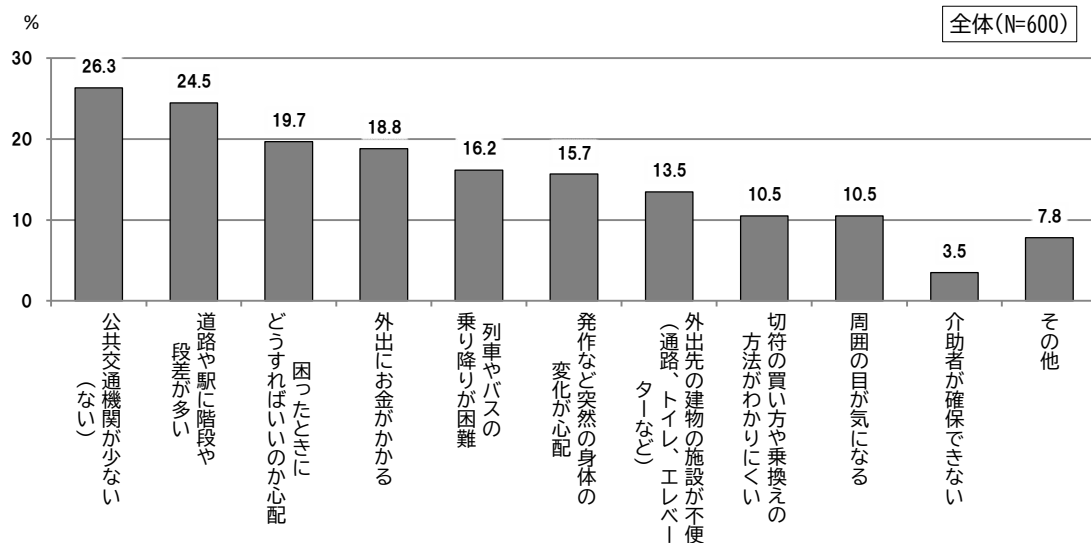
障がいのある人が、安全にかつ安心して生活ができる環境を整備することが極めて重要です。

しかし、身近な建物や道路には多くの障壁が残っており、障がいのある人の移動・交通手段には課題が多くみられます。

アンケート調査によると、外出時に困ることとしては「公共交通機関が少ない(ない)」(26.3%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(24.5%)、「困ったときにどうすればいいのか心配」(19.7%)と答える人が最も多くなっています。

今後とも、財源確保に努めながら、関係機関にも協力を打診し、計画的な環境改善を進めていくことが必要です。

外出時に困ること



【今後の方針】

- 駅等の旅客施設における段差解消、内方線付き点状ブロック、電光掲示板等の設備の導入等とあわせて人的な対応の充実について、福岡県地域交通体系整備促進協議会の会員として関係交通事業者に対し要望を行うなど様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。
- 障がいのある人の自立した日常生活を確保するため、歩行者用信号機の青時間の延長、音が出る信号機のLED化等を推進します。

- 関連部署と連携を図り、整備方針に基づいて点字ブロック、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示など情報案内システムの整備を推進します。
- リフト付福祉バスの運行、自動車を障がいのある人用に改造する際の改造費の助成、運転免許取得に対する助成などの移動対策の充実を図ります。

2) 公共施設等のバリアフリー化

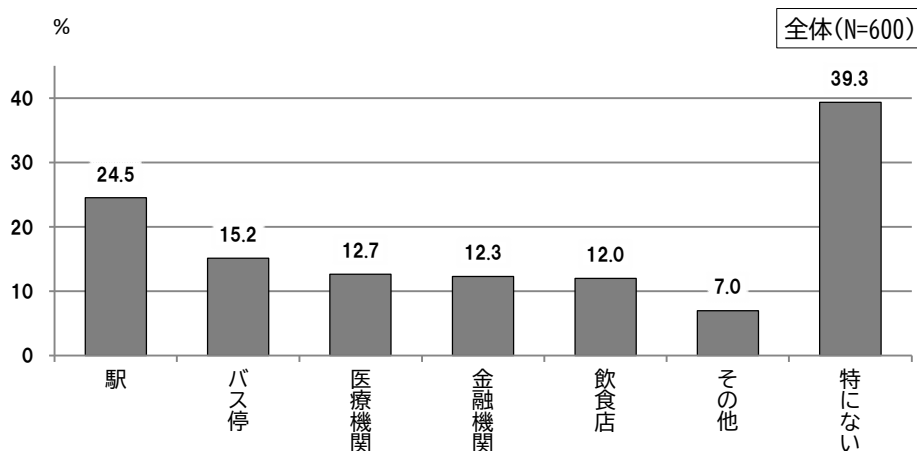
【現状と課題】

すべての市民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、平成18年6月に制定された「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」などを踏まえて、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った「やさしいまちづくり」を進めていくことが必要です。

アンケート調査によると、外出先で不便や困難を感じる場所は、「駅」(24.5%)、「バス停」(15.2%)、「医療施設」(12.7%)と答える人が最も多くなっています。

今後とも、「中間市都市計画マスタープラン」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を進めることが必要です。

外出先で不便や困難を感じる場所



【今後の方針】

- 公共施設など障がいのある人が円滑に利用できるよう市民の理解と協力を要請しながら、障がい者用多機能トイレ(オストメイト対応含む)の設置や利用者に配慮したバリアフリー化を進め人にやさしいまちづくりをめざします。
- 窓口業務を行う施設については、利用者により一層配慮したバリアフリー化を目指した整備を推進します。

(2)住宅環境の整備

1) 住宅環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が、不便を感じることなく日常生活を送れるよう、障がいの状況等に配慮した住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

本市では、介助を必要とする障がいのある人などが生活しやすいように住宅を改修するための助成事業として「住宅改修費助成事業」、「福岡住みよか事業」があります。

今後は、在宅での生活を支援するため、住宅のバリアフリー化や手すり・スロープ等の日常生活用具給付事業の周知及び内容の充実を図ることが必要です。

【今後の方針】

- 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅の建て替えに伴うバリアフリー化改修を促進し、障がいのある人向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。
- 障がいのある人への生活情報の提供、生活設計支援などをもとに生活の場の改善に努め、住環境の整備について引き続き国・県に要請します。

基本指針5 保健・医療の充実

(1)障がいの原因となる疾病の予防・治療

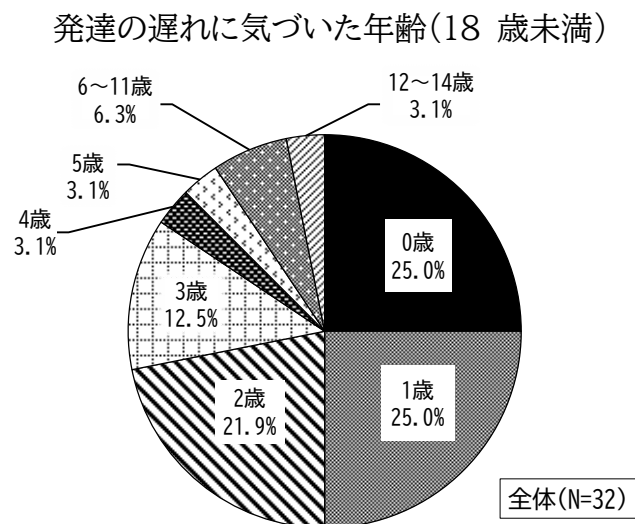
1) 早期発見・早期治療

【現状と課題】

障がいの早期発見・早期治療及びその予防は、障がいのある人の保健・医療施策の要ともいわれています。

アンケート調査によると、発達の遅れに気が付いた年齢は、「0歳」(25.0%)、「1歳」(25.0%)の早い時期に集中しています(回答者数 32人)。

今後、早期発見・早期対応を図るためには、各年齢段階における各種健診等で心身の状態に問題があった人を、医療・療育・相談など、その後の支援につなげる体制を整備することが必要です。加えて、少子化、核家族化に対応した育児サポートや医師、臨床心理士など専門職の安定的な確保などについて、関係機関を交えた検討も必要です。



【今後の方針】

- すべての妊婦や乳幼児が、適切な時期に健康診査を受診するよう促すことにより、健康で安全な出産のための関係機関とのネットワークやきめ細やかな支援体制を確立し切れ目のない支援を行います。特に、健診未受診者には、養育支援が必要な者が多く、関係機関との連携を密にし、健診受診他、継続的な支援体制の確立に努めます。
- 若・高年妊産婦、未熟児など支援が必要な親については、関係機関とのネットワークやきめ細やかな支援体制を確立することにより訪問指導などの支援・指導体制

の充実を図ります。また、未熟児等のハイリスク者は治療管理中で健診受診を含め、地域での早期養育・療育支援に努めます。

- 発達面に気がかりな点がある人を把握した後は、関係機関と連携を図り、適切な療育・指導が受けられるよう支援を行うなど、障がいの早期支援・早期療育に努めます。特に、支援が受入れにくい人についての継続支援に努めます。
- 障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、発症予防と重症化予防については、「中間市健康増進計画」に基づき推進します。

2) 正しい知識の普及

【現状と課題】

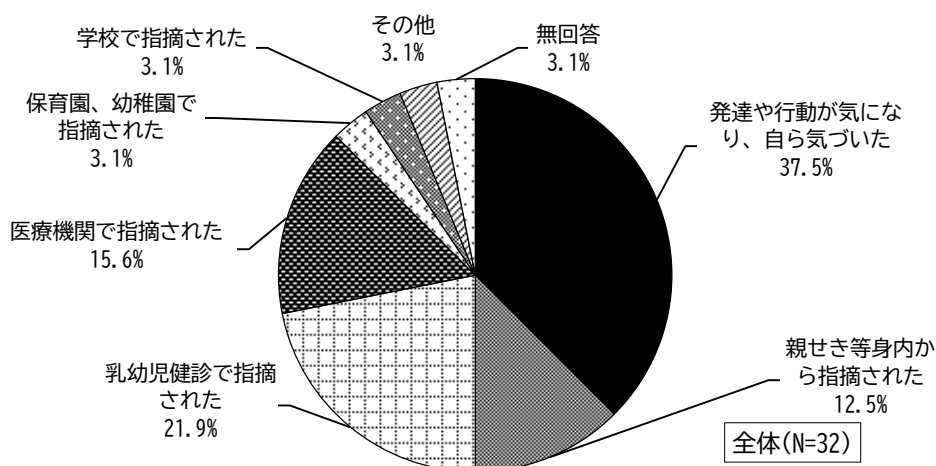
障がいは、出産前後や乳幼児期に、各種健診、保育所・幼稚園や学校など日常生活の場における気付きによって分かる場合があります。

アンケート調査によると、発達の遅れに気がついたきっかけは、「発達や行動が気になり、自ら気づいた」(37.5%)、「乳幼児健診で指摘された」(21.9%)と答える人が多くなっています(回答者数 32 人)。

本市では、発達障がいに関するパンフレットやチラシを配布することで、保護者などに対して正しい知識の提供を行っています。また、これらに関わる職員の意識を高めるため、保育所などで開催されている専門職による研修会に参加し、自己知識の向上に心掛けています。

今後も、障がいに対する正しい知識の普及に向け、地域社会への情報発信が求められます。

発達の遅れに気がついたきっかけ(18 歳未満)



【今後の方針】

- 出産前から乳幼児期に発生する障がいを予防するため、思春期の子どもやその保護者、妊産婦とその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する健康教室の開催などによる知識の普及や保健指導を行います。
- 子育て支援センター、療育支援施設等との連携を密にするとともに、広汎性発達障がい・難病・高次脳機能障がいなどの研修会に参加し、障がい等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 難治性疾患や外傷また、それによる障がいの原因については、医療機関等関係機関との連携を図り、各種教室や相談等の場で予防法や治療に関する知識を普及することで、差別・偏見や不安の解消に努めます。

(2)障がいに対する適切な保健・医療サービス

1) 各種サービスの充実

【現状と課題】

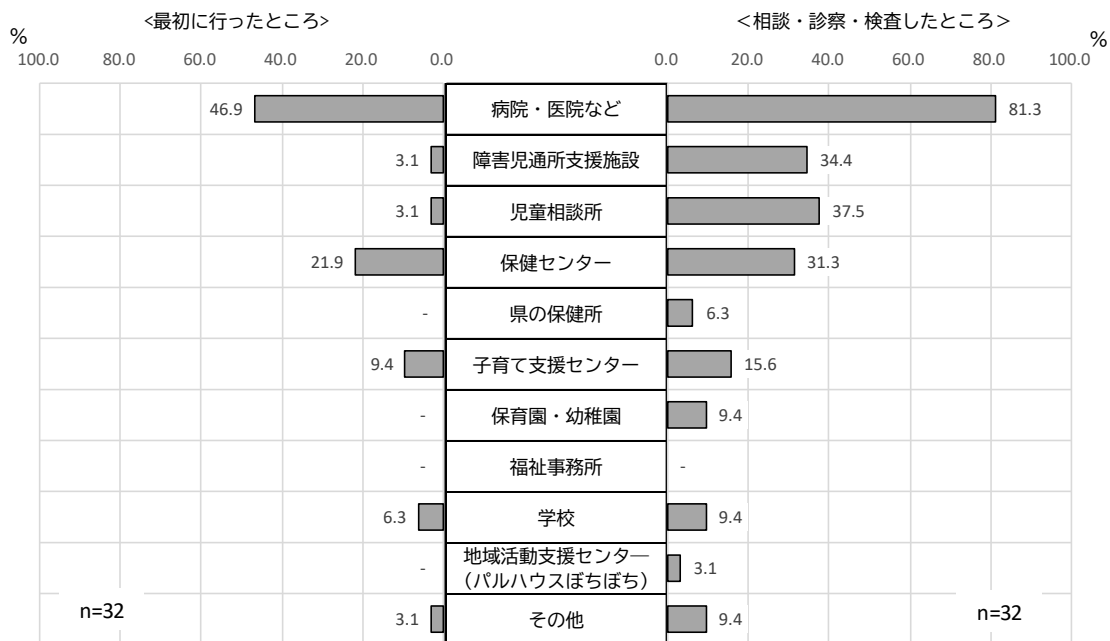
障がいのある人に対する保健・医療サービスには、自立支援医療などをはじめとする、障がいの原因となっている疾病そのものの治療・軽減を図るためのものなどがあります。

アンケート調査によると、発達の遅れについて最初に相談、診察を求めた先は、身体障害者・療育手帳所持者とも「病院・医院など」と答える人が中心ですが、相談・診察・検査を求めた先は「病院・医院など」に加え、様々な機関が挙げられています。

適切な保健・医療サービスを提供するためには、「いつでも」、「どこでも」安心してサービスが受けられる体制の整備が不可欠です。

今後も、保健・医療や福祉などの機関による連携のとれた一体的サービスが提供できる体制をつくる必要があります。

発達の遅れについて相談、診察を求めた先(最初に行ったところ)、
診察を求めた先(相談・診察・検査したところ)(18歳未満)



【今後の方針】

- 自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障がい者医療などの公費負担制度の普及と円滑かつ適切な実施に努めます。

- 保健・福祉・介護・医療サービスのそれぞれの内容は一人ひとり異なるため、地域の組織も含めた関係機関との更なる連携を図り、総合的な相談体制を充実させるほか専門機関につなぐなど効果的なサービス提供に努めます。

2) 機能回復訓練事業の充実

【現状と課題】

自立支援医療等の活用による機能回復はもちろんのこと、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど地域の保健医療体制の整備は重要です。

そのため、障がいの程度に応じた専門的な相談や治療が必要な場合に備え、医療機関との協力支援体制を充実させることが必要です。

【今後の方針】

- 障がいのある人の生活などの質の向上をめざし、「ハピネスなかま」のトレーニング室、和室で実施するヨガ教室などを利用した機能回復訓練を推進します。
- 機能回復訓練の充実のために、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の確保に努めるとともに、医療機関との協力体制を推進します。
- 視覚障がいのある人のための「生活訓練事業」(歩行訓練、点字指導など)の周知など窓口での案内等を積極的に行うことにより自立と社会参加の促進を図ります。

(3) 精神保健施策の充実

1) 精神保健施策の充実

【現状と課題】

近年、社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、うつ病など心の病気を患う精神障がいのある人が年々増加しており、こころの健康の重要性が高まっています。

このため精神障がいのある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障がいのある人が地域で生活できるよう正しい理解を促進し、支援体制や社会資源を整備していく必要があります。

【今後の方針】

- 講演会や広報等を通じて、精神障がいに関する正しい知識の普及を図ります。
- ひきこもりや思春期の心の問題など、近年多様化する心の健康問題に対応した精神障がい者施策の実施を目指します。

- 相談支援体制の整備やボランティアの育成など、精神障がいのある人の地域移行、社会復帰又は社会参加を支援するための取り組みを実施します。

基本指針6 生活支援のための環境づくり

(1) 相談支援体制の構築

1) 相談場所の確保

【現状と課題】

障がいのある人が、自ら選択した場所で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を送るためには、「障がい者相談員」や「障害者相談支援事業所」の活動など地域における相談支援体制の充実が欠かせません。

地域生活支援事業として運営する「障害者相談支援事業所」は、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供、権利擁護のための必要な援助等や、障害福祉サービスの利用支援も行っています。

今後も、障害者地域活動支援センターパルハウスぼちぼちにおける相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- 地域の相談窓口となる身体障害者相談員や知的障害者相談員の利用を呼びかけ、障害者相談員の活動内容を民生委員や自治会等にも紹介しながら、市民への周知を図ります。
- 障害者地域活動支援センターパルハウスぼちぼちや宗像・遠賀保健福祉環境事務所等の専門機関と連携を図り、効果的な事業展開を検討します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の令和8年度までの設置を推進します。

2) 人材の育成

【現状と課題】

障がいの重度・重複化、障がいのある人の高齢化等が進展する中、障がいのある人に対するきめ細かな対応を図るための人材育成は不可欠です。

現在、本市及び関係機関には保健師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士などの専門職を配置しています。同様に、精神障がいと深く関わる「こころの健康づくり」の研修会を市役所、各地区公民館、各地区の民生委員・児童委員や医療専門職などを対象に行っています。

今後も、多様化する障がいのある人のニーズに対応するために、専門職の育成と適正配置を進める必要があります。

【今後の方針】

- 本市における各種専門職の育成と人材確保を通じて、地域保健対策の推進を図ります。
- 身体障害者相談員や知的障害者相談員を対象とした相談員研修会への参加を促し、資質の向上を図ります。

(2)多様なサービスの提供

1) 訪問・通所系サービスの充実

【現状と課題】

施設入所者等の地域生活への移行を促進するためには、在宅サービスや日中活動、日常生活の支援の充実を図るとともに、地域の中に障がいのある人の住まいの場(グループホーム等)を確保し、あわせて、障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促すための取り組みを推進する必要があります。

今後も、利用者とその家族への周知徹底を図りながら、障がいのある人の環境に応じた自立支援となるサービスの提供が必要です。

【今後の方針】

- 介護給付、訓練等給付、自立支援医療や相談支援などのサービスの提供にあたっては、会合等を通じ相談支援専門員等との連携を強化し、利用者にあったサービス内容を提供できるように努めます。
- 障がいのある人のニーズ等に応じて、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護等)や日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援等)の支援を充実します。
- 居住系サービス(グループホーム)の充実を図り、入所者の地域移行を推進します。

2) 福祉用具の普及と利用促進

【現状と課題】

障がいのある人の日常生活における利便性を高め、介護者の負担を軽減するため、福祉用具の利用促進を図ってきました。具体的には、障害者総合支援法に基づき、車いす、補聴器などの補装具費の支給や特殊寝台、ストーマ装具などの日常生活用具の給付を行っています。

今後も、障がいのある人のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具の利用に関わる相談や指導が必要です。

【今後の方針】

- 福祉用具の利用は、障がいのある人の自立、社会参加の可能性を高めるとともに、介護者の介護の労力の軽減にもつながります。このため、補装具費の支給や日常

生活用具の給付を行い、障がいのある人の日常生活の利便性を図ります。また、重度障がい者による福祉用具の活用事例を紹介し、利用促進をめざすとともに、補装具費の給付条件などの緩和を引き続き国と県に要望します。同様に、障がいのある人の社会参加等をより推進していくため福岡県障がい者更生相談所等と連携を図り、利用者に合った適切な福祉用具等が確保できるよう努めます。

3) その他サービスの充実

【現状と課題】

平成 24 年 6 月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成 25 年 4 月施行)により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

今後も、就労支援施設との連携を図り、物品及び役務の調達を推進します。

【今後の方針】

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設における物品及び役務の利用について、積極的に調達の推進を図ります。

(3) 経済的負担の軽減

1) 経済的負担の軽減

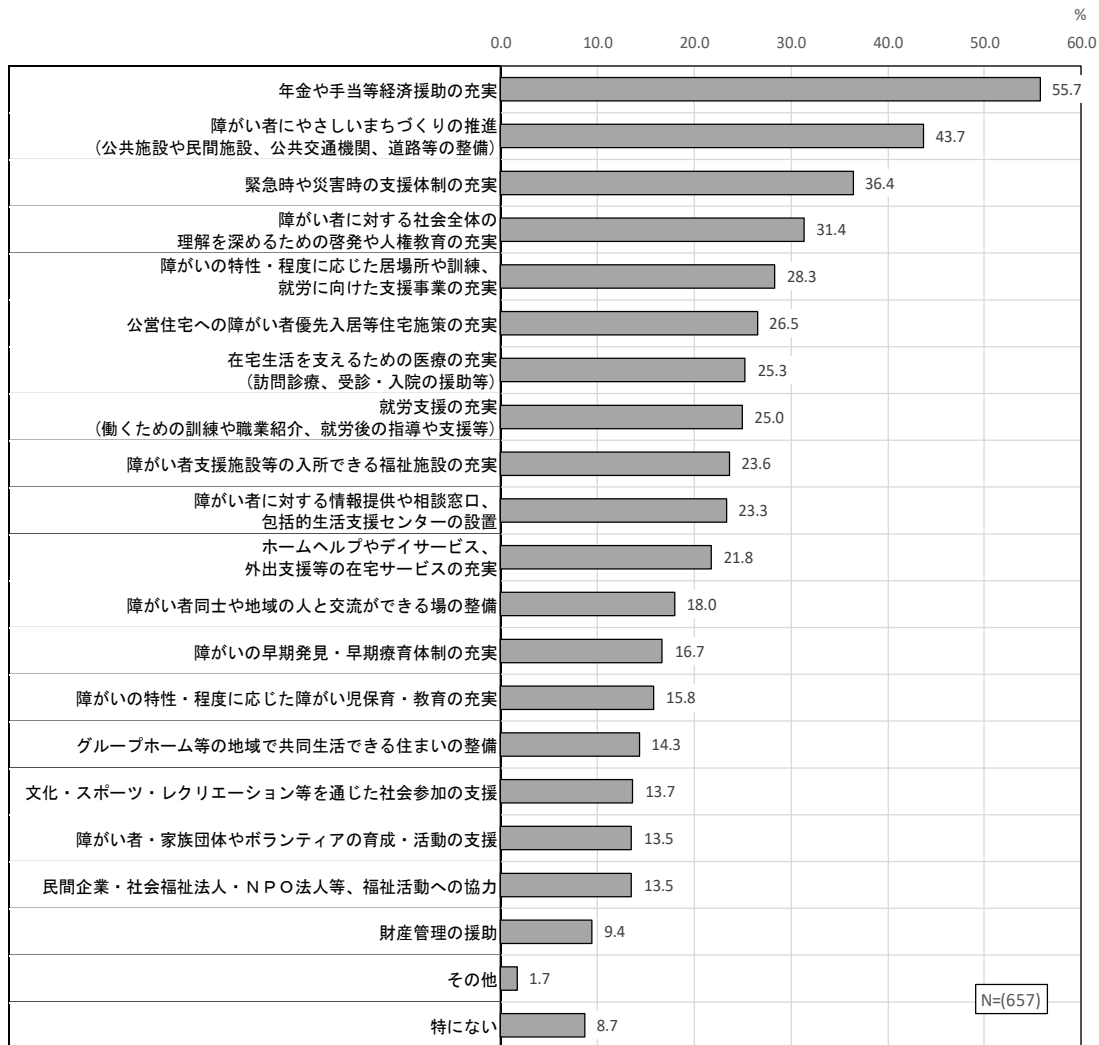
【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。このため雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立を支援する取り組みが必要です。

アンケート調査によると、障がい者福祉のために行政に充実してほしいこととして、いずれの手帳所持者とも「年金や手当等経済援助の充実」を望む割合は最も高くなっています。

今後も、雇用・就業の促進に関する施策や公的年金、各種手当など、障がいのある人に対する所得保障制度については、その内容の周知を図る必要があります。

障がい者(児)福祉のために、行政に充実してほしいこと



【今後の方針】

- 年金の制度や手続きについての理解を促すため、広報紙等による周知を図ります。
- 障がいのある人などの自立生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度など融資制度の周知を図り、重度障がい者の医療について、引き続き関係機関に対して医療費助成制度を充実するよう要請します。
- 障がいのある人の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の周知に努め、加入を促進します。

(4)コミュニケーション支援

1) 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がいのある人が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが求められています。

今後は、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供を充実することが必要です。

【今後の方針】

- 市のホームページを活用し、障害福祉サービスや事業内容等について、障がいの特性に関わらず情報提供の充実を図ります。
- ボランティア団体等による市広報紙の音訳や点訳を行うことにより、情報のバリアフリー化を推進します。
- 音声コード等のICTを活用し、市の情報を特に視覚障がいのある人に対し、情報のバリアフリー化を推進します。

基本指針7 安全・安心対策

(1)防災・防犯対策の推進

1) 防災対策の推進

【現状と課題】

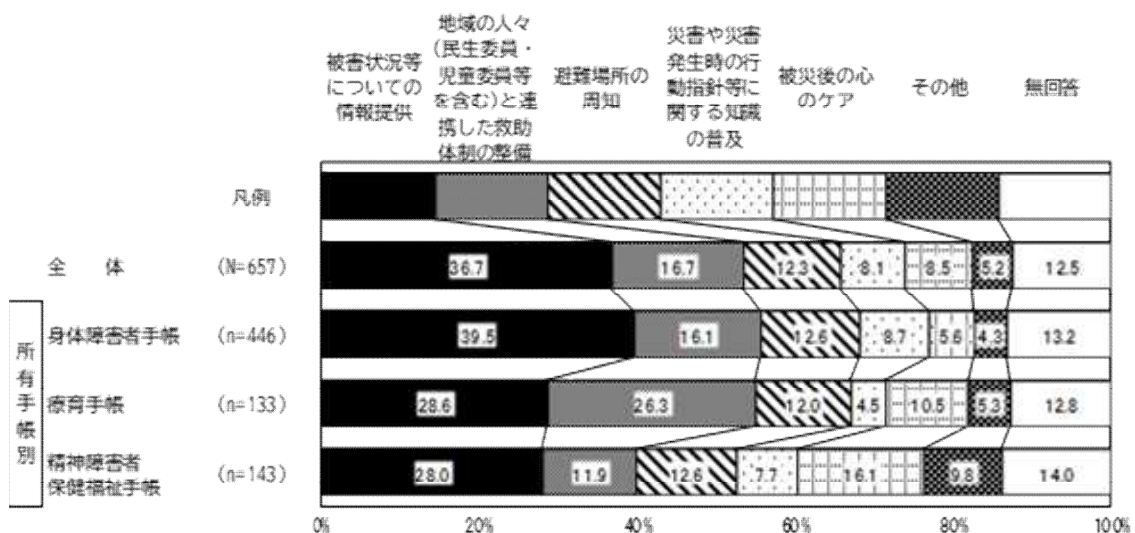
障がいのある人が地域社会において安心して生活するためには、障がいの特性に配慮した支援策を講じ、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

具体的には、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がいの特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所(福祉避難スペース)を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進することが重要です。また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みも必要です。

アンケート調査によると、災害発生時に行政に力を入れてほしいことは、身体障害者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「被害状況等についての情報提供」の割合が最も高くなっています。療育手帳所持者では「地域の人々と連携した救助体制の整備」の割合が他の層と比べ高くなっています。

今後は、障がいのある人等に対する防災意識の普及を図るとともに、防災機器の準備、防災マニュアルの作成等を進める必要があります。

災害発生時に(発生時に備えて)行政に力を入れてほしいこと



【今後の方針】

- 自主防災組織、ボランティア組織などと連携を図りながら、防災に関する知識の普及や啓発、研修会の実施等により、自助、共助の必要性について理解を深めてもらうよう努めます。
- 防災に関する講演会の開催や防災マニュアルを配布するとともにハザードマップ更新時に情報面も更新し防災意識の向上をめざします。
- 食料、生活必需品、防災資機材などの備蓄・管理体制の充実に努めます。また、防災行政無線の更新を検討するとともに、災害時に必要な情報が確実に伝わるよう、災害伝達手段の多様化に努めます。
- 緊急時に即応できるよう、行政、関係機関・団体が協力し災害発生を想定した中間市総合避難訓練の実施を推進します。
- 各自主防災組織や関係機関等と連携しながら、個別計画の作成をします。また、中間市要援護者支援プラン全体計画についても見直しを行います。
- 避難所等に関する情報を見直し、ハザードマップやホームページ等を、よりわかりやすい内容に更新して周知を図ります。

2) 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会において安心して生活するためには、防犯体制が適切に講じられていることが重要です。また、犯罪等が多様化する中において、社会的弱者である障がいのある人が犯罪の対象となることも十分考える必要があります。

そのため、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることがないような施策を推進する必要があります。

【今後の方針】

- 地域住民、自治会、PTA、ボランティア組織などと連携を図りながら、防犯に関する知識の普及や啓発、研修会の実施等により、共助の必要性について理解を深めてもらうよう努めます。
- 防犯に関する講演会の開催や、パンフレットの配布などを行い、防犯意識の向上をめざします。
- 防犯活動の活性化、防犯環境の整備、自治会を通じたみまわり隊員の募集等に努め、犯罪が起こらない街づくりを推進します。

基本指針8 行政サービス等における配慮

(1) 行政職員における障がいのある人への理解の促進

1) 行政職員における障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

障害者差別解消法では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定しています。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がいのある人に対し、個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。

そのため、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、合理的な配慮を実施することが必要です。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がいのある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが必要です。

【今後の方針】

- 職員研修においては、障がい及び障がいのある人への理解促進を図るため、今後さらに障がいのある人に関する研修の充実に努めます。
- 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの種別に応じた社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(2)選挙等における配慮

1) 選挙等における配慮

【現状と課題】

平成 23 年の障害者基本法の改正により、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と選挙等における配慮を規定しています。

そのため、引き続きこのような施策を講じることが必要です。

【今後の方針】

- 期日前投票所については、必要に応じて移動に困難な障がいのある人等が投票しやすい環境を整えます。また、点字投票のための点字器の配備など、バリアフリー環境の向上を図ります。
- 投票所については、スロープ設置による段差解消など、障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化に努めます。また、点字投票のための点字器の配備など、バリアフリー環境の向上を図ります。
- 選挙情報等に関しては、障がいの特性に配慮した音声コード等による提供に努めます。

第3部

中間市第7期障害福祉計画

中間市第3期障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の方針

「第7期中間市障害福祉計画」「第3期中間市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という)は、本市の障がい福祉の基本計画である「第4次中間市障害者基本計画」が施策の方向性を示すのに対し、障害福祉サービス等の数値目標等を掲げた実施計画として策定するもので、「第6期中間市障害福祉計画」「第2期中間市障害児福祉計画」が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、これらの計画の進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向をふまえ、新たな計画を策定するものです。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に関わる基本方針の見直し 及び地域生活支援事業について

1 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。令和5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間は令和6年度～8年度。

2 基本指針見直しの主なポイント

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障がい者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障がい福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

3 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(県の目標)

- 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上
- 退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

③ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討

・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める（新）

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍
うち移行支援事業：1.31倍、就労A：1.29倍、就労B：1.28倍
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の50%以上
- ・就労定着支援事業利用者：令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：25%以上

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとともに、各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置と体制の確保（複数市町村による共同設置可）
（新）※令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置は法改正により努力義務。
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保（新）

4 地域生活支援事業について

- ・「地域生活支援事業に関わる障害福祉計画の作成について」（厚労省室長告示）は、障がい福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定め、また、定期的な検証と見直しの取組みを行うもの。令和5年5月の告示。
- ・「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定の際に、併せて更新するもの。

5 地域生活支援事業に関わる見直しの主なポイント

- ・必須事業の取り組みに関わる達成状況の分析・評価
- ・必須事業である意思疎通支援事業については、令和4年5月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関わる施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」を踏まえること。
- ・事業の見込み量を定める。（成果目標は設定されていない）
- ・必須事業のうち、未実施である事業がある場合、第7期計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。

2. 計画策定に関する基本的な考え方

(1)「地域共生社会」の実現に向けた取組

障がいのある人、障がいのある児童、高齢者等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む包括的な支援体制の構築を目指す。

(2)地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の充実を進め、基幹相談支援センターの設置を検討する。

(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(4)障がいのある児童へのサービス提供体制の確保

障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、就労支援等と連携した支援を目指す。

また、発達障がい支援の充実に向けて、地域における発達障がいのある児童の課題について関係者間で情報共有をし、地域の実情に応じた体制整備を図る。

3. 福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく福祉サービス等の体系を下図に示します。



第2章 障害福祉計画

障害者総合支援法第 87 条に規定する国が定めた基本指針に即して、成果目標とサービスの必要な量の見込みを定めます。

1. 地域生活への移行促進

① 地域生活への移行

- 障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、令和8年度(2026年度)における目標値を設定します。

【目標】

項目	数値
令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数(A)	63人
【目標】 (A)のうち、計画期間において、令和8年度(2026年度)末までに地域生活に移行する人数 <国の基本指針:(A)の5%以上>	4人 (A)の5%
【目標】 令和8年度(2026年度)末時点における入所者数 <国の基本指針:(A)の1.6%以上を削減>	61人

② 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいのある人の地域移行支援等の利用を促進するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議を実施します。

【目標】 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	令和8年度 (2026年度)
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数	遠賀中間地域で協議の場を年1回以上開催、協議の内容に応じて保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者からそれぞれ1人以上の参加を目指す。年度の目標を設定し評価を年1回実施する。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）となる地域生活支援拠点についてその機能の充実のための運用状況の検証及び検討を行います。

【目標】

項目	令和8年度 (2026年度)
・地域生活支援拠点等の設置数 ・コーディネーターの配置 ・地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の実施	遠賀中間地域で地域生活支援拠点を1ヶ所確保しつつ、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、運用状況の評価・検証を年1回以上実施する。
・強度行動障がい有者に対して支援ニーズを把握し、支援体制を整備	・遠賀中間地域障がい者支援協議会を活用して、支援ニーズを把握のうえ、支援体制の整備に向けた取組みを検討していく。

2. 一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労する者の目標値を設定します。また、就労定着支援等による職場定着率について目標値を設定します。

【目標】就労移行支援事業所等から一般就労する障害者数

項目	数値
令和8年度(2026年度)に就労移行支援から一般就労をした障害者数(A)	7人
【目標】 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者数(B) うち就労移行支援事業等からの移行者数 就労移行支援事業からの移行者数 就労継続支援 A 型事業からの移行者数 就労継続支援 B 型事業からの移行者数 国の基本指針： <就労移行支援事業等：令和3年度の実績(A)の1.28倍以上> <就労移行支援事業：令和3年度の実績の1.31倍以上> <就労移行継続支援 A 型事業：令和3年度の実績の1.29倍以上> <就労移行継続支援 B 型事業：令和3年度の実績の1.28倍以上> <就労継続支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上> <就労定着支援事業の利用者数：令和3年度の実績の1.41倍以上>	10人 8人 1人 1人
【目標】 令和8年度就労定着支援事業の利用者数 <国の基本指針：令和8年度における令和3年度実績の1.41倍以上>	6人
【目標】 令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業所における就労定着率が7割以上の事業所の割合 <国の基本指針：令和8年度における市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上>	2割5分

3. 相談支援体制の充実・強化等

- 令和8年度末までに市または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。

【目標】

遠賀中間地域生活支援拠点等の充実により、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を年1回以上行い、遠賀中間地域の相談支援事業者の人材育成の支援を年1回以上、連携強化の取組を年2回以上実施し、基幹相談支援センターの設置を推進します。

4. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み

- 障害福祉サービスの質の向上のため、サービス支給決定を行う職員の各種研修への参加人数について、目標値を設定します。

【目標】

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修その他の研修への参加人数	2人	2人	2人

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた成果目標とサービスの必要な量の見込みについて、下記のとおり目標値を設定します。

① 障がい児支援の核となる拠点の整備及び保育所等訪問支援の充実

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進。

【目標】

項目	令和8年度 (2026年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備 ・障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において児童発達支援センターは設置済み。 ・保育所等への移行推進のための保育所等訪問支援を利用できる体制を構築済みで維持する。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、令和8年度までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。市単独で確保が困難な場合、遠賀中間圏域での確保を行う。

【目標】

項目	令和8年度 (2026年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	遠賀中間地域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。

③ 医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保 及びコーディネーターの配置

- 医療的ケア児に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【目標】

項目	令和8年度 (2026年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 	<p>本市において必要に応じ協議の場を設けている。遠賀中間地域において、協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを複数人確保する。</p>

第3章 障害福祉サービス等の必要量見込み

<障害福祉サービス>

障害福祉サービスは、令和3年度から令和5年度の実績や県内及び圏域地域の動向をふまえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は月あたりの実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

1. 訪問系サービスの見込み量

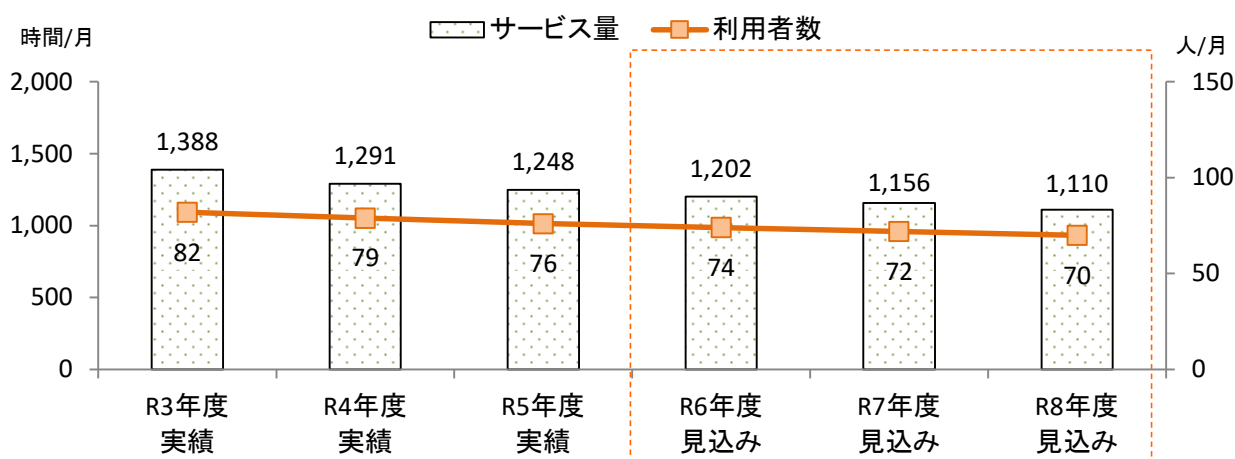
障がいのある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。介護保険事業者からの参入も含め、利用者のニーズに対応できる体制整備を図ります。また、同行援護、行動援護については、視覚障がいや行動障がいのある人に対する外出支援の役割を担っており、利用ニーズに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

(1) 居宅介護

■「居宅介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	82	79	76	74	72	70
サービス量	時間/月	1,388	1,291	1,248	1,202	1,156	1,110

※令和5年度は見込み

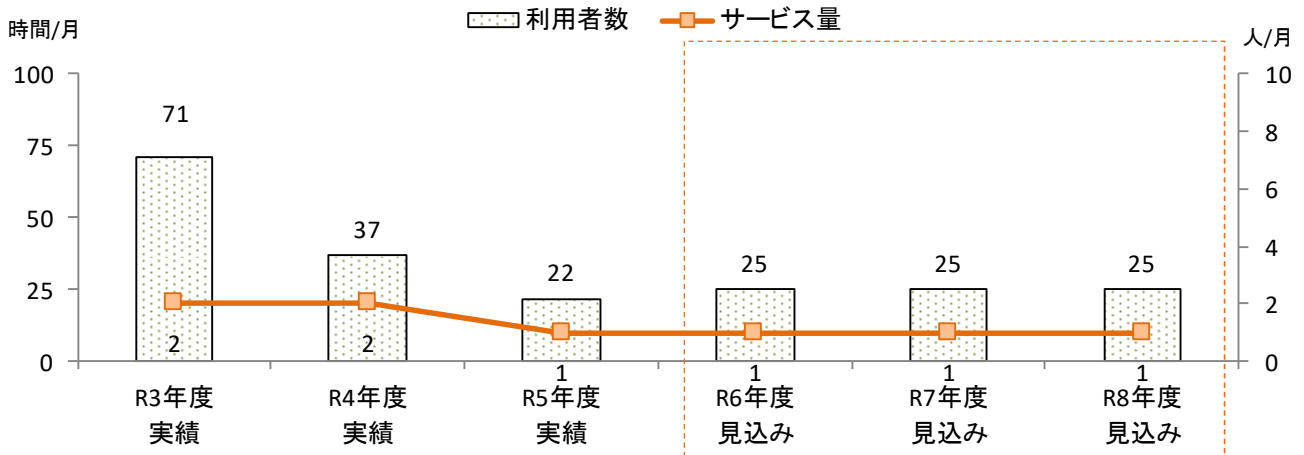


(2) 重度訪問介護

「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	2	2	1	1	1	1
サービス量	時間/月	71	37	22	25	25	25

※令和5年度は見込み

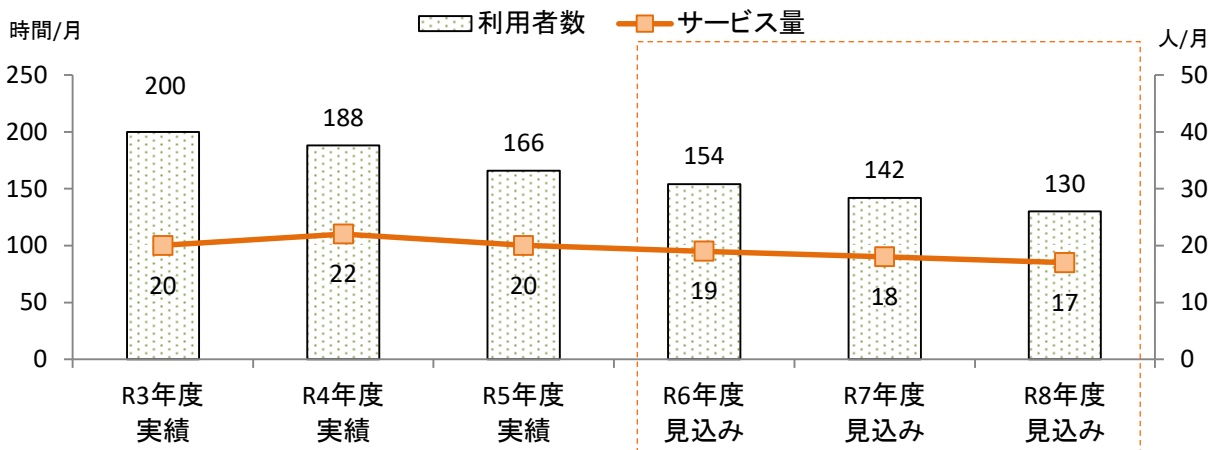


(3) 同行援護

■ 「同行援護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	20	22	20	19	18	17
サービス量	時間/月	200	188	166	154	142	130

※令和5年度は見込み

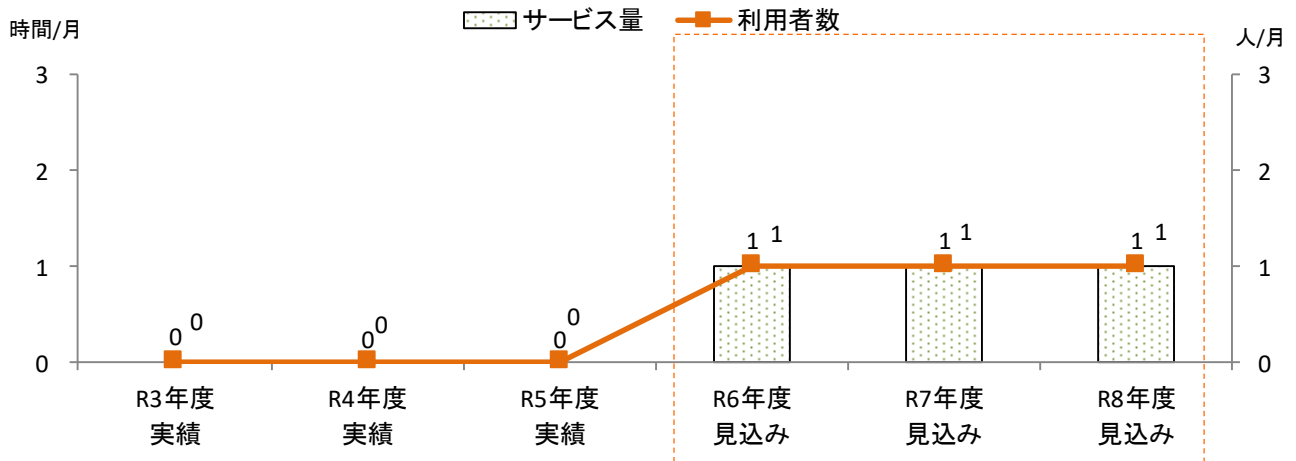


(4) 行動援護

■ 「行動援護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

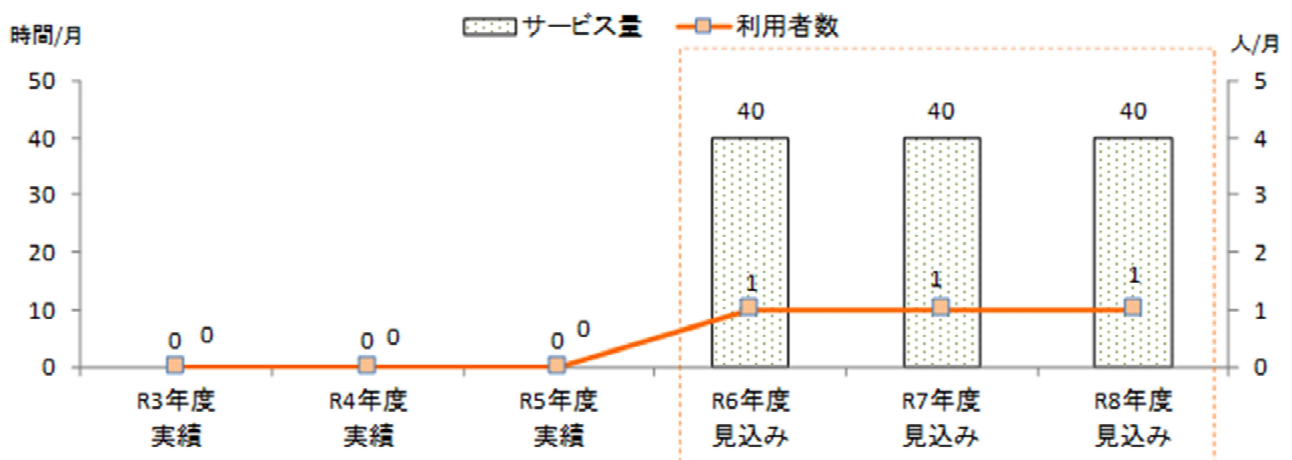


(5) 重度障がい者等包括支援

「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	40	40	40

※令和5年度は見込み



○サービス等の見込み量の確保の方策

障がいのある人等の意思を尊重し、個々の障がいの状況や生活の状況を踏まえて適切なサービスを提供できるよう、福祉サービス事業者や相談支援事業者等との連携強化に努めます。また、サービス事業所の質の向上やホームヘルパー等の人材の育成と確保に努め、医療ケアなど重複・重度化を含む障がいのある人の特性に応じたサービスの量と質を確保できる体制づくりを推進します。

2. 日中活動系サービスの見込み量

障がいのある人が、その人らしく生活するためには、多様なニーズに対応できる日中活動系サービスが充実していることが必要です。

介護給付サービスについては、障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なデイサービスやレスパイトサービス等を受けながら、安定した生活が送れるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

訓練等給付サービスについては、利用者の意向や障がいの状況によって、社会的・経済的自立に向けた適切な訓練等の支援が受けられるよう、質の高いサービスの担い手の確保に努め、提供体制の充実を図ります。

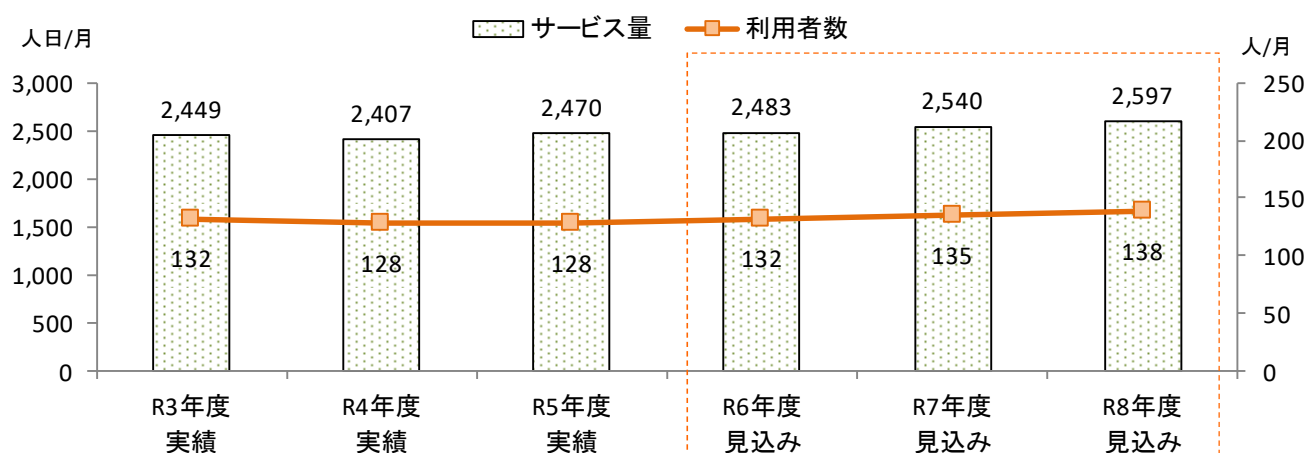
※レスパイトサービスとは障がいのある人がいる親や家族を休息させるため、一時的に一定期間ケアを代替するサービスのことです。

(1)生活介護

「生活介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	132	128	128	132	135	138
サービス量	人日/月	2,449	2,407	2,470	2,483	2,540	2,597

※令和5年度は見込み

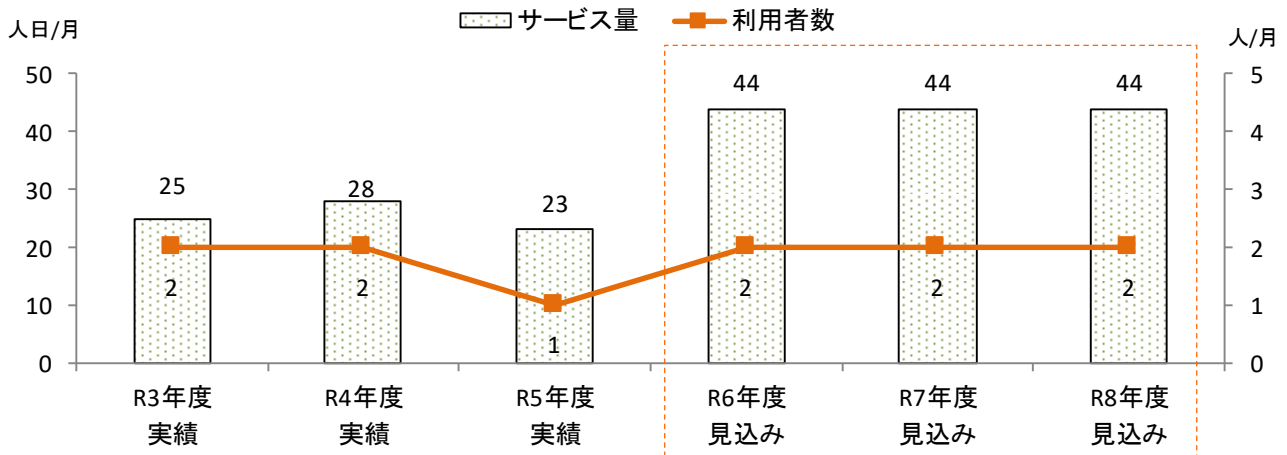


(2) 自立訓練(機能訓練)

「自立訓練(機能訓練)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	2	2	1	2	2	2
サービス量	人日/月	25	28	23	44	44	44

※令和5年度は見込み

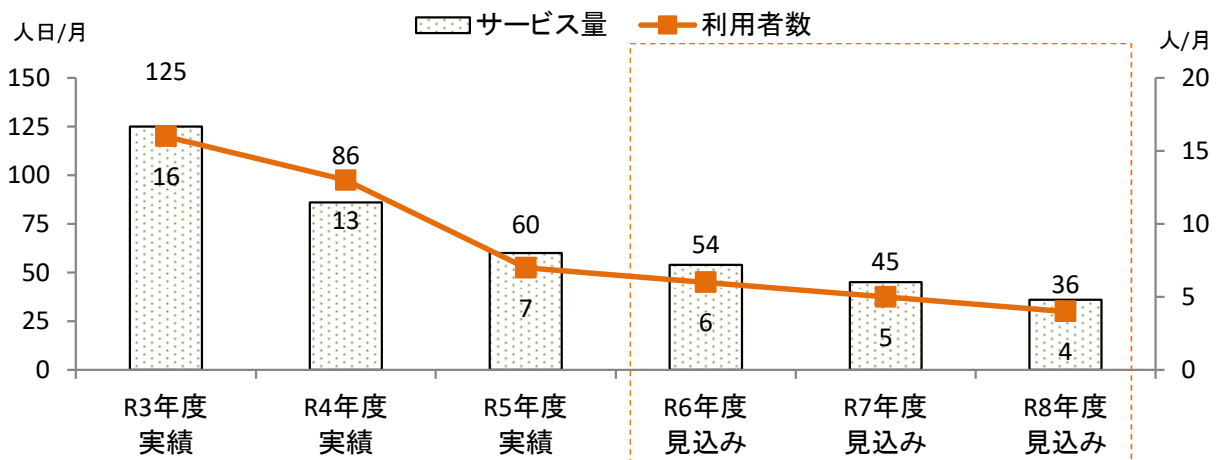


(3) 自立訓練(生活訓練)

「自立訓練(生活訓練)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	16	13	7	6	5	4
サービス量	人日/月	125	86	60	54	45	36

※令和5年度は見込み

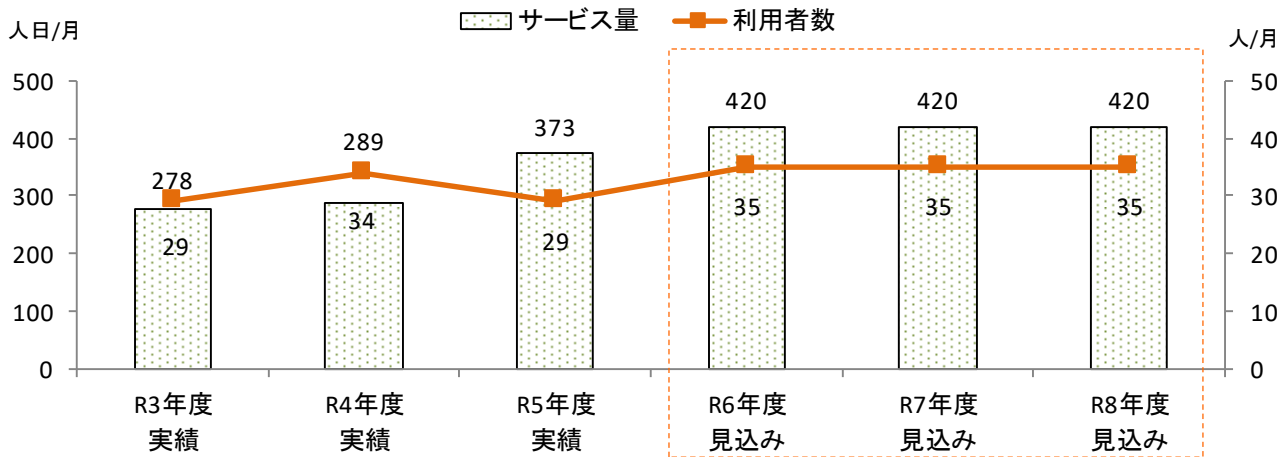


(4) 就労移行支援

「就労移行支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	29	34	29	35	35	35
サービス量	人日/月	278	289	373	420	420	420

※令和5年度は見込み

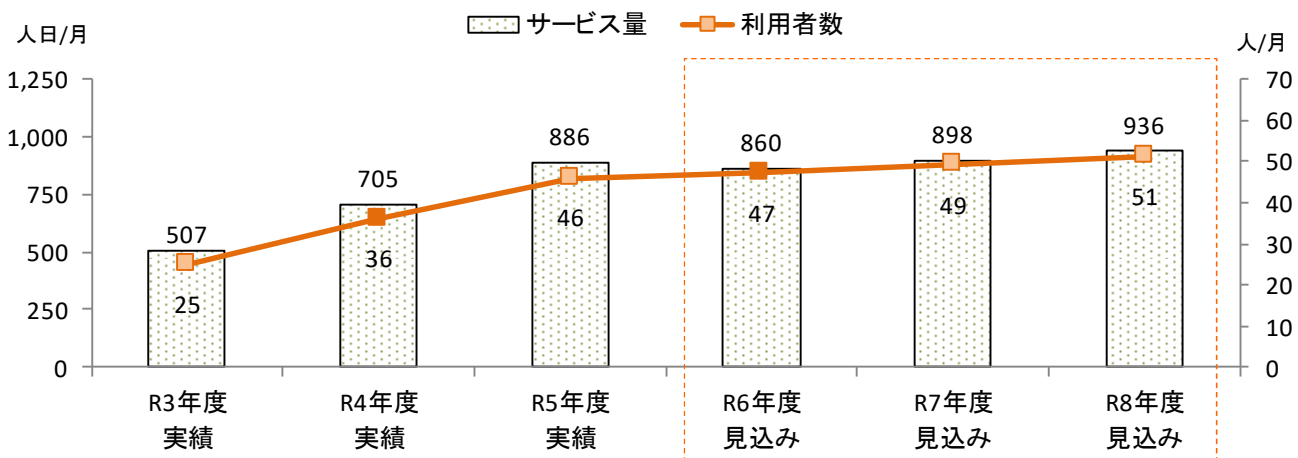


(5) 就労継続支援(A型)

「就労継続支援(A型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	25	36	46	47	49	51
サービス量	人日/月	507	705	886	860	898	936

※令和5年度は見込み

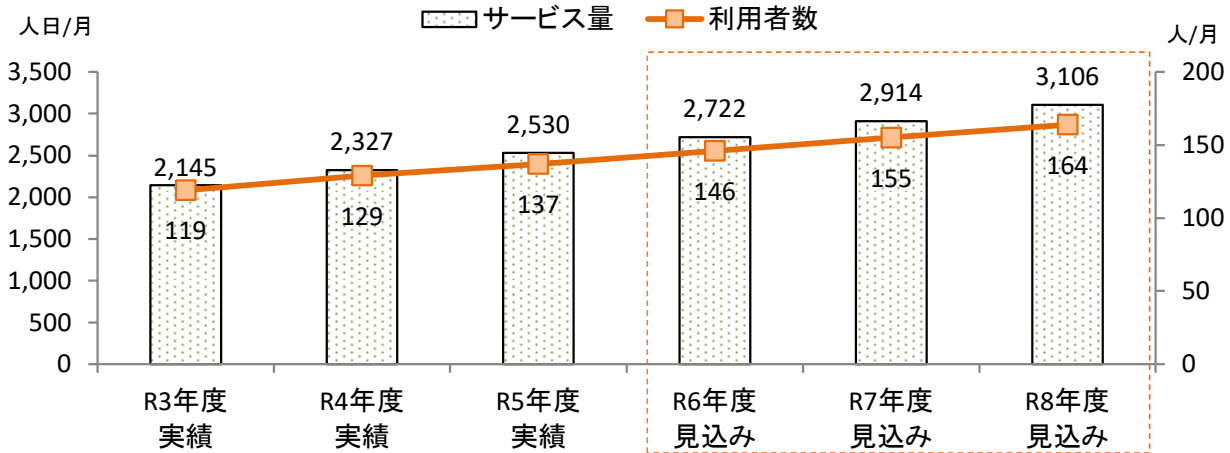


(6) 就労継続支援(B型)

「就労継続支援(B型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	119	129	137	146	155	164
サービス量	人日/月	2,145	2,327	2,530	2,722	2,914	3,106

※令和5年度は見込み

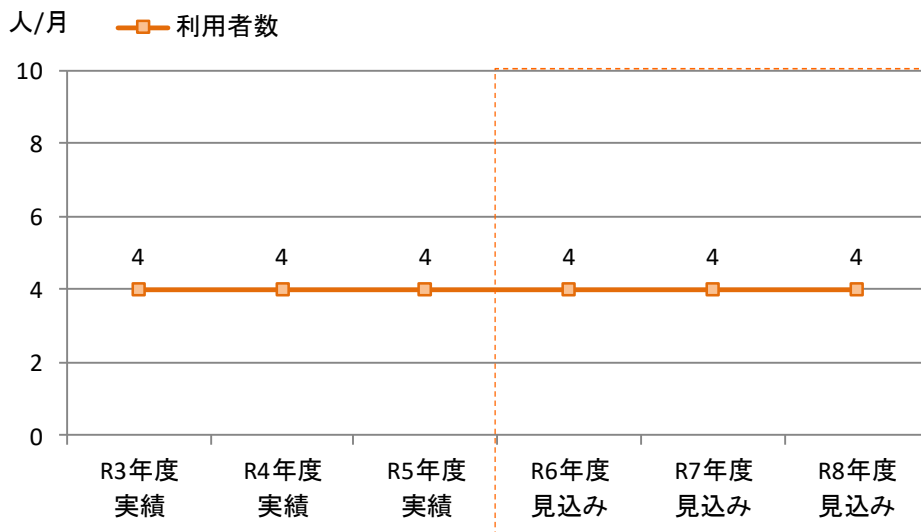


(7) 就労定着支援

「就労定着支援」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み

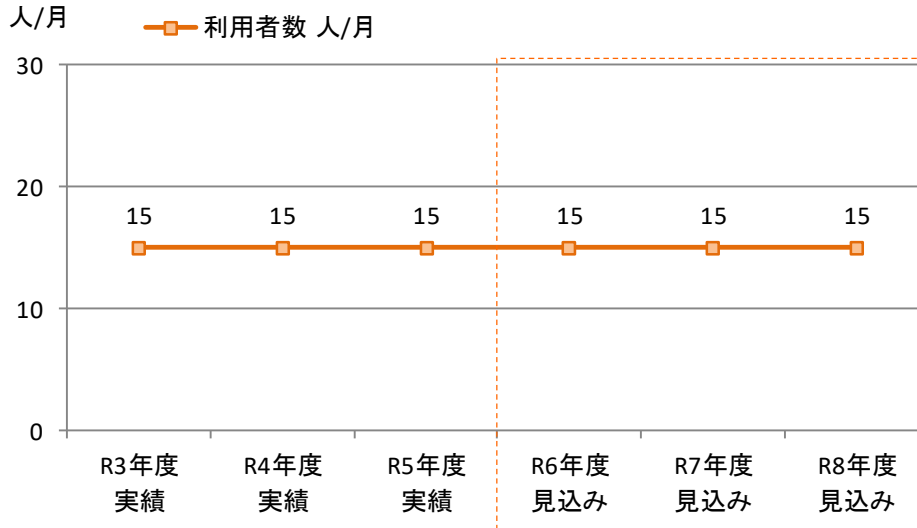


(8)療養介護

「療養介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	15	15	15	15	15	15

※令和5年度は見込み

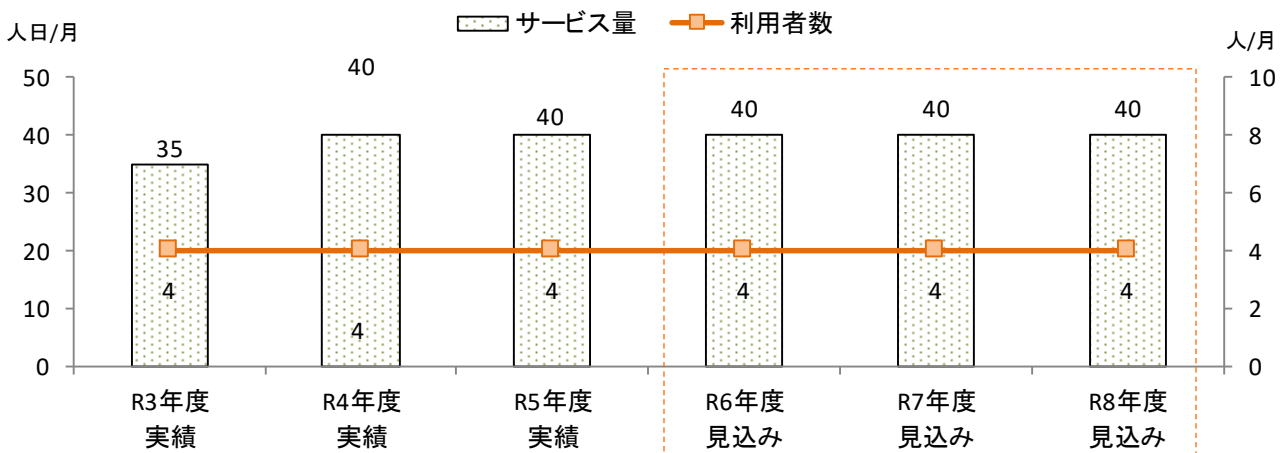


(9)短期入所(ショートステイ)【医療型】

「短期入所(医療型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	4	4	4	4	4	4
サービス量	人日/月	35	40	40	40	40	40

※令和5年度は見込み

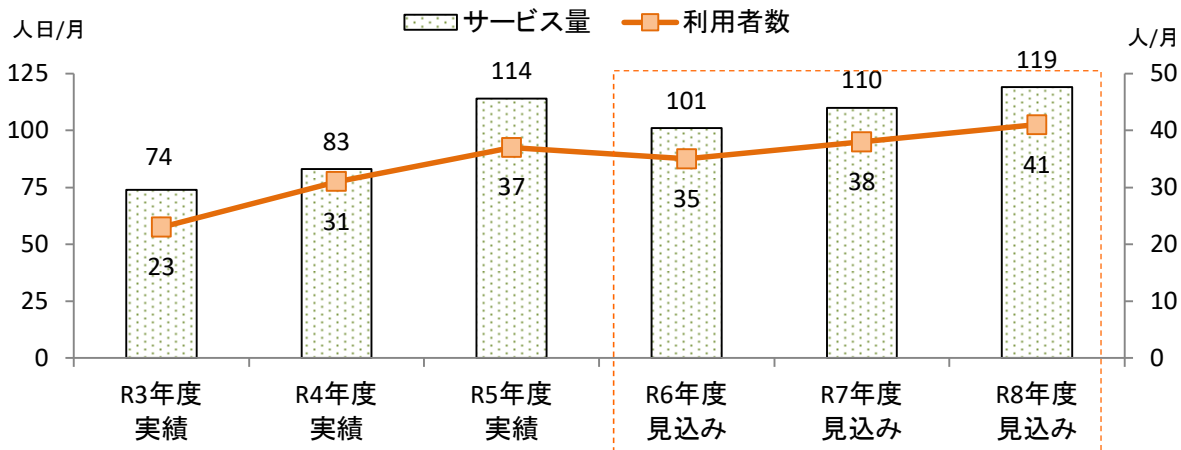


(10)短期入所(ショートステイ)【福祉型】

「短期入所(福祉型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	23	31	37	35	38	41
サービス量	人日/月	74	83	114	101	110	119

※令和5年度は見込み



○サービス等の見込み量の確保の方策

事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。また、指導や支援を担う専門職の育成と確保を働きかけ、障がいの特性に応じた事業所の参入の働きかけを行い、必要なサービスが提供できる体制づくりを推進します。

成果目標である一般就労移行をふまえるとともに、障がいのある人が、障がいの特性や希望に応じた働き方ができるよう、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)サービス提供体制のさらなる確保に努めます。就労移行支援、就労定着支援は、サービス提供の状況で一般就労への移行が左右されるため、事業者等と連携し必要なサービス量の確保を図ります。

3. 居住系サービスの見込み量

障がいのある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障がいのある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が確保されていることが必要です。

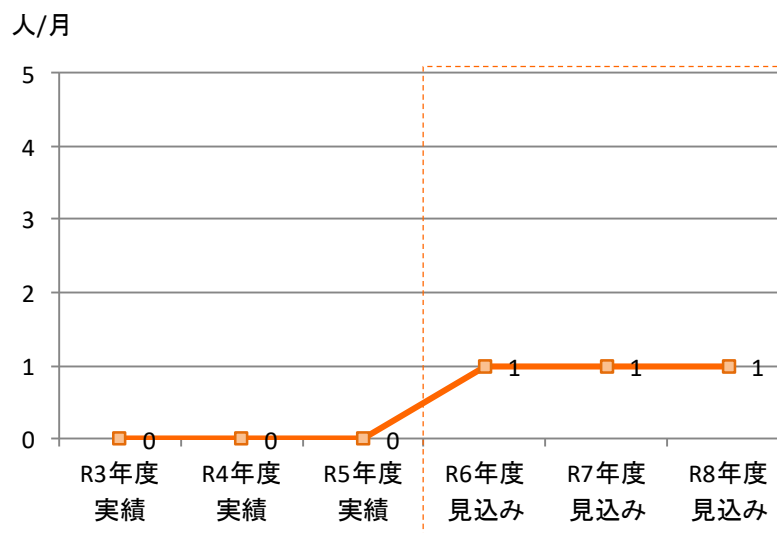
地域生活移行の受け皿となる、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所支援については、真に入所が必要な人に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

(1) 自立生活援助

「自立生活援助」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

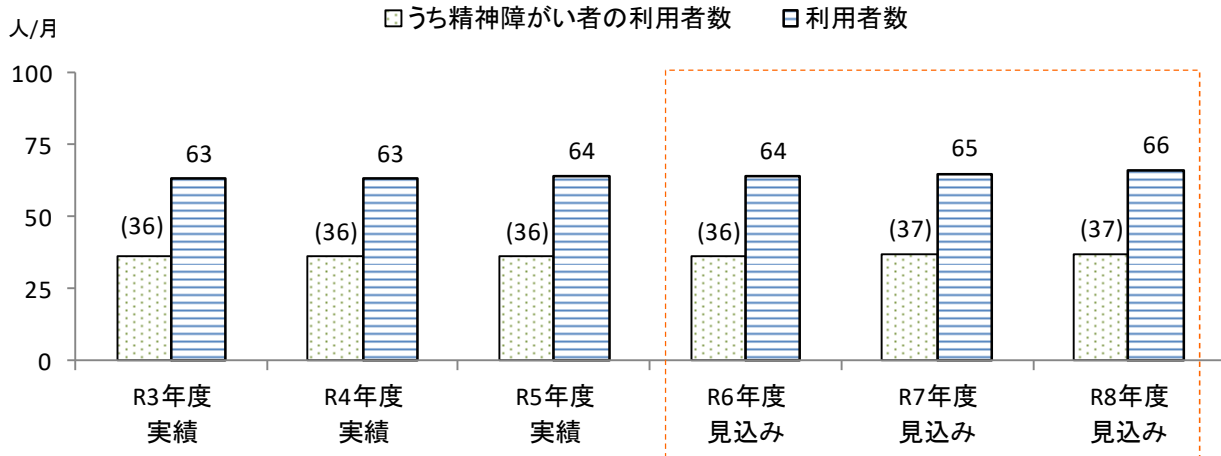


(2)共同生活援助(グループホーム)

「共同生活援助」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	63	63	64	64	65	66
うち精神障がい者の利用者数	人/月	36	36	36	36	37	37

※令和5年度は見込み

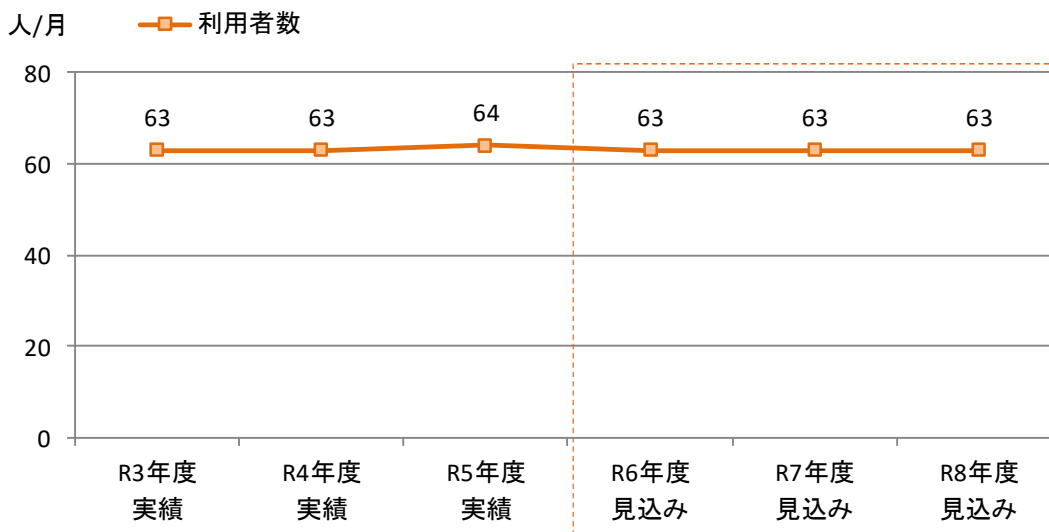


(3)施設入所支援

「施設入所支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	63	63	64	63	63	63

※令和5年度は見込み



○サービス等の見込み量の確保の方策

保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安は切実であり、障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす場として地域への理解促進を図りながら、共同生活援助(グループホーム)の施設整備を推進し、障がいのある人の住居の確保に努めます。

4. 相談支援の見込み量

専門的な立場から、障がいがある人の生活全体でのニーズを把握し、生活ニーズに合わせて最適なサービスと結びつくよう支援することが重要です。

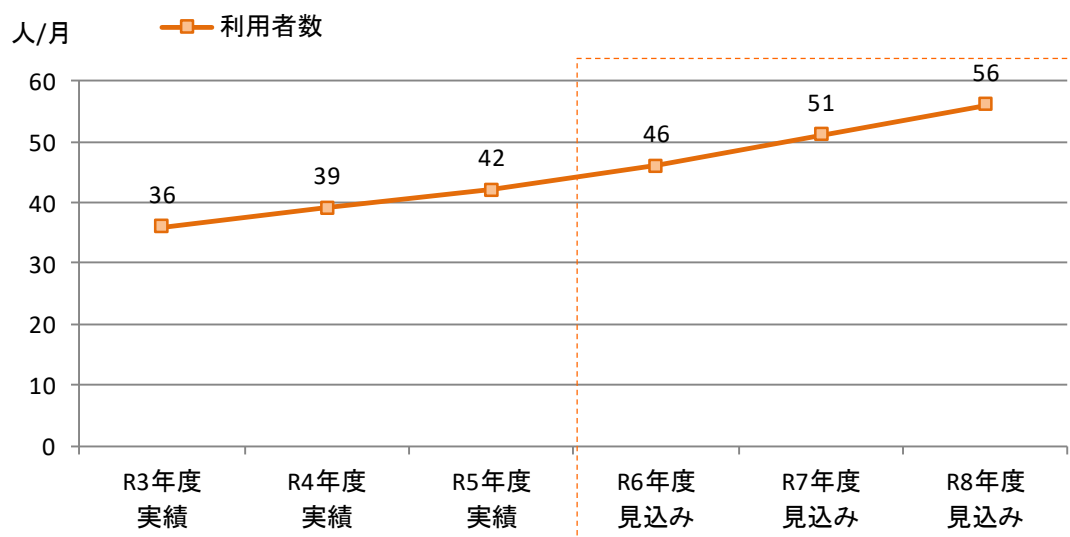
適切なケアマネジメントを実施する観点から、希望するすべての利用者に対応できる計画相談支援体制の整備に努めるとともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援を更に充実させていく必要があります。

(1)計画相談支援

「計画相談支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	36	39	42	46	51	56

※令和5年度は見込み

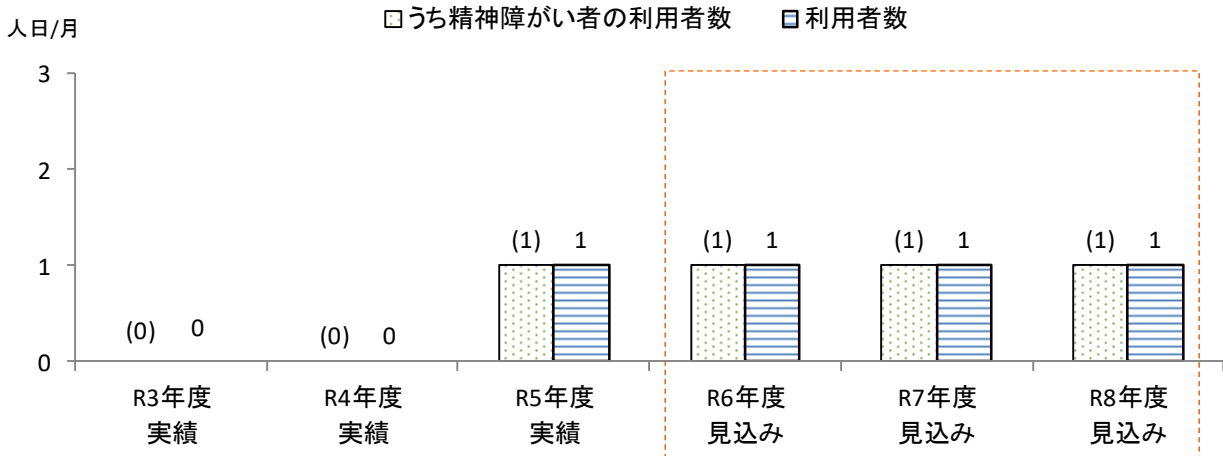


(2) 地域移行支援

「地域移行支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
うち精神障がい者の利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

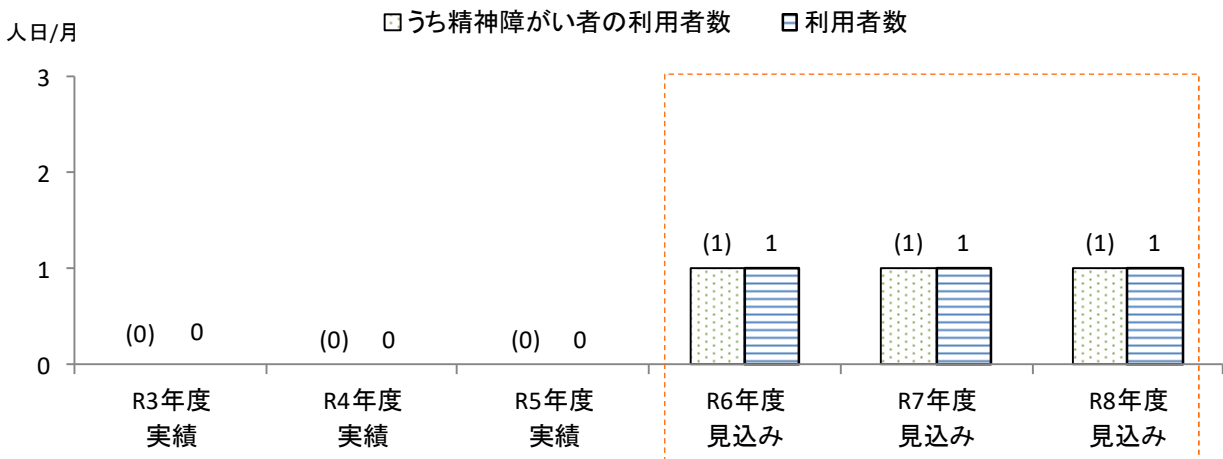


(3) 地域定着支援

「地域定着支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み



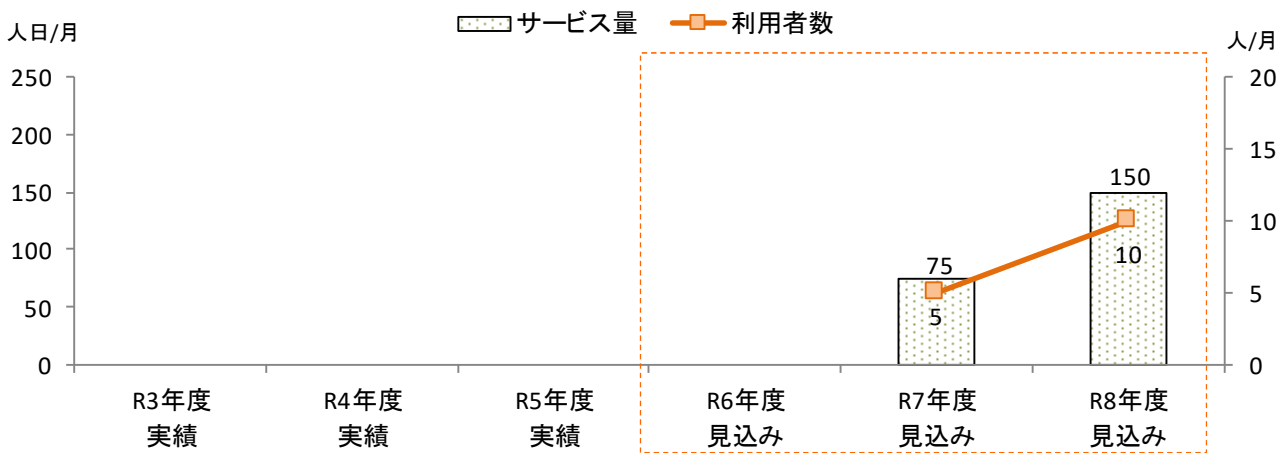
(4)就労選択支援(新)

※就労選択支援とは障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。

「就労選択支援」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月					5	10
サービス量	人日/月					75	150

※令和7年度からの新規サービス



○サービス等の見込み量の確保の方策

障害福祉サービスを利用する人が、個々の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、指定特定相談事業所の提供体制の確保や人材の育成、質の向上を図り、障がいのある人等が身近に相談ができ適切なサービスを受けられる体制づくりを推進します。地域移行支援及び地域定着支援、就労選択支援については、指定一般相談支援事業所や入所施設等と連携を図ります。

<障害児福祉サービス>

障害児福祉サービスは、令和3年度から令和5年度の実績や県内及び圏域地域の動向をふまえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は月あたりの実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

1. 障害児福祉サービスの見込み量

障がいのある児童が、身近な地域で個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスを受けられる環境づくりが重要です。

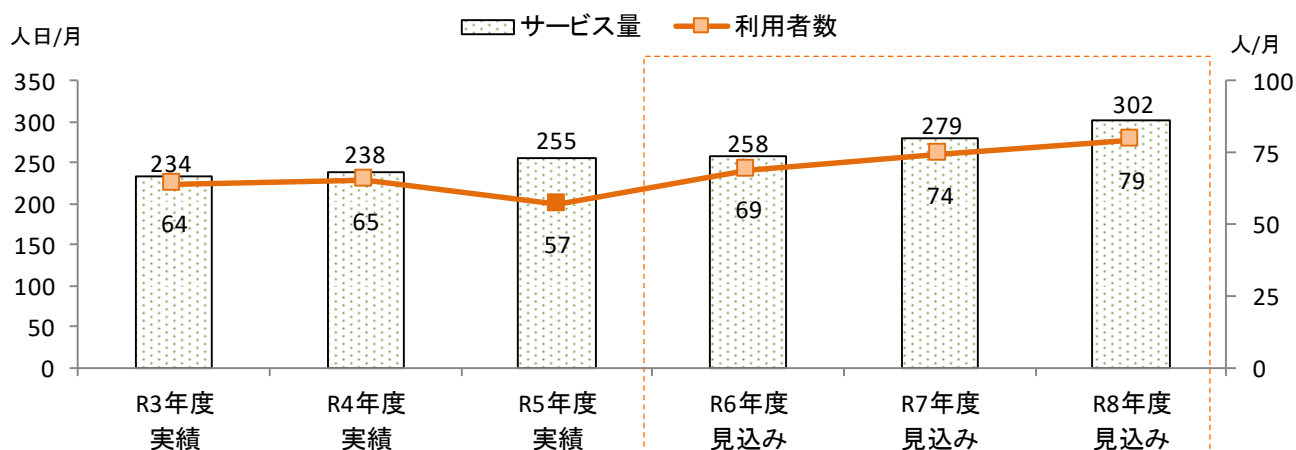
発達支援を必要とする障がいのある児童のニーズに的確に対応できるよう、質の高い通所サービスの担い手の確保に努めるとともに、児童の集団生活の場での支援のニーズに対応するため、保育所等訪問支援の充実に努めます。

(1) 児童発達支援

「児童発達支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	64	65	57	69	74	79
サービス量	人日/月	234	238	255	258	279	302

※令和5年度は見込み

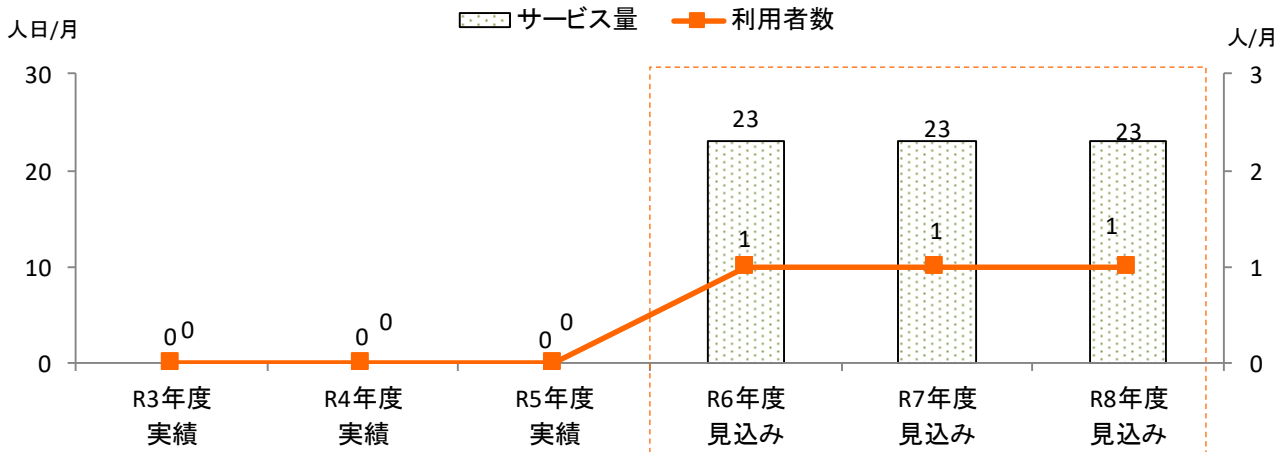


(2)医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	23	23	23

※令和5年度は見込み

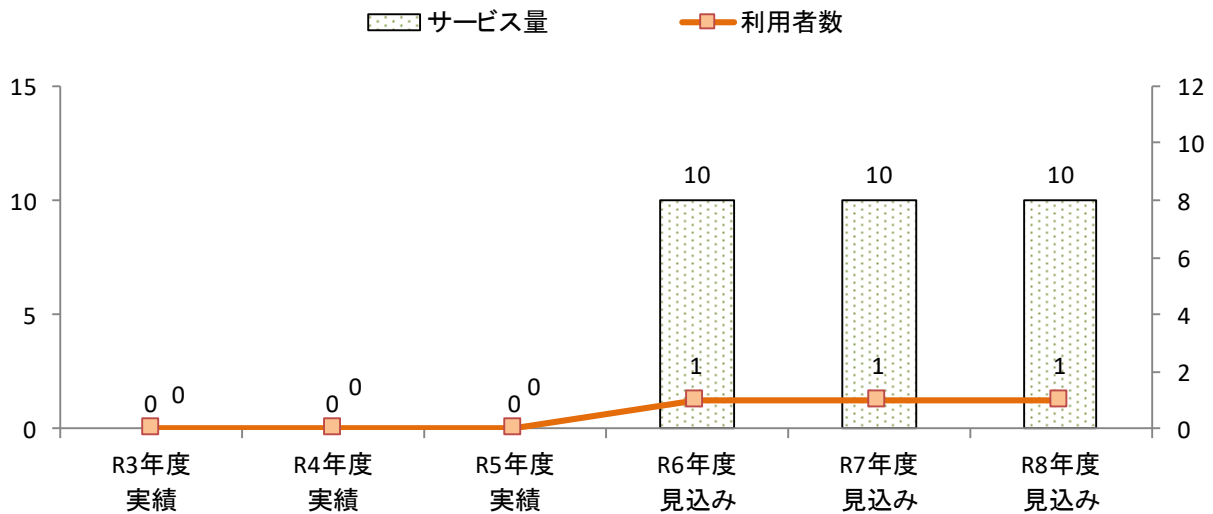


(3)居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	10	10	10

※令和5年度は見込み

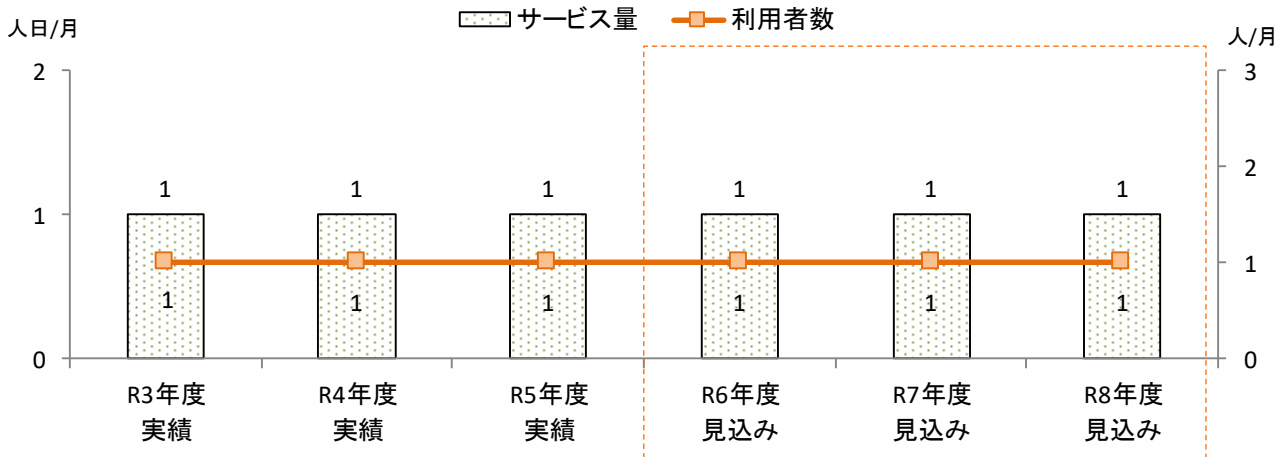


(4) 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
サービス量	人日/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

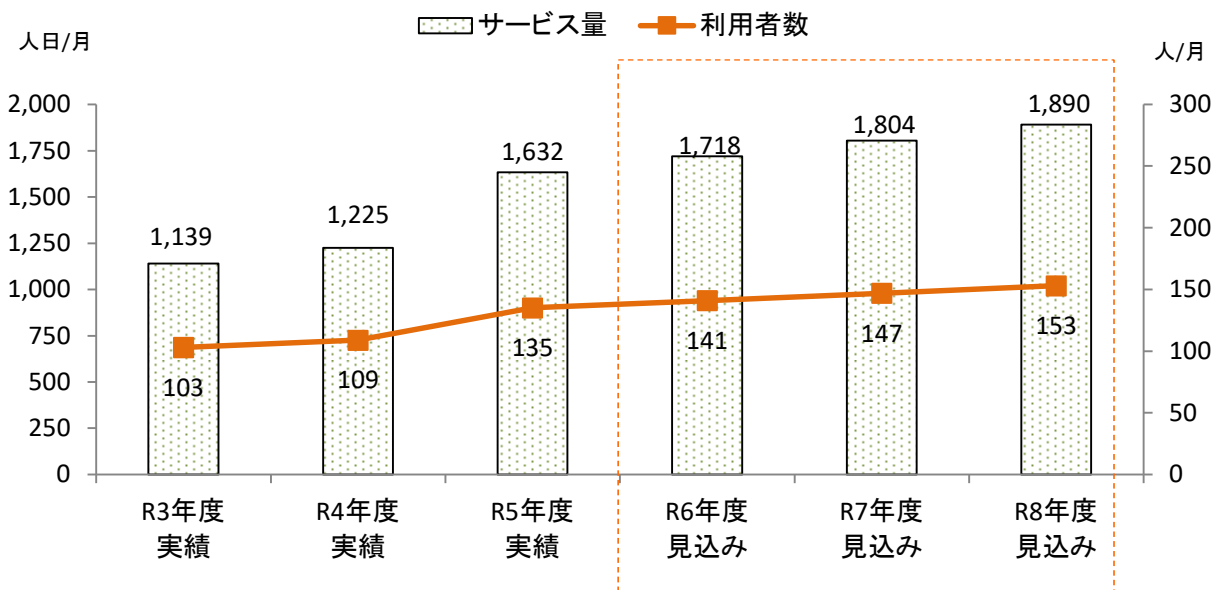


(5) 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	103	109	135	141	147	153
サービス量	人日/月	1,139	1,225	1,632	1,718	1,804	1,890

※令和5年度は見込み

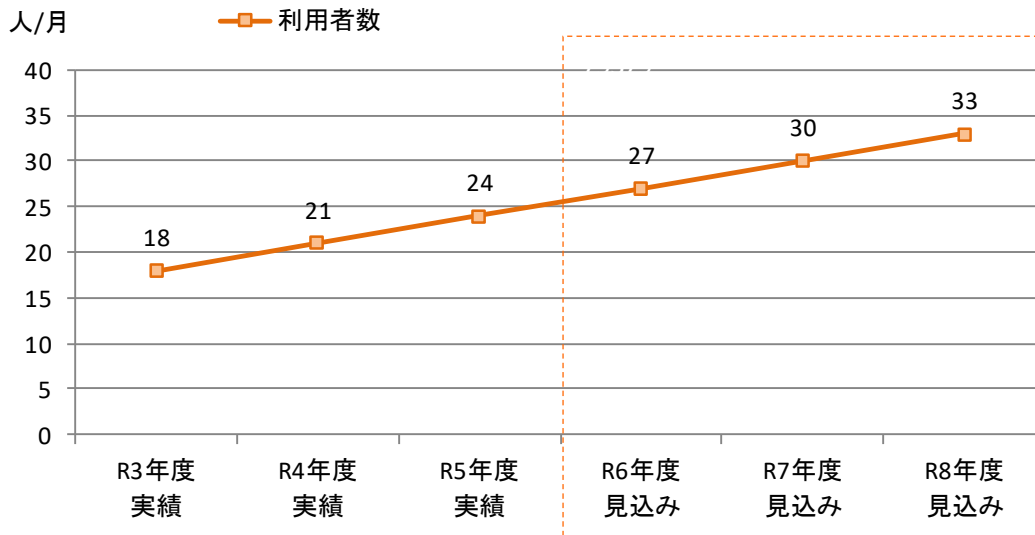


(6) 障害児相談支援

「障害児相談支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	18	21	24	27	30	33

※令和5年度は見込み

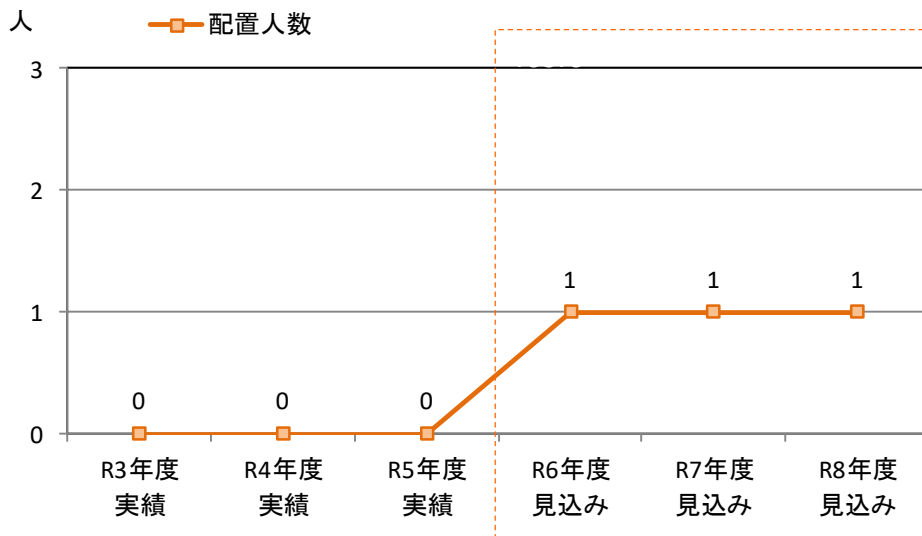


(7) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
配置人数	人	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み



(8)子ども・子育て支援に関わる見込み量

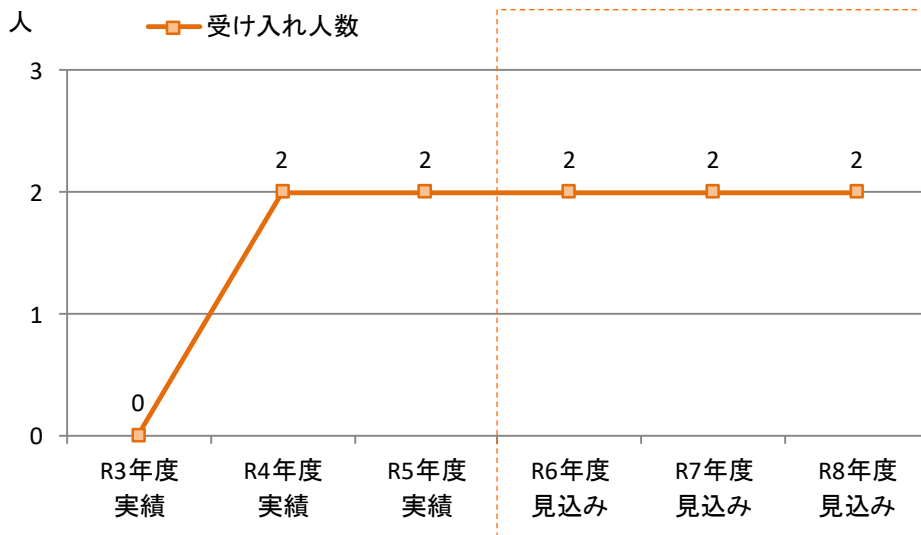
本市では、国が示す「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。障害児福祉計画の作成に関わる基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における、障害のある児童の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

(9)保育園・幼稚園等における障がいのある児童の受け入れ

「保育園・幼稚園等における障がいのある児童の受け入れ」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保育園・幼稚園等	人	0	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み



○サービス等の見込み量の確保の方策

障がいのある児童が、適切なサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の確立及び質の向上を図ります。障がいのある児童の保護者等が身近に相談ができるとともに適切なサービスを受けられるよう、障害児相談支援事業所の整備を推進し、個々の発達に応じたサービスにつながる体制を構築します。また、相談支援員に医療的ケア児等コーディネーター養成講座の受講を促します。

第4章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、令和3年度から令和5年度の実績等をふまえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は年間の実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数で算出しました。

1. 地域生活支援事業の必要量見込み < 必須事業 >

(1) 相談支援事業

「相談支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

「住宅入居等支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(2) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用件数	人/年	0	1	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第7期計画においても、介護保険課及び委託先である中間市社会福祉協議会と連携を図り実施します。

「成年後見制度法人後見支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(4)意思疎通支援事業

「意思疎通支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者等派遣事業	人/月	8	8	8	8	8	8
手話通訳者設置事業	人/月	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

(5)日常生活用具給付事業

① 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

② 自立支援用具

「自立支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

③ 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

④ 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

⑤ 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

⑥ 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

「居住生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

「日常生活用具給付等事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	のべ件／年	0	1	0	1	1	1
自立支援用具	のべ件／年	8	6	4	6	6	6
在宅療養等支援用具	のべ件／年	3	8	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	のべ件／年	12	15	17	14	14	14
排泄管理支援用具	のべ件／年	1,114	1,059	1,267	1,343	1,419	1,495
住宅改修費	のべ件／年	2	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(6)手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用件数	人／年	5	4	2	4	4	4

※令和5年度は見込み

(7)移動支援事業

「移動支援事業（個別支援型）」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人／月	14	15	14	15	16	17
サービス量	のべ時間／年	1,112	729	842	955	1,068	1,181

※令和5年度は見込み

「移動支援事業（車両・グループ支援型）」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人／月	11	14	12	13	14	15
サービス量	のべ時間／年	90	82	94	98	102	106

※令和5年度は見込み

(8)地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	26	26	26	26	26	26

※令和5年度は見込み

(9)理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(10)自発的活動支援事業

「自発活動支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込み量の確保の方策

相談支援事業は、障がいの種別に関係なく、どんな人にでも相談に応じられるよう、福祉サービス事業所等との連携を強化していきます。地域での相談支援事業を適切に実施していくことを目的として、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導・助言を行い、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

成年後見制度利用支援事業については、必要とする人が円滑に利用できるよう、成年後見制度法人後見支援事業とともに制度の周知と啓発に引き続き努めます。

意思疎通支援事業については、聴覚障がいのある人に対しての手話通訳者の派遣だけでなく、意思疎通を図ることが困難な人に対して、サービス提供ができるよう、県やボランティア団体等と連携を図り、制度等の周知と支援者の人材養成・確保に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るために、利用希望者のニーズの把握に努め、新しい機器の情報収集等を行いながら、事業の周知を図ります。また、引き続き、難病患者に対して、身体障害者手帳の有無に関係なく、日常生活用具の給付対象となることを周知し、医療機関等と連携を図りながら、適切な給付に努めます。

移動支援事業については、障がいのある人の社会参加・余暇活動を促進するため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。

障がいのある人等が、創作的活動や社会との交流促進等の場として、障がいの種別を問わず広く利用していただけるよう、センターの存在や活動の周知をより促進し、地域活動支援センターの体制の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業の必要量見込み <任意事業>

(1) 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	12	9	10	11	12	13
サービス量	のべ時間/年	551	427	749	848	947	1,046

※令和5年度は見込み

(2) 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
サービス量	回/月	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み

(3) 生活訓練等事業

「生活訓練等事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施事業所数	事業所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	5	5	6	6	6	6

※令和5年度は見込み

(4)社会参加支援事業

「文化芸術活動振興事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施事業所数	事業所	0	0	0	1	1	1
実利用者数	人/年	0	0	0	10	10	10

※令和5年度は見込み

「点字・声の広報等発行事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	24	21	21	21	21	21

※令和5年度は見込み

「自動車運転免許取得・改造助成事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	2	1	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込み量の確保の方策

さまざまな障がいのある人が地域で自立した生活を送りやすくなるよう支援を行い、それぞれのニーズに適したサービスが提供できるよう努めていきます。また、福祉サービスの情報や障がいについて地域住民に周知し、サービスの利用及び障がいの理解促進に努めていきます。

第5章 計画の推進

1. 制度の普及啓発等

障がいのある人を取り巻く諸制度は、改正が多く、用語も専門的なため、利用者が改正の内容を把握することがより難しくなっています。障がいのある人の自己決定と自己選択に基づきサービスを利用していくことができるように各種パンフレット、市の広報・ホームページの活用等により、利用しやすく分かりやすい情報提供を行います。

2. 計画の推進体制

本市では、遠賀郡4町と共同で、遠賀中間地域障がい者支援協議会を設置し、障がい者福祉の推進を含む、障がいのある人への支援に関する協議を行っています。

本協議会は、障がいのある人が普通に暮らせる地域を目指し、今後も、他職種の様々な関係機関が共通の目的に向け、具体的に協働するネットワークにより、福祉サービスに関する社会資源の改善と開発を行います。

3. 計画の進行管理

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び成果目標の達成状況などについて、遠賀中間地域障がい者支援協議会等から点検・評価を受け、公表することとします。

資料編

1. 中間市障害者基本計画策定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第36条の規定に基づき、中間市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、法第11条第3項の規定に基づく中間市障害者基本計画の策定その他法第36条第4項各号に掲げる事務とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 保健医療関係の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

(報酬)

第8条 委員の報酬の支給については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の規定によるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(56) 中間市障害者基本計画策定委員会の委員

別表第2に次のように加える。

中間市障害者基本計画策定委員会の委員

中間市障害者基本計画策定委員会の委員		4,200円
--------------------	--	--------

2. 中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、中間市障害福祉計画・障害児福祉計画を作成するため、中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、中間市障害福祉計画・障害児福祉計画とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「総合支援法」という。）第88条第6項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第6項の規定により、本市における次に掲げる計画を一体のものとして作成する計画をいう。

- (1) 総合支援法第88条第1項の市町村障害福祉計画
- (2) 児童福祉法第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画

(任務)

第3条 委員会は、中間市障害福祉計画・障害児福祉計画の作成について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、16人以内の委員でもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 保険医療機関の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の答申が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、会議において委員以外の関係者から説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

(報酬)

第9条 委員の報酬の支給については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の定めるところによるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改める。

第1条第15号を次のように改める。

(15) 中間市障害福祉計画策定委員の委員
別表第2中

を

「	国民保護協議会の委員			4,200 円	」
---	------------	--	--	---------	---

「	国民保護協議会の委員			4,200 円	」
	障害福祉計画策定委員会の委員			4,200 円	

に改める。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 26 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和 31 年中間市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

3. 中間市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定委員会委員

	氏名	所属
委員長	鬼崎 信好	久留米大学大学院比較文化研究科
副委員長	安徳 保	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会
委員	青木 勝弘	中間市身体障害者福祉協会
委員	矢野 洋子	中間市視覚障害者の会「つばさの会」
委員	井上 浩	中間市手をつなぐ育成会
委員	中原 清美	中間市民生委員児童委員協議会
委員	田辺 美紀子	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会 パルハウスぼちぼち
委員	江島 美穂	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会 親子ひろばリンク
委員	河野 輝彦	八幡公共職業安定所
委員	高山 健一	福岡県立直方特別支援学校
委員	田中 麻美	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
委員	柴田 孝行	一般公募
委員	船元 幸徳	中間市教育委員会
委員	鐘ヶ江 和敏	中間市保健福祉部健康増進課保健センター

4. 中間市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画策定委員会開催経過

回数	開催日	委員会内容
第1回	令和5年 7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 正副委員長の選出 ・ 諮問書の提出 ・ 計画策定の趣旨と概要説明
第2回	令和5年 10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間市障がい福祉に関するアンケート調査及び中間市第4次障害者基本計画策定のためのヒアリング調査について ・ 中間市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための事業者対象調査結果報告書について ・ 障がいのある人を取り巻く現状について ・ 中間市第4次障害者基本計画骨子案について ・ 中間市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について
第3回	令和5年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間市第4次障害者基本計画・中間市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案について
第4回	令和6年 2月27日	

5. 用語解説

【あ行】

・医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

・インクルーシブ教育

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム (inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み」とされている。

・音声コード

視覚障がいのある人は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得てる。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置やスマートフォン用アプリケーションソフトを使って音声化する方法がある。音声コードは紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードである。

【か行】

・管理栄養士

「栄養士法」に定められる、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格のこと。病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方、一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理を行う、栄養士の上位にあたる資格である。

・基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割（人材育成、広域的な調整、協議会の運営など）を基本としつつ、地域の実情に応じて実施する。

• 協議会（遠賀中間地域障がい者支援協議会）

障害者総合支援法で設置が明記されている協議会のこと。障がいのある人が安心して生活できる地域を目指し、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成され、障がい者福祉の推進を含む、障がいのある人への支援に関する協議を行っている。中間市では、遠賀郡4町と共同で設置している。

• 居住系サービス

障がいのある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービス。共同生活援助、施設入所支援などがある。

• ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする人が、地域でそれぞれの自立した生活を実現できるよう、適切な保健・医療・福祉サービスなどを効果的に利用できるように調整することを目的とした援助方法。

• 圏域

中間市及び遠賀郡地域（遠賀町・芦屋町・岡垣町・水巻町）のこと。

• 言語聴覚士

「言語聴覚士法」に定められる、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格のこと。音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う。

• 高次脳機能障がい

認知機能（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが生じた状態を、高次脳機能障がいという。

• 広汎性発達障がい

社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障がいの総称。自閉症、高機能自閉症・アスペルガー症候群の他にレット障がい（女兒のみに起こる進行性の神経疾患）、小児期崩壊性障がい（精神発達の退行・言葉がなくなる「意味語消失」が特徴的）などがある。

- **合理的配慮**

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なるが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられる。

- **国立県営福岡障害者職業能力開発校**

国立・県営の障がい者職業能力開発施設。身体障がいのある人及び精神障がいのある人を対象とした訓練を実施し、職業に必要な能力を開発することを目的としている。

【さ行】

- **サービス等利用計画**

障害福祉サービスを利用する際に、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う。事業者は利用者の心身の状況、環境、意向等を勘案して、サービスの内容について計画を立てるほか、適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連携を行う。

- **作業療法士**

様々な作業プログラムによって、身体または精神に障がいのある人に対して機能回復・維持・開発を促すリハビリテーションの専門家。

- **児童発達支援センター**

通所利用の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことに加え、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な役割を担う療育支援施設のこと。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

- **市民後見人**

障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な障がいのある人を身近な地域で支援するため、同じ地域に住む人で家庭裁判所から選任された後見人のこと。

- **社会的障壁**

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

- **重度障害者医療**

重度障がいのある人や児童に対して医療費の一部を補助し、障がいのある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度。

- **就労移行支援**

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や就労に関する相談や支援を行う事業。日中活動系サービスの一つ。

- **就労継続支援**

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。日中活動系サービスの一つ。

- **障害児通所支援**

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などがある。

- **障害者基本法**

1993年に従来の「心身障害者対策基本法」が改正・改称されて成立した法律。障がいのある人の定義に、旧法にはなかった精神障がいのある人が加えられた。障がいのある人のための施策に関して基本的理念を定め、国・地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加のための施策を総合的・計画的に推進することなどを目的としている。

- **障害者虐待防止法**

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する法律」。平成23年に成立し、平成24年10月1日から施行された法律。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

- **障害者権利条約**

障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成18年に国際連合において採択され、平成20年から発効している。日本においては、平成26年1月20日にこの条約を批准し、同年2月19日から発効している。

- **障害者雇用促進法**

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の職業生活における自立の促進のための措置を講じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

- **障害者差別解消支援地域協議会**

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、地域において障がいのある人への差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、障害者差別解消法において、国や地方公共団体が組織できるとされている。

- **障害者差別解消法**

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成25年に成立し、平成28年4月1日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

- **障害者就業・生活支援センター**

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

- **障害者自立支援法**

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。

- **障害者総合支援法**

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者自立支援法が改正・改称されて成立した法律。日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とした法律。

- **障害者優先調達推進法**

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。平成25年4月1日から施行されている法律。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としている。

- **情報通信技術（ICT）**

コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般のこと。ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、情報・通信に関する技術の総称。

- **触知案内板**

視覚障がいのある人が触覚により空間認識を行うための案内板のこと。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様をつけ、点字により注記している。

- **自立支援医療**

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者総合支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められた。

「精神障害者通院医療費公費負担」は、精神障がいのある人の適切な医療を普及するため、指定の病院、診療所等で、通院により精神障がいの医療を受けた場合に、その医療費の9割を社会保険及び公費で負担する制度。

- **心身障害者扶養共済制度**

将来独立して生計を維持することが困難な障がいのある人の保護者が、別途定める掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいとなった場合、残された障がい者に対し終身年金を支給するもの。

- **身体障害者相談員**

身体障がいのある人の福祉の推進を図るために、身体障がいのある人の相談に応じ、身体障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人。

- **身体障害者手帳**

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

- **生活福祉資金貸付制度**

低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

- **精神障害者保健福祉手帳**

精神障がいのある人が、各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。2年ごとに精神障がいの状態について都道府県等の認定を受けなければならない。

- **精神保健福祉士**

「精神保健福祉法」に規定される国家資格。精神障がいのある人の保健および福祉に関する専門知識と技術をもって、精神病院その他の医療施設で治療を受けている人、または精神障がいのある人の社会復帰施設を利用している人の相談に応じ、助言、援助、日常生活支援などを行う。

• 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度。

【た行】

• 地域活動支援センター

障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づき「地域生活支援事業」の一つとして平成18年10月から制度化された機関。通所の障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う。

事業形態は3種類あり、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するⅠ型、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するⅡ型、地域の障がいのある人のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね3年以上有し、安定的な運営が図られていること要件とするⅢ型がある。

• 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のことです。

• 知的障害者相談員

知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人本人やその保護者の相談に応じ、知的障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人。

• 通級

小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導（言語訓練・聴能訓練等）を通級指導教室といった特別の場で受ける教育の形態。

- **特定疾患医療**

指定難病の患者に対し、指定医療機関が行う指定難病にかかる医療。なお、特定疾患医療を受けるためには、県の支給認定を受ける必要がある。

- **特別支援学級**

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がいのある人、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障がいのある人に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級。

- **特別支援学校**

視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【な行】

- **内方線付き点状ブロック**

駅のホーム等に設置するブロックで、点状の突起に加え、ホーム内側部分に線状の突起を設け、ホームの端がどちら側にあるかを分かるようにしたもの。

- **中間市要援護者支援プラン**

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもの。

- **難病**

「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と障害者総合支援法に規定されている。上記の難病のある人は、障害福祉サービス、相談支援、補装具、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用対象となる。（障害児通所支援及び障害児入所支援は障がいのある児童のみ利用対象）

- **難病の患者に対する医療等に関する法律**

難病の患者に対する医療について、医療費助成の法定化や調査研究の推進等を定めた法律。平成26年（2014）成立。平成27年（2015）施行。

- **日中活動系サービス**

障害者総合支援法に基づき、障がい者の昼間の活動を支援するサービス。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所を指す。

- **ノーマライゼーション**

高齢者や障がいのある人等と健常者を区別することなく、誰もが「普通に暮らせる社会」を実現するために必要な環境を整備するという考え方。

【は行】

- **発達障害者支援法**

発達障がいのある人の早期発見と、発達支援の促進のため、2004年12月制定、2005年4月施行された法律。

- **バリアフリー**

障がいのある人や高齢者の行動を妨げているバリア（障壁）を取り除き生活しやすくすること。「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」も含まれる。

- **バリアフリー新法**

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。2006年施行。高齢者や障がいのある人が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指す法律。 駅・空港・バスといった公共交通機関を対象とした交通バリアフリー法と、大規模ビルやホテル、飲食店などを対象としたハートビル法を統合して改正・拡充した法律。

- **避難行動要支援者**

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら非難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者。

- **福岡県障害者更生相談所**

身体及び知的障がいのある人の相談、医学的・心理的及び職能的判定、手帳の交付を行う機関。

- **福岡障害者職業センター**

障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス。事業主に対する障がいのある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関。

- **法定雇用率**

障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体において、一定の割合以上、障がい者を雇用しなければならないと定められた雇用率。一般の民間企業は2.3%、国や地方公共団体は2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%とされている。

- **訪問系サービス**

障害者総合支援法に基づき、自宅に介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の世話をするサービス。

【ま行】

- **民生委員・児童委員**

「民生委員法」（1948年制定）にもとづき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。市町村・特別区内の担当地域の指定を受け、社会福祉行政全般にわたる協力機関として住民の立場に立って相談・援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされている。また、全ての民生委員は児童福祉法により「児童委員」も兼ねている。

【や行】

- **ユニバーサルデザイン**

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。バリアフリーの進化形でもある。

【ら行】

ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・成年期・壮年期・老齢期など人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のことです。

- **理学療法士**

医師の指導のもとに、疾病や障がいなどに起因する機能障がいや形態障がいのある人に対して、筋力や関節可動域、協調性といった身体機能について、運動療法や温水、水、光線、電気といった物理療法を用いて機能の回復を図るリハビリテーションを行う医療専門職。

- **療育手帳**

児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

- **臨床心理士**

臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を取り扱う「心の専門家」。1990年8月1日付で文部省（現文部科学省）より認可された「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の審査により認定される有資格者。